



第5次 上尾市総合計画 後期基本計画

笑顔きらめく
“ほっと”なまち
あげお



平成28年度～平成32年度

上尾市

第5次上尾市総合計画 後期基本計画

～笑顔きらめく“ほっと”なまち あげお～

笑顔きらめく“ほっと”なまち あげお
の実現を目指して



本市は、昭和33年7月15日に市制を施行して以来、田園都市から工業都市、そして住宅都市へとさまざまな変遷を経ながら、現在人口約22万7千人を超える埼玉県の中核をなす都市へと発展してまいりました。

本市は5年前に、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間とする「第5次上尾市総合計画」の基本構想と前期基本計画を策定し、将来都市像を「笑顔きらめく“ほっと”なまち あげお」と定めて、まちづくりのさまざまな施策を実施してまいりました。この前期基本計画が平成27年度をもって終了することから、このたび平成28年度からの5年間のまちづくりの指針となる後期基本計画を策定したものです。

基本構想と前期基本計画を策定した平成23年は、3月11日に東日本大震災が発生し、平穏な日常の中で突然、自然災害の脅威を思い知らされました。その一方で人と人との絆や、地域コミュニティの重要性も強く実感することができました。これまで人口が増加してきた本市も、少子高齢化の進行に伴う高齢人口の増加や生産年齢人口の減少が、今後の行財政に大きな影響を及ぼすことが予想されます。誰もが笑顔でいられる「笑顔きらめく“ほっと”なまち あげお」の実現のためには、行政はもちろんのこと、市民同士の絆や地域コミュニティの果たす役割が大変大きいと考えています。

第5次上尾市総合計画では、協働を基本理念のひとつに位置付け、市民・事業者・行政が協力して対応すべき課題に取り組むこととしています。後期基本計画においても、さまざまな施策の推進にあたって市民や事業者の皆様のご協力をいただきながら、将来都市像である「笑顔きらめく“ほっと”なまち あげお」を実現してまいります。

結びに、後期基本計画の策定に当たり、計画案をご審議いただいた上尾市総合計画審議会委員の皆様、協働に向け「市民としてできること」についてご検討いただいた“ほっと”なまちあげお市民会議委員の皆様、市民コメントにおいて貴重な意見や提言をいただいた市民の皆様をはじめとする関係各位に、心から感謝を申し上げます。

平成28年3月

上尾市長 島時 稔

目次

はじめに

1. 計画策定の趣旨	2	④将来の人口推計	6
2. 計画の構成と期間	3	⑤産業の動向	6
3. 計画策定の背景	4	⑥土地利用	7
(1)上尾市のあらまし	4	(2)時代の潮流	8
①位置と自然	4	(3)市民の意識	10
②沿革	4	4. 上尾市の基本的課題	12
③人口・世帯の動向	5	5. 総合的に取り組む重点テーマ	16

後期基本計画

■ 施策の体系	20	2. 未来につなぐ環境づくり	43
■ 各施策の見方	22	2-1 持続可能な循環型社会の形成	44
1. 支え合う安心・安全なまちづくり	23	2-1-1 環境保全	44
1-1 人権の尊重	24	2-1-2 廃棄物・リサイクル	46
1-1-1 人権・男女共同参画・平和	24	2-1-3 生活環境	48
1-2 社会保障の充実	26	2-2 良好な水循環・水環境の形成	50
1-2-1 生活福祉	26	2-2-1 上水道	50
1-2-2 高齢者福祉	28	2-2-2 下水道	52
1-2-3 障害者福祉	30	2-2-3 河川	54
1-2-4 健康	32	3. 快適な都市空間づくり	57
1-3 暮らしの安心・安全確保	34	3-1 都市基盤の整備	58
1-3-1 交通安全	34	3-1-1 土地利用	58
1-3-2 防災・危機管理	36	3-1-2 住環境	60
1-3-3 消防	38	3-2 交通環境の充実	62
1-3-4 防犯	40	3-2-1 交通	62
1-3-5 消費生活	41	3-2-2 道路	64

後期基本計画

4. 美しく心豊かなまちづくり・・・・・・・・	67	6. 明日を担う人づくり・・・・・・・・	89
4-1 緑の保全・創出	68	6-1 児童福祉の充実	90
4-1-1 みどり	68	6-1-1 子育て	90
4-2 地域文化の継承と創造	70	6-2 学校教育の充実	92
4-2-1 文化・芸術	70	6-2-1 教育環境	92
4-2-2 文化財	72	6-2-2 教育活動	94
4-3 生涯学習・スポーツの振興	74	6-3 青少年の育成	96
4-3-1 生涯学習	74	6-3-1 青少年	96
4-3-2 スポーツ・レクリエーション	76	7. 市民との協働と新たな行政運営・・・	99
5. たくましい都市活力づくり・・・・・・・・	79	7-1 市民参加と協働の推進	100
5-1 地域産業の振興	80	7-1-1 市民活動・コミュニティ支援	100
5-1-1 農業	80	7-1-2 交流	102
5-1-2 商業	82	7-1-3 情報共有	104
5-1-3 工業	84	7-2 新たな行財政運営	106
5-1-4 観光	86	7-2-1 行政経営	106
5-2 労働環境の充実	88	7-2-2 財政運営	108
5-2-1 勤労者・就労支援	88	7-2-3 公共施設	110
		■ 計画推進に向けて・・・・・・・・	112

基本構想

1. まちづくりの基本理念・・・・・・・・	114
2. 将来の目指す姿・・・・・・・・	114
3. まちづくりの基本方向・・・・・・・・	118

参考資料

● 策定体制・・・・・・・・	122
● 上尾市総合計画審議会・・・・・・・・	123
● 上尾市総合計画審議会への諮問及び答申・・・・・・・・	125
● 第5次上尾市総合計画後期基本計画策定委員会・・・・・・・・	126
● 第5次上尾市総合計画後期基本計画策定プロジェクト・チーム・・・・・・・・	127
● “ほっと”なまちあげお市民会議・・・・・・・・	129
● 策定経過の概要・・・・・・・・	130
● 関連計画の概要・・・・・・・・	132
● 用語解説・・・・・・・・	137
● 指標解説・・・・・・・・	143

上尾市民憲章 一昭和 63 年 7 月 15 日制定一

私たち上尾市民は、武蔵野の美しい自然と豊かな歴史と伝統にはぐくまれた郷土に誇りと責任を持ち、人間性あふれた明るく住みよいまちをきずくため、ここに憲章を定めます。

私たちは

- 1 ふれあいを大切に、あたたかい上尾をつくります。
- 1 体をきたえ、活気ある上尾をつくります。
- 1 きまりを守り、美しい上尾をつくります。
- 1 仕事にはげみ、豊かな上尾をつくります。
- 1 教育・文化を高め、国際感覚を養い、未来をひらく上尾をつくります。

上尾市非核平和都市宣言

一昭和 60 年 8 月 15 日宣言一

世界の恒久平和と安全は、人類共通の願いである。

しかし、今なお、多くの核兵器が造られ、世界の各地で武力紛争や戦争が絶えない。

わが国は、世界唯一の被爆国として、全世界の人々に被爆の恐ろしさ、被爆の苦しみを訴え、再びこの地球上に被爆の惨禍を繰り返させてはならない。

われわれは、生命の尊厳を深く認識し、わが国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍備縮小を求めるものである。

よって、被爆 40 周年に際し、上尾市は戦争のない、住みよいあすの世界を願い、ここに「非核平和都市」の宣言をする。

上尾市スポーツ都市宣言

一昭和 51 年 5 月 2 日宣言一

緑豊かな美しい自然、明るく健康的で人間性豊かなまちは私たちみんなの願いです。

私たち上尾市民は、ひとりひとりがスポーツに親しみ、スポーツを通じて心と体をたくましく鍛え、市民相互の交流と連帯感を育み、創造的で人間性あふれる上尾市を築くため、ここにスポーツ都市の宣言をします。

- 1 すべての市民がスポーツに親しみ、たくましい心と体をつくりましょう。
- 1 すべての市民がスポーツの仲間をつくり、友情と連帯の輪を広げましょう。
- 1 すべての市民がスポーツを生活にとりいれ、創造性と人間性あふれるまちづくりをすすめましょう。

上尾市人権尊重都市宣言

—平成7年10月3日宣言—

日本国憲法は、すべての国民に基本的人権を保障しています。

しかし、私たちを取り巻く現実の社会には、同和問題をはじめ障害のある人や女性に対する差別など、基本的人権にかかわる問題が依然として存在しています。

私たち上尾市民は、あらゆる差別をなくし、一人ひとりが人権を尊重し合い自由と平等にあふれた平和で明るい社会を築くため、ここに上尾市を「人権尊重都市」として宣言します。

- 1 お互いに相手の立場にたって考え、思いやりの心を育てましょう。
- 1 人種や民族、家柄、地位、学歴、職業などにこだわらない人間交流を深めましょう。
- 1 家庭や地域、学校、職場などあらゆる生活の場で、人権を尊重する豊かな心をもった社会づくりに努めましょう。

上尾市子ども憲章

—平成15年10月1日制定—

わたしたちは自然・伝統・文化を大切にし、豊かな未来をつくりあげるために、ここに「上尾市子ども憲章」を定めます。

ゆめ

夢や希望に向かって、何事にも積極的にチャレンジします。

いのち

力強く大地に根を張って、一つ一つの命を大切にします。

思いやり

やさしさと思いやりの心を持って、ふれあいの輪を広げます。

はじめに



1. 計画策定の趣旨

総合計画は、地方自治体におけるまちづくりの総合的指針であり、本市でも昭和 45 年から総合計画を策定し、これに沿ってさまざまな施策を展開してきました。

平成 23 年 3 月に策定した「第 5 次上尾市総合計画」では、「協働」、「自立」、「共生」、「独創」をまちづくりの基本理念とし、「笑顔きらめく“ほっと”なまち あげお」を将来像に掲げ、その実現に向け、7 つのまちづくりの基本方向のもとで各種施策を展開しています。10 年間の計画期間を前後期の 2 期に分け、前期基本計画として各般の取組を進めてきましたが、平成 27 年度をもって前期 5 年の計画期間が終了するため、このたび平成 28 年度からの後期 5 年間の計画期間とする後期基本計画を新たに策定しました。

本市を取り巻く社会・経済情勢は年々変貌を遂げています。とりわけ、人口や経済が右肩上がりの時代が終焉を迎え、全国的な人口減少の傾向と同様に、本市でも計画期間中に人口が減少に転じると見込まれています。また、昭和 40 年代の人口急増期に整備してきた公共施設が一斉に更新・改修時期を迎えます。今後急速に進む少子高齢化や公共施設の更新問題は市政の多方面に大きな影響を及ぼし、国をはじめ地方自治体の持続可能性を厳しいものとしています。

一方で、いわゆる平成の大合併の流れの中で合併の道を選ばなかった本市は、今後、自立都市として一層の主体性の発揮が求められており、これまで以上に計画的、戦略的にまちづくりを進めることが重要となります。

また、今後のまちづくりでは、市民・事業者・行政のあらゆる主体がそれぞれの能力を発揮しながら協働する仕組みが不可欠です。従って「第 5 次上尾市総合計画」は、行政経営計画としてだけでなく、市民・事業者・行政が共有する協働によるまちづくりの行動計画として策定し、厳しい社会・経済環境の中でも、より多くの笑顔を生み出すことができるよう活用していくものです。

2. 計画の構成と期間

総合計画は、基本構想・基本計画・実施計画により構成します。

○基本構想

基本構想は、本市のまちづくりの基本的な理念と目指す姿、方向性の大筋を示すもので、平成23年度を初年度とし、平成32年度を最終年度とする10か年構想です。

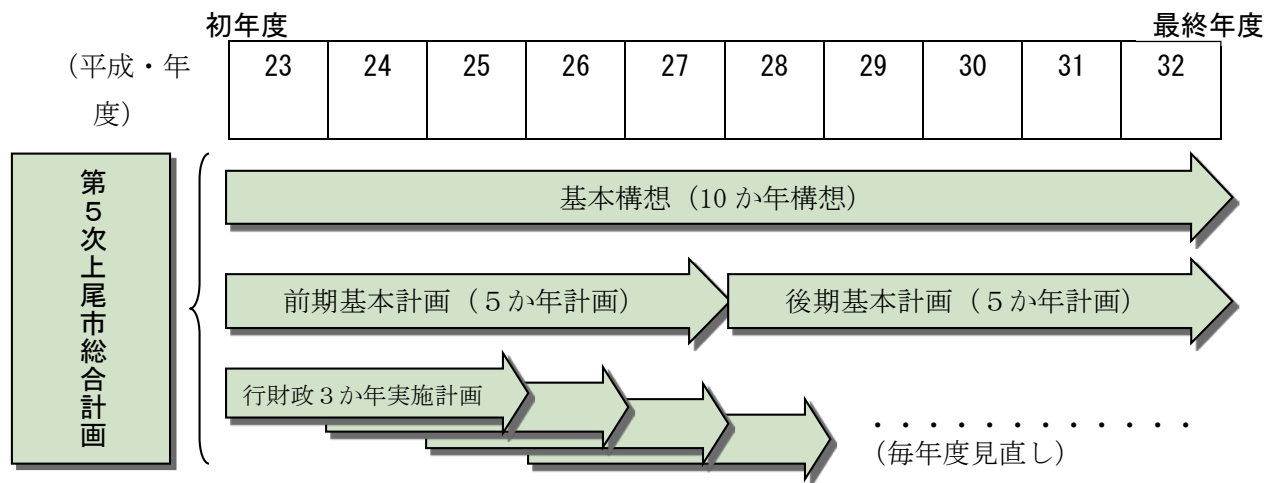
○基本計画

基本計画は、基本構想に沿って市民・事業者・行政が進めるまちづくりの施策、行動内容を具体的・体系的に示すもので、基本構想期間の10年間を前期と後期に分けた5か年計画です。前期基本計画は基本構想と同時に策定します。

○実施計画

実施計画は、基本計画に掲げた施策のうち、本市が行う具体的事業の内容に財政状況を勘案して示すもので、計画期間を3か年とし、毎年度見直しながら向こう3か年の計画を、「行財政3か年実施計画」として定めていきます。

[計画の構成と目標年次]



3. 計画策定の背景

(1) 上尾市のあらまし

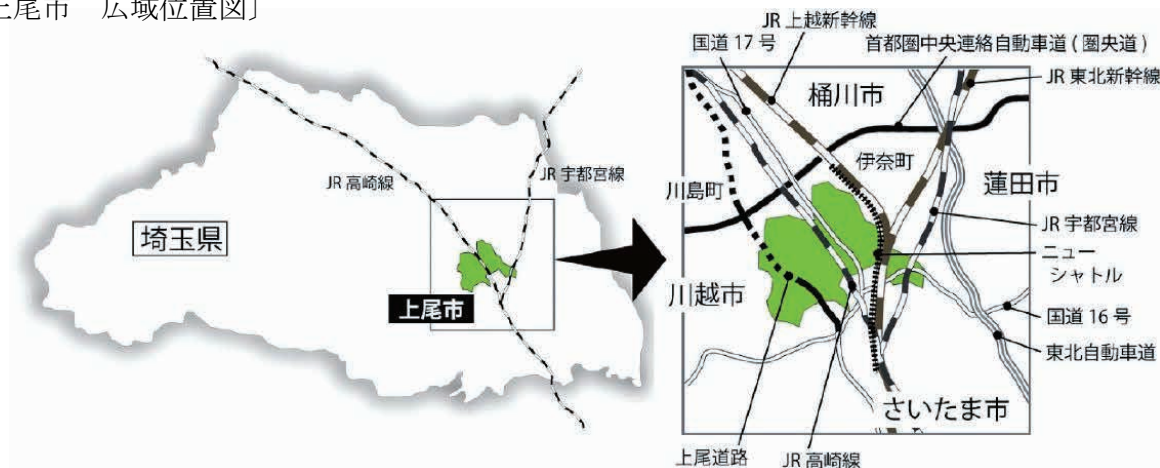
①位置と自然

本市は、埼玉県の南東部、首都東京から 35Km の距離にあり、東は伊奈町と蓮田市に、南はさいたま市に、西は川越市と川島町に、北は桶川市と接しています。

本市の面積は 45.51km² で、荒川が西境、綾瀬川、原市沼川が東境となっています。海拔は約 17m の平坦な地形で起伏は少なく、その中を、鴨川、芝川などの河川も南へ向かって流れています。東西の河川沿いには水辺や緑の豊かな自然環境があり、市内の周辺部には武蔵野の面影を残す雑木林も見られます。

市内には国道 17 号が貫通し、上尾道路のほか近くには首都圏中央連絡道路（圏央道）の整備が進められています。鉄道は JR 高崎線に上尾、北上尾の 2 駅があるほか、市東部は埼玉新都市交通（ニューシャトル）で大宮駅と結ばれています。

〔上尾市 広域位置図〕



②沿革

本市は長い歴史を持ちますが、江戸時代には、上尾地区は中山道 69 宿の 5 番目の宿場町として、平方地区は荒川舟運の要衝として、原市地区は市場町として、それぞれ発展しました。

明治 16 年、高崎線開通と同時に上尾駅が設置され、市街地形成が進みました。明治末期には上尾町や平方町に製糸工場が建てられ、昭和になってからは機械・金物・食品工場も操業して工業都市としての下地が作られました。

昭和 30 年 1 月 1 日、上尾町、平方町、原市町、大石村、上平村、大谷村の 3 町 3 村が合併して上尾町になり、3 年後の昭和 33 年 7 月 15 日の市制施行で上尾市が誕生しました。当時、人口は約 37,000 人でしたが、地理的条件の良さに国の高度経済成長も加わり、田園都市から工業都市、そして住宅都市へと変貌しました。

人口の急増や市街地の拡大に対応して、都市基盤や都市環境の整備、福祉の向上などを進めるとともに、昭和 51 年には「上尾市スポーツ都市宣言」、昭和 60 年には「上尾市非核平和都市宣言」、平成 7 年には「上尾市人権尊重都市宣言」を行いました。

本市のイベントとしては、夏季に開催される「上尾夏まつり」や「あげお花火大会」、秋季に開催される「あげお産業祭」や「上尾シティマラソン」、また冬季に開催される「あげおイルミネーション」などがあります。

平成 20 年に市制施行 50 周年を迎えた本市は、上尾駅のリニューアルや上尾駅東口の再開発など本市の顔となる街づくり事業が完了するとともに、市民活動支援センターや東保健センターの開設、学童保育所の増設や民間保育所の開設支援など利便性の向上を図る公共施設の整備が進捗しているほか、こども医療費の無料化の拡大や介護予防事業の拡充、小中学校の全教室へのエアコン設置や大型モニタ及びデジタル教科書の配備など、子どもから高齢者まで幅広いニーズを踏まえた施策を展開しています。

また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を教訓として、防災備蓄の拡充や緊急時通信体制の強化など、防災対策にも万全を期して取り組んでいます。

③人口・世帯の動向

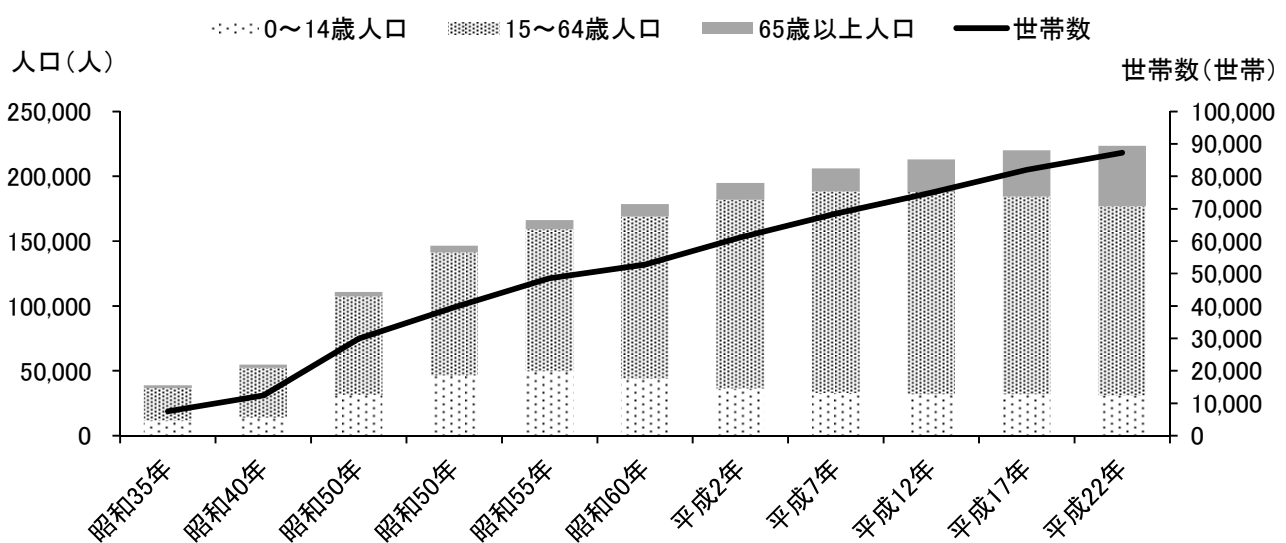
平成 22 年の国勢調査による本市の人口は 223,926 人で、さいたま市より北の埼玉県内、JR 高崎・宇都宮線沿線都市の中では最大規模となっています。

本市の人口は、産業や住宅の立地とともに昭和 40 年代に急増し、昭和 35 年～55 年の 20 年間に 4 倍(400%)を超えましたが、平成 17～22 年の 5 年間は 1.7%にとどまっており、増加のペースは鈍化し、平成 27 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳による人口をみると、すでに本市では、人口の減少が始まっていると考えられます。

本市の世帯数は人口と同様に増加し、平成 22 年の国勢調査では 87,286 世帯となっており、世帯数の増加のペースは人口を上回り、1 世帯当たりの人員は低下し、核家族化が進んでいます。

また、本市の 65 歳以上の高齢者の割合は上昇し、平成 22 年の国勢調査では 20.8%となっており、今後は、県内平均を上回って高齢化が進むことが予想されています。

[国勢調査人口・世帯数の推移]

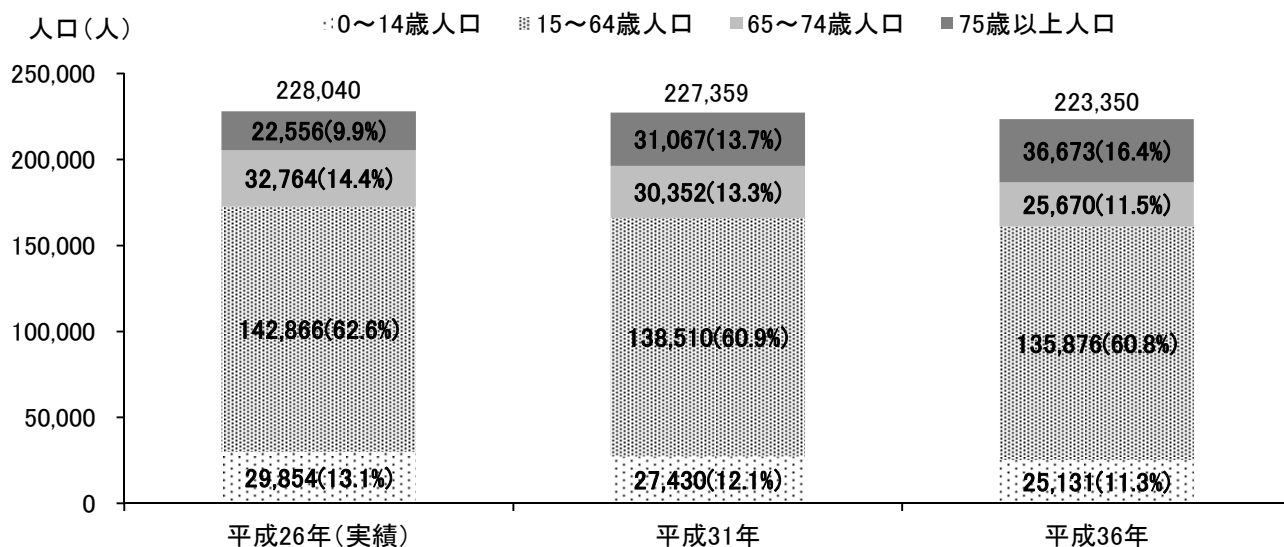


[資料：国勢調査]

④将来の人口推計

住民基本台帳に基づき、本市の将来人口を推計すると、平成26年の228,040人から一貫して減少し、10年後の平成36年には223,350人と約5,000人減少すると予測されます。年齢別で見ると、0～14歳人口と15～64歳人口の割合はいずれも平成26年の13.1%・62.6%から一貫して低下し、平成36年には11.3%・60.8%となることが見込まれます。一方、65歳以上人口の割合は平成26年の24.3%から一貫して上昇し、平成36年には27.9%となる見通しで、65歳以上人口の割合が高まる高齢化が進むと想定されます。特に75歳以上人口（後期高齢者）の割合は平成26年の9.9%から平成36年には16.4%と急激に上昇することが見込まれます。

[年齢区分別人口推計]



[資料：住民基本台帳より推計]

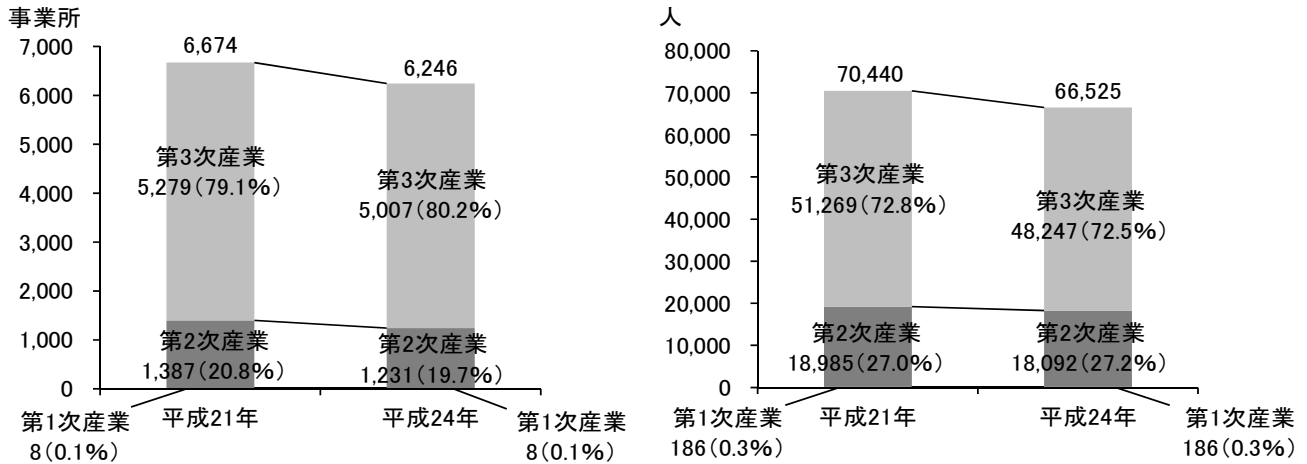
⑤産業の動向

平成24年の経済センサス（活動調査）によると、本市の事業所数は6,246事業所、従業者数は66,525人となっており、平成21年からそれぞれ減少しています。

産業構造では、卸売・小売業や宿泊・飲食サービス業等の第3次産業が事業所数の約8割、従業者数の約7割を占めており、重要な産業となっています。一方、本市の第2次産業の製造業は事業所数が少ないものの、従業者数では約2割を占めており、規模が大きい傾向があります。このため、本市は商業都市と工業都市の性格を併せ持っているといえます。

産業分類では、農業は、農家数、就業者数、耕地面積ともに減少が続いており、その一方で農作物の販売額が少ない農家の割合が多くなっています。工業は、工場数、従業員数、製造品出荷額等とともに減少していますが、本市の製造品出荷額等は県内でも上位にあり、自動車や自転車など輸送用機械器具製造業が高い割合を占めています。商業は、商店街（会）数及び会員数が商店主の高齢化や後継者不足のほか、大規模店舗やショッピングセンターの進出等によって減少しており、商店街活動が低迷している状況にあります。

[上尾市の産業分類別事業所数比率、産業分類別従業者数]



[資料：経済センサス（「上尾市産業振興ビジョン」から引用）]

⑥土地利用

本市の土地利用は、JR 高崎線や国道 17 号を軸として東西方向に市街地が拡大し、その外側に農用地などが分布する形態となっています。市街地では、全体に住宅地が広がる中に、まとまった規模の工業用地があるほか、JR 上尾駅周辺には商業系の施設立地が多く、中心市街地を形成しています。ただし、郊外の開発進展に伴い、市街地での都市機能が拡散し、中心市街地の空洞化も懸念されています。

計画的な土地利用を図るため、本市全域を市街化区域（既に市街地を形成している区域及び計画的に市街化を図る区域）と市街化調整区域（建築物等の建築を制限し市街化を抑制する区域）に区分するとともに、伊奈町を合わせた区域を「上尾都市計画区域」（一体的に整備、開発、保全を図る区域）としています。

(2) 時代の潮流

地方自治、まちづくりを取り巻く社会・経済環境は、時代とともに大きく変貌を続けており、計画策定に当たっては、その動きを的確に捉えておく必要があります。

○少子高齢化と人口減少社会の到来

我が国は、世界に例を見ない速度で少子高齢化が進行し、全国の人口は既に平成 17 年以降減少に転じています。これにより、福祉需要の増大や、働く世代の減少による経済活力への影響も懸念されています。

○公共施設の更新問題

我が国において公共施設等の老朽化対策が大きな課題であり、地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されます。早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。

○環境負荷低減への世界的要請

地球環境保全への意識が世界的に高まる中で、将来への持続可能な環境づくりへの取組が求められています。自然環境の保全や資源循環型社会への転換、温室効果ガスの排出削減が、企業から個人まで要請されています。

○都市構造の見直しへの要請

これまでの経済成長や人口増加、自動車の普及などに伴って、全国で市街地が拡大しましたが、一方で、中心市街地の空洞化などの問題が顕在化してきました。都市運営の効率性の確保、財政面、環境面の観点からも、市街地の拡大抑制、都市機能の集約化が求められています。

○情報化の進展による社会経済の変容

スマートフォンやインターネットを用いた様々なサービスの急速な普及など、社会の情報化の進展は経済の仕組み、人々の生活や社会活動のスタイルを変化させています。便利さの反面、情報管理面などへの問題も指摘され、その適切な活用が一層求められています。

○激しい経済変動と地域社会への影響

日本経済は世界的規模の大きな経済変動の中にあり、とりわけ 2008（平成 20）年からの急激な景気悪化の波は、企業収益の低下とそれに伴う雇用情勢の悪化をもたらし、地域社会にも大きな影響を及ぼしました。近年、長い低迷からの回復が期待されてきていますが、今後も経済変動への適切な対応が求められています。

○財政健全化への要請

地方財政は、働く世代の減少に伴い市税収入が減収する一方で、高齢化に伴う福祉需要の増大、さらには公共施設の更新問題への対応などにより、新たな行政施策を展開することが困難な状況にあります。今後、多様化する住民ニーズに対応した行政サービスを提供していくためには、さらなる行財政運営の効率化を進めていくことが求められています。

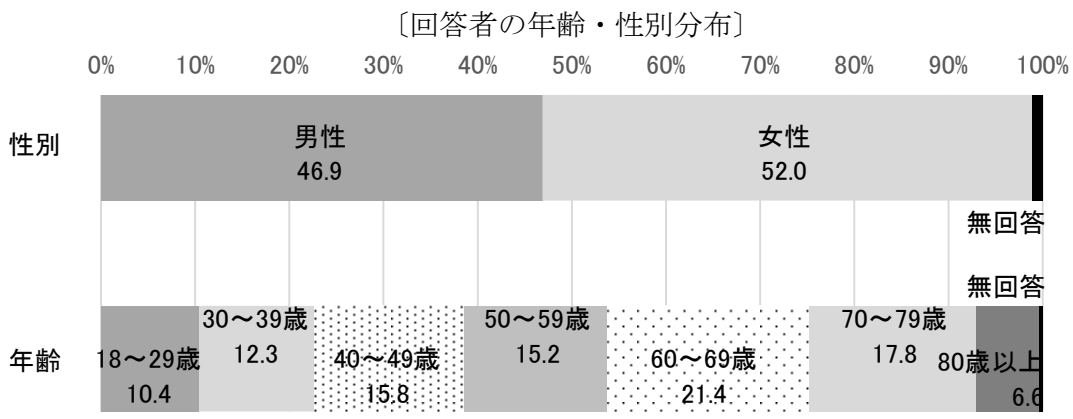
○地方分権・協働への大きな流れ

国による全国一律の施策の取組から、地方に権限を移す地方分権の流れが進み、地方自治体は、自立力向上、自律的な運営体制づくりが強く求められています。また、地方分権は市民の自治力の向上も求めるもので、まちづくり活動への市民参加、さらには市民・事業者・行政の「協働」の取組の重要性が高まっており、地域特性に合わせた体制づくりが必要です。

(3) 市民の意識

平成 25 年 12 月に実施した市民意識調査結果から、上尾市民の意識の主な特徴が次のように読み取ることができます。

調査目的:市民の行政全般に対する要望や考え方を把握し、今後の市政に反映させるため実施。
 調査対象:市に在住する18歳以上の市民3,000人を住民基本台帳から地区バランスを考慮して無作為に抽出
 調査時期:平成25年12月
 調査方法:郵送による配布と回収
 回収状況:有効回収数1,553人(有効回収率51.8%)

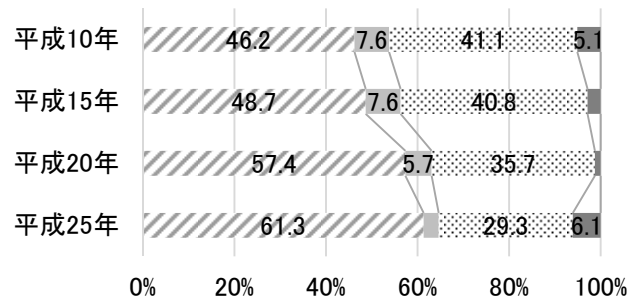


注：5%未満非表示

○住み心地

本市の住み心地は、「住みよい」が61.3%、「住みにくい」が3.3%で、「住みよい」の割合は平成10年度の調査以降、上昇しています。

▨住みよい ■住みにくい ※どちらとも言えない ■無回答



注：5%未満非表示

○住んで良かった点・悪かった点

本市に住んで良い点は、「緑・自然の環境」が最も高く、次いで「ゴミの収集・処理」、「買い物や街歩き」の順となっています。逆に悪い点は、「歩道等交通安全の環境」が最も多く、これに「道路事情」、「病院や医院など医療機関」が続いています。

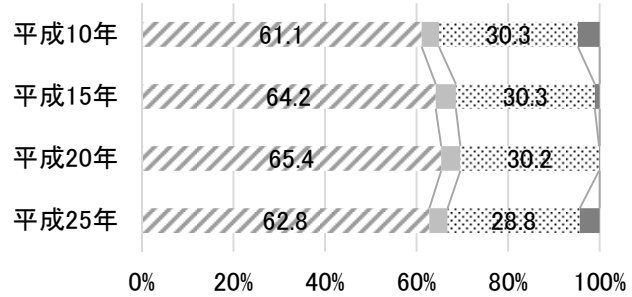
	上尾市に住んで良い点	上尾市に住んで悪い点
1位	緑・自然の環境 (39.2%)	歩道など交通安全の環境(36.3%)
2位	ゴミの収集・処理 (36.9%)	道路事情(28.1%)
3位	買い物や街歩き (24.0%)	病院や医院など医療機関(25.4%)

○上尾市への定住の意向

本市に今後も「住みたいと思う」が62.8%を占めています。

定住の意向は全体的に高く、平成10年から20年にかけてその割合は徐々に上昇していましたが、平成25年の調査は平成20年に比べやや減少しました。

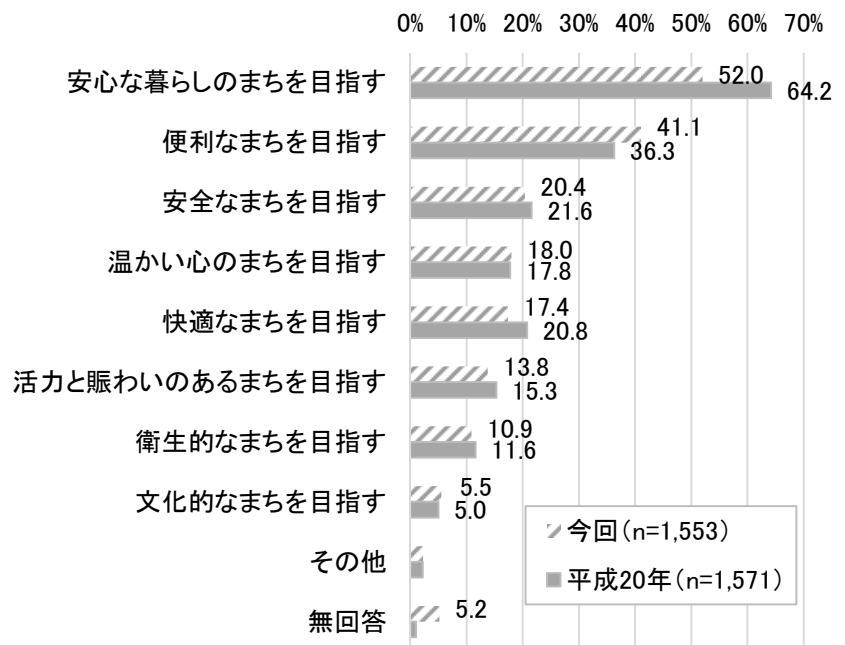
◌ 住みたいと思う
 ◌ 住みたいと思わない
 ◌ どちらとも言えない
 ◌ 無回答



注：5%未満非表示

○まちづくりの重点分野

本市をもっと住みたいまちにするための重点分野(2つまで回答)は、「保健や医療、福祉の充実などにより、安心な暮らしのまちを目指すこと」の割合が52.0%と最も多く、次いで「道路や交通、公共施設の充実などにより、便利なまちを目指すこと」が41.1%、「災害対策や防犯対策の充実などにより、安全なまちを目指すこと」が20.4%となっています。



注：5%未満非表示

4. 上尾市の基本的課題

本市の地域特性や、それを取り巻く時代の潮流、市民意識の変化などを踏まえると、本市のまちづくりにはさまざまな課題があり、その解決に向けてさらなる努力を続けることが必要です。本市の基本的課題を以下の10項目に整理して示します。

● 基本的課題1 まちづくりへの市民力・協働力の向上

地方分権の流れが加速する反面、市税の減少や扶助費の増大など財政の制約が強まる中、市民・事業者・行政との「協働」によるまちづくりの必要性が高まっています。また退職した団塊の世代が、豊富な知識や経験を生かして地域社会の担い手として活躍できる場の構築や、若い世代が参加しやすい環境づくりも求められます。

このため、社会経済の動向や本市の地域性に即した市民参画や協働のスタイルを見出していく必要があります。その施策として、市民がまちづくりに積極的に参加できるシステムの構築のほか、市民活動団体や地域コミュニティ組織などの活性化や両者の連携強化への支援など、協働の体制づくりが重要な課題となっています。

市民のまちづくりへの意識を高めるきっかけとしても「交流」の重要性は高く、多世代・多文化・地域間などの交流を積極的に展開し、相互に多くの刺激を得る中から市民が自らのまちを見つめ直し、行動していけるようにする必要があります。

また、「協働」には、市民・事業者・行政間での情報の共有化が重要であり、広報体制の充実や新たな媒体の利用なども含めた、誰もが見ることができている情報開示の方法や、情報提供サービスの展開が重要であるとともに、市民コメント制度など広聴機能を強化し、市民の声を協働の進め方や施策に反映できる相互信頼関係を確立することが必要です。

● 基本的課題2 安心して暮らせる支え合いの仕組みづくり

少子高齢化は本市でも例外なく急速に進み、高齢者や障害者などの福祉ニーズが多様化する中で、一人一人が生きがいを持って安心して暮らし、活動できる地域社会づくりを継続する必要があります。これはまちづくりのすべてにかかわる課題といえます。福祉サービスの充実はもちろん、地域で支え合える仕組みづくりが不可欠であり、ボランティア、市民団体などの育成による地域での支援ネットワーク体制の構築が求められています。

高齢者に対しては、介護予防や介護サービス基盤の充実のほか、ライフスタイルに応じたさまざまな生活支援体制の強化や生きがいづくりの支援、元気な高齢者なども参加した支え合いの仕組みづくりなども必要です。障害者に対しては、すべての人々が同じように生活できる社会づくりを目指し、障害の早期発見、早期療育を基本としながら、生活支援や自立に向けた就労支援、相談体制の強化などが必要です。

また、一人一人の健康管理、健康づくりに向け、保健・福祉・医療が連携した健康づくり活動の実践、生活習慣病や感染症予防のための健(検)診受診率や接種率の向上も課題となります。

さらに、ドメスティック・バイオレンスや虐待の防止など人権尊重への取組を継続する必要があるほか、男女共同参画社会へ向けた取組の重要性も高まっています。

● 基本的課題3 後世に持続可能な循環型社会づくり

地球温暖化の危機が叫ばれ、市民生活や都市活動全般にわたり、環境との共生や環境負荷の低減が強く求められています。都市の環境を総合的に捉え、市民・事業者・行政の主体的な行動と連携により、持続可能な資源循環型社会づくりを目指す必要があります。

それにはまず、学校や生涯学習の場などを通じた環境教育により市民の意識を高め、環境配慮型生活の実践を広めることが重要であり、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を意識したごみ減量化など資源循環への取組を促進する必要があります。また、環境活動の啓発・PRにより、その活動機会を創出し市民参加を拡大することが重要です。

環境保全のための施策として、各種の公害対策のほか、公共下水道整備や合併処理浄化槽普及促進などによる河川の水質改善も重要であり、さらにごみの減量や不法投棄対策、新たな廃棄物処理施設の検討も必要です。

● 基本的課題4 誰もが便利で秩序ある都市空間の形成

人口の増加とともに本市も市街地の拡大を続けてきましたが、人口減少社会を迎えるに当たり、都市基盤施設の維持管理が懸念され、良好な都市環境維持などの観点から、都市機能の配置の見直しも含め、中心市街地と周辺地区との均衡のとれた効率の良い都市構造を形成していく必要があります。

今後、これに対応した土地利用の適切な規制や誘導などにより、農地を保全しながら市街地を適正規模に収め、かつ、既存の都市基盤施設を活かした人優先の社会基盤整備を進める必要があるとともに、公共下水道整備や都市型水害防止対策も進める必要があります。また、街づくり推進条例や地区計画・建築協定などの制度についても有効に活用していかなければなりません。

都市交通面では、都市計画道路をはじめとする道路網の効果的整備とともに狭あい道路の拡幅など道路の質の向上が必要であるほか、自動車に過度に依存しないための公共交通の利便性向上や自転車利用の促進なども大きな課題です。

中心市街地への都市機能集約は、秩序ある都市構造形成にとって重要な課題であり、歩いて暮らすことができる街づくりを目指した駅周辺の整備やバリアフリー環境の整備が必要です。

● 基本的課題5 美しく心豊かな文化都市づくり

多くの人々が住みたいと思う都市になるためには、美しさや文化性を高め、質の高い誇りを持てる都市を形成する必要があります。

特に、緑は都市の潤いを形成する重要な要素であり、緑のアクションプログラムを見直す中で、その保全・維持活動を幅広く進める必要があります。

また、景観への関心も高まっており、景観計画の策定をはじめ歴史的建造物や地域のシンボリック樹木の保存など、多くの市民参加を得ながら都市景観や田園風景の良さを守り、また創造することが必要です。

一方、生涯学習やスポーツ活動を通じて心の豊かさや生きる喜びを増していくためには、参加への意識啓発、指導者の発掘や育成などが必要であり、そのために、公民館や学校の余裕教室、体育施設の有効活用を計画的に進めることも重要です。

さらに、文化財の保護や記録を進めるとともに、貴重な歴史資料の整理公開をしていく必要があります。

● 基本的課題6 安全を確保する危機管理体制の強化

地震などの大規模災害や治安の悪化、交通事故の被害などが危惧される中で、市民の安全確保は行政の大きな責務です。自然災害や犯罪などの防止・対応のほか、交通環境の整備充実や救急医療なども含めて、緊急時に的確な対応がとれる危機管理体制の強化が不可欠です。

防災面では、建物の耐震改修をはじめ、地域防災計画に基づき地域が連携した防災対策が必要なほか、自主防災組織の育成強化など、市民全体の参加による地域の防災力向上などが課題です。消防力は、その動向に合わせた機能強化が必要です。

防犯面では、総合的な対策が求められ、市民の防犯意識の向上、自主防犯ボランティア組織の育成や、児童生徒の安全確保、見守り、不審者情報の配信などの対策を充実させていくことも必要です。

医療・救急面では、休日・夜間診療、高次救急医療体制の整備や、医師不足の解消、診療体制の整備充実などが課題です。

● 基本的課題7 活力とにぎわいを生む地域経済力の育成

本市の経済構造は、これまで特定の業種の大規模事業所により支えられてきましたが、世界的な経済変動が激しさを増す中で、それらに耐えうる強さを内発的に育てていく必要性が高まっています。それには、市内の産業を総合的に捉える視点が必要であり、農商工連携などを含め、産業間の交流が生まれる場づくりなどを進める必要があります。

また、景気に左右されない強い産業構造をつくるためには、中小企業の育成強化が重要であり、その経営力の向上を支援することが、雇用機会の確保創出にもつながります。さらに、産業立地の場の確保として工業基盤整備も効率的に進める必要があります。

商業面では、意欲的な商店の育成とともに商店街の活性化や環境整備の支援が求められ、とりわけ、空き店舗対策など中心市街地のにぎわいを増すための新たな取組が必要です。

緑の保全の側面も担う都市農業の振興も重要であり、農用地の維持・保全や多様な担い手の育成などにより、地産地消の拡大や上尾ブランドの発掘と育成につなげていくことが不可欠です。

● 基本的課題8 明日の時代の担い手育成・人づくり

安心して子どもを産み育てられる社会づくり、次世代を担う人づくりは、少子化対策の重要な課題です。

出産・子育ての支援体制、環境づくりとして、乳幼児期の健診・相談の充実や、保育所などの整備充実による待機児童の解消、多様な保育ニーズへの対応、東西の児童館の有効活用や放課後児童クラブの安定経営などが課題となります。子育て家庭の社会的・経済的支援や情報提供、相談体制の充実や地域子育て支援拠点などの充実、父親の子育て参加がしやすい環境づくりが不可欠です。

学校教育においては、各教科、道徳教育及び特別活動の学習にとどまらず、国際理解教育や環境教育、情報教育、人権教育、食育などの推進により心豊かな人づくり、生きる力の育成を図る必要があります。また、就学支援や教育相談をはじめ、通学区域の適正化などを含めた学習環境の構築を進めなければなりません。

● 基本的課題 9 時代に合わせた行財政運営の効率化

国・地方ともに財政状況が窮迫している中、本市は人口減少社会が現実となり、生産年齢人口の減少に伴って市税収入の増加は期待できない一方で、高齢人口の増加に伴う社会保障関係経費の増加が見込まれ、これまでの「拡大」を前提とした考え方は転換を迫られ、行財政運営の効率化が厳しく求められています。

歳出の分野では、時代とともに行政に求められる役割は変容しており、市民・事業者・行政による協働を図り、外部委託（アウトソーシング）を推進するほか、事務事業等の必要性及び効率性に鑑み、その見直しを図るなどの継続的な取組が必要です。

また、歳入の分野では、税の収納確保について納付しやすい環境整備が必要であるとともに、税収を補う新たな自主財源の確保に向けた取組が必要です。

● 基本的課題 10 公共施設などの計画的な整備と維持管理

これまで全国の地方公共団体は、人口増加、都市規模拡大の過程で、市民生活の向上を図るため、多くの公共建築物や都市基盤施設を整備してきました。本市の場合、インフラを含む公共施設の多くは、高度経済成長期の昭和40年代から50年代の急激な人口増加と都市化に伴って集中的に整備されたため、現在では老朽化が進み、近い将来一斉に更新時期を迎えるの見込まれています。しかしながら、少子高齢化や人口減少など社会環境が大きく変化する中、今後さらに厳しさを増すことが予測される財政状況を踏まえると、公共施設等を現状規模のまま維持管理することは極めて困難です。そのため、効率的で効果的なマネジメントの実施により質と量の適正化を図り、安心・安全で持続可能な公共施設等の維持を実現することが不可欠です。また、施設の長寿命化や省エネ機器導入の工夫なども含め、包括的な視点で進めていくことも重要です。

5. 総合的に取り組む重点テーマ

少子高齢化の進行に伴って厳しい行政経営環境が見込まれる中、将来都市像に掲げた『笑顔きらめく”ほっと”なまち あげお』の実現に向けて、今後、限られた行政経営資源を有効的に活用していく必要があります。そこで、後期基本計画では、基本構想で示した7つのまちづくりの基本方向を推進していく中で、P6で示した将来の人口推計やP12～15に掲げた基本的課題を踏まえ、特に少子高齢化の進行及びそれに伴う人口減少を意識して、今後5年間で重点的に取り組んでいくべきテーマを「重点テーマ」として設定しました。

後期基本計画における重点テーマの位置付けは下図のとおりです。基本構想で示されている7つのまちづくりの基本方向とは別に4つの重点テーマを設定し、7つのまちづくりの基本方向にある40の施策を横断的にカバーします。後期基本計画では40の施策の推進に当たり、それぞれの施策の方針に加え、重点テーマの趣旨も踏まえて取り組むこととします。

＜まちづくりの重点テーマの位置付け＞



●重点テーマⅠ 生き生きライフ～安心して長生きできるまちづくり～

第5次総合計画の計画期間終了後である平成34年から団塊の世代（昭和22～24年生まれ）が順次後期高齢者（75歳以上）に仲間入りします。そのため、生き生きとした高齢者を増やすためには、団塊の世代が後期高齢者となる前の後期基本計画の間に重点的に取り組む必要があります。

健康づくり、社会参加、住みやすいまちづくりを一体的に取り組むことで、現在の高齢者だけでなく、いずれ高齢者になっていく誰もが安心して長生きできるまちづくりにつなげていきます。

●重点テーマⅡ 魅力満彩～自慢したくなるまちづくり～

日本全体が人口減少となる中で、少しでも定住人口を確保することが各自治体の大きな目的となっています。定住人口を確保するためには、現在住んでいる市民に世代を越えて住み続けてもらうこと、さらに外から新しく住んでもらう人を増やしていくことが重要です。そこで、現在住んでいる市民に対しては、郷土愛を高めて住み続けてもらえるような取組を、新しい人に対しては、都心へのアクセスの良さや災害が少ないという立地条件を活かしながら、地域資源の有効活用によって交流人口を増やし、上尾市に住みたくくなるような取組を行うことで、定住人口の確保につなげていきます。

そのため、市の魅力を内外に発信していくシティセールスにも力を入れ、定住人口の確保へとつなげていきます。

●重点テーマⅢ 地域支え愛～協働によるまちづくり～

多様化、複雑化する社会的課題や市民のニーズに対して、行政だけで対応することには限界があること、また分権時代の市民が、地域の問題を自分たちで解決するという「自治」の力を高めていくためにも、市民と行政が互いに連携し、協力し、補完し合いながら、様々なまちづくりの課題を解決していけるように取り組んでいくことが重要です。そこで第5次総合計画では「協働」を計画の全体を貫く大きなテーマとし、基本構想に掲げるまちづくりの基本理念の4本柱の一つに位置付けています。

前期に蒔いた市民活動支援センターや地域デビューなどの「協働」の種を、後期ではさらに育てていくような取組を進めます。

●重点テーマⅣ 経営力向上～効率的・効果的なマネジメント～

少子高齢化の進行に伴う歳入の減少・社会保障関係費の増加や、公共施設の老朽化に伴う更新問題が見込まれる中、市民ニーズの多様化とそれに伴う行政需要の変化に対応するには、経営資源（ヒト=職員、モノ=施設等、カネ=財政）に大きな制約が課されています。

そのため、行政自身がこれまで以上に効率的で効果的なマネジメントを推進していく必要があります。限られた経営資源を最大限に活かす「経営力」の向上につなげていきます。

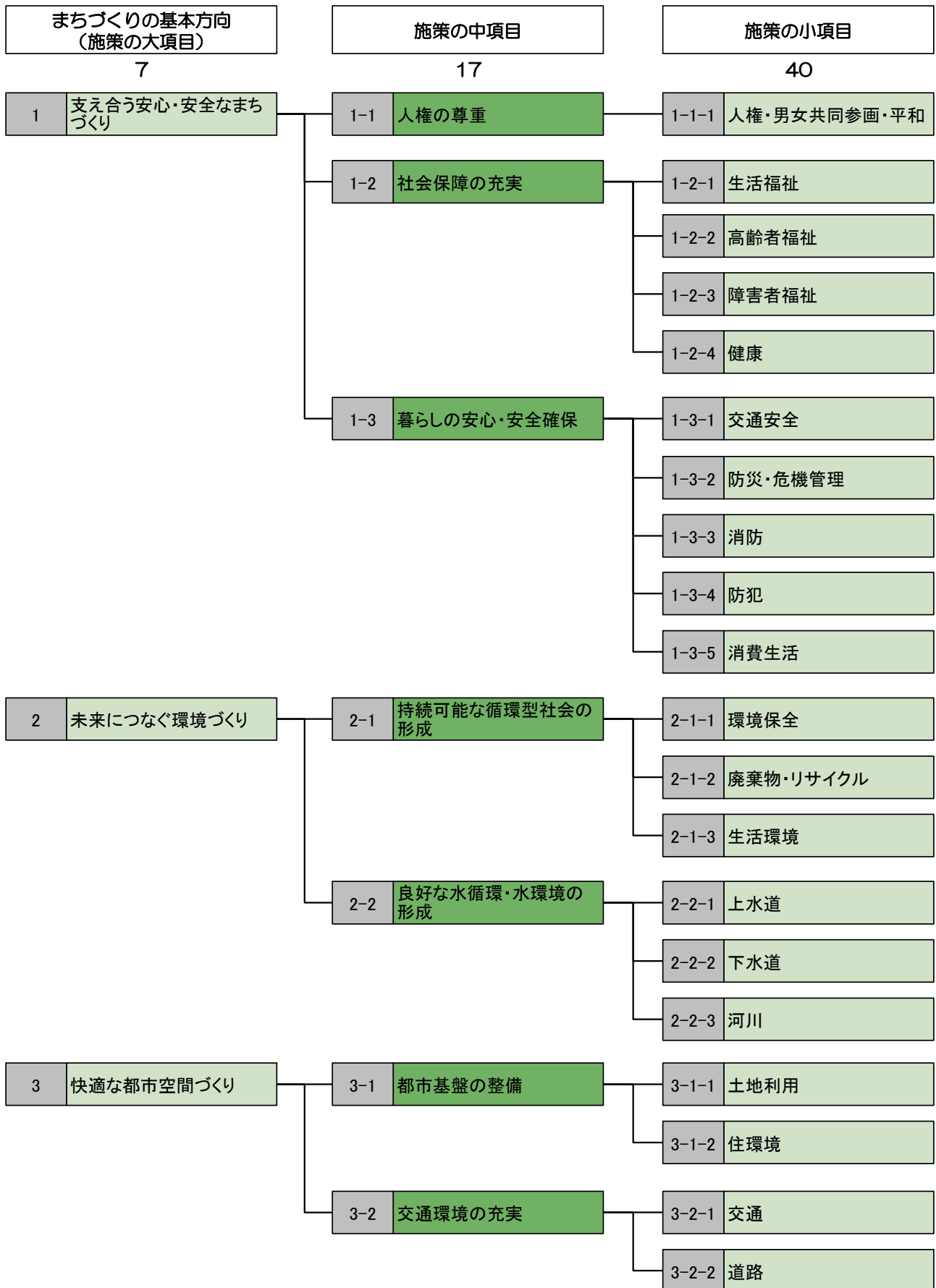
本テーマは、テーマⅠ～Ⅲを下支えするものとして位置付けます。

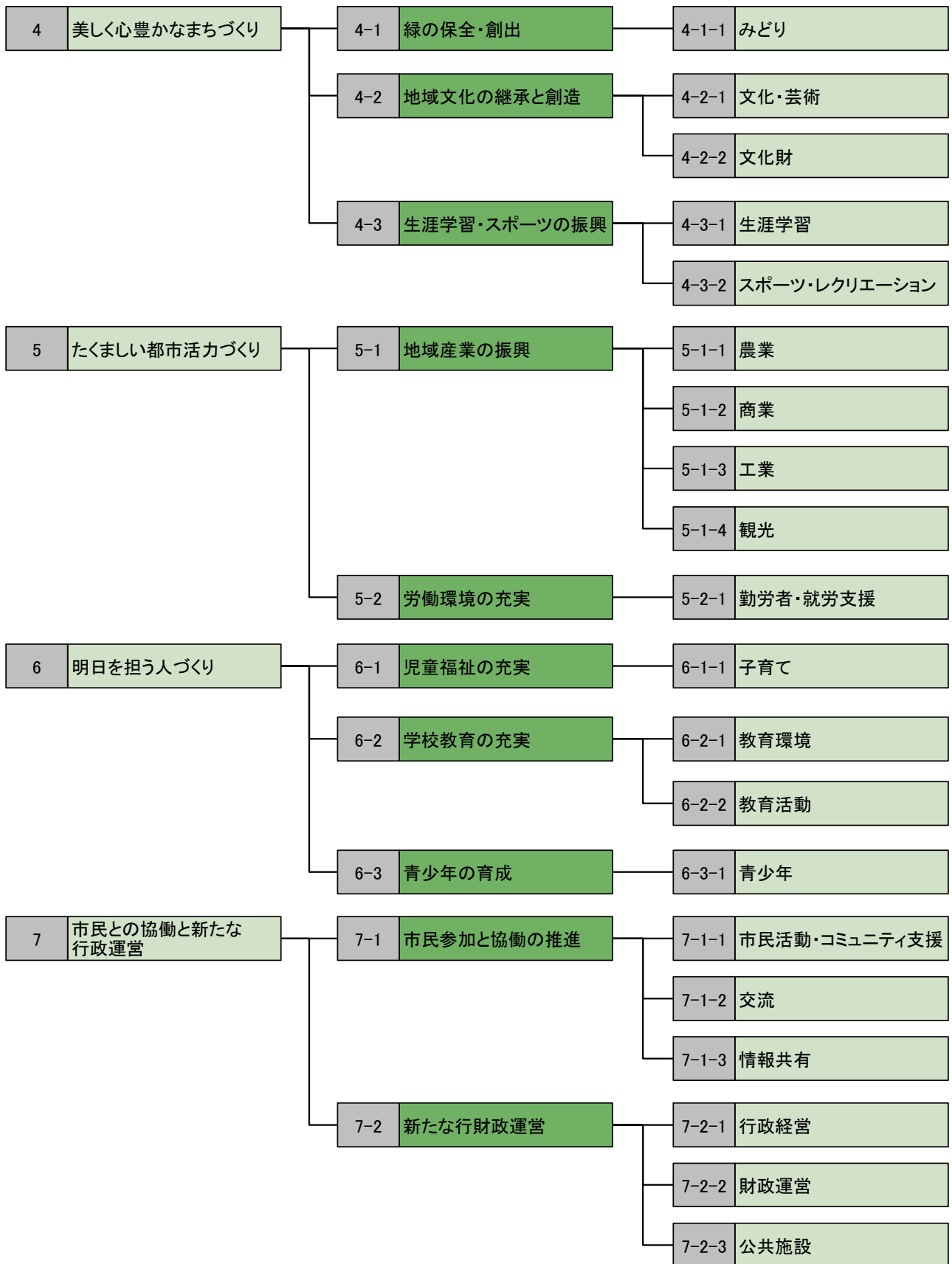
後期基本計画



■ 施策の体系

後期基本計画では、各施策の内容は、次のような構成になっています。





■各施策の見方

各施策の内容は、次のような構成になっています。

1. 支え合う安心・安全なまちづくり

1-1 人権の尊重 1-1-1 人権・男女共同参画・平和

① 現況と課題

- さまざまな人権問題が依然として発生しています。人権意識の啓発をさらに推進するとともに、人権に係る相談支援を行っていく必要があります。⇒施策1152へ
- 地域における人権教育では、幅広い世代の市民がイベントや研修などに参加できる工夫が必要です。⇒施策113へ
- 学校教育においては、幼少期から人権を正しく理解し、豊かな人権感覚を身に付け、さまざまな人権問題を自ら解決しようとする児童生徒を育成することが必要です。⇒施策118へ
- 市民意識調査によると、性別による固定的な役割分担意識を持つ市民はまだ半数以上います。4割参画についてさらなる意識啓発が必要ですが。⇒施策21へ
- DVに関する相談件数が増加しており、相談体制の充実や被害者の保護・支援などが求められています。DVは重大な人権侵害であり、引き続き被害者への支援を行うとともに、DVに対する意識啓発活動を進める必要があります。⇒施策31へ
- 戦後70年が経過し、戦争の記憶が風化していくおそれがあります。「上尾市非核平和都市宣言」に基づき、引き続き平和の尊厳を啓発していく必要があります。⇒施策41へ

② 施策の方針

多くの市民が人権に対する理解を深め、身の回りで起きている人権問題に気付き、その発生防止や早期解決するための行動ができる人権意識の醸成を目指します。そのために、地域では人権意識高揚のための核となる人材を育成し、さまざまな立場の人が住みやすい地域コミュニティを形成していくとともに、学校では児童生徒の人権意識を育成し、仲良く楽しい学校生活を送ることができることを目指します。

さらに、性別による固定的な役割分担意識が薄れ、あらゆる場面で男女が自然に参画できるような社会づくりに努めます。また、DVに対する認識が深まり、女性への暴力を許さない意識を向上させるとともに、DV被害者に対する相談等の支援体制の充実を図ります。

非核・平和についても、世代を超えてその大切さを共有していくよう取り組みます。

③ 施策の内容

1) 人権啓発・人権教育の推進

- ① 人権啓発・相談支援の推進
市民に人権問題を正しく理解し、人権意識を高めてもらうため、イベント等の人権啓発事業を実施するとともに、さまざまな人権問題の解決に向け、国民の機関や人権擁護委員、人権に関する市民団体などと連携して、人権に係る相談支援を推進します。(人権男女共同参画課)
- ② 平和行政の推進
平和問題の解決を目指すため、差別意識や偏見を解消するための啓発を継続的に進めるとともに、環境改善の課題に取り組みます。(人権男女共同参画課)
- ③ 地域における人権教育の推進
地域で人権意識を高めるための人材を増やすため、人権問題に関心のある市民に対して人権研修を実施するとともに、地域交流の拠点施設である人権教育集会所において人権講座などを行います。(生涯学習課)

④ 施策の内容

- ④ 学校教育における人権教育の推進
思いやりのある児童生徒を育て、学校においていじめや差別をなくすため、教職員を対象とした人権研修を行うとともに、相談やアンケート等によるいじめ根絶するための取組を行います。(指導課)
- 2) 男女共同参画の推進
性別による固定的な役割分担意識を解消するため、講座の開催や情報誌の発行により、男女共同参画意識の高揚を図ります。(人権男女共同参画課)
- 3) DVに対する相談体制・意識啓発の充実
DVの被害者を減らすとともに被害者から救済するため、女性のための相談等を行うほか、関係機関と連携し、被害者の保護・支援を推進します。また、DVセミナーの実施による意識啓発を行います。(人権男女共同参画課)
- 4) 平和への取組
戦争の悲惨さと平和の大切さを伝えていくため、非核平和/パネル展などの啓発活動を行います。(市民意識推進課)

⑤ 主な指標

取組	指標名	実績値及び実績値から見た指標の方向性
1)①	「人権問題を正しく理解できた」と回答した「あけおほユーマンライツミーティング21」の参加者の割合	— /
1)②	人権教育集会所における研修や講座の参加者数	1,006人 /
1)③	アンケートで把握したいじめの解消率	100% →
2)	「男女の固定的な役割分担意識に同意しない」と回答した講座等の受講者の割合	— /
4)	「平和の大切さをあらためて実感した」と回答した非核平和/パネル展の見学者の割合	— /

⑥ 主な実現手段

【事務事業など】	【関連計画】
<ul style="list-style-type: none"> ● 人権啓発推進事業【1)①②】 ● 人権教育推進事業【1)③】 ● 人権教育集会所運営事業【1)③】 ● 人権教育推進事業【1)③】 ● いじめ根絶対策事業【1)③】 ● 男女共同参画推進事業【2)】 ● DV対策支援事業【3)】 ● 非核平和事業【4)】 	<ul style="list-style-type: none"> ● 上尾市人権施策推進指針【1)①②】 ● 上尾市人権教育推進プラン【1)③④】 ● 第2次上尾市男女共同参画計画【1)④・2)・3)】

⑦ 市民としてできること

<p>【自助：自分や家族でできること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 家庭で子どもと人権についての様々な問題を話し合い、人権の重要性を認識する。 	<p>【共助：近隣・地域で助け合って担えること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域で人権問題を見て見ぬ振りをしていない意識を高める。 ■ 地域で人権問題を把握し、必要な場合には公的な機関に連絡する。
--	---

① 施策の体系

まちづくりの基本方向(施策の大項目)・施策の中項目・施策の小項目の順に示しています。

- | | | |
|-----|-------|-----------------|
| 大項目 | 1 | 支え合う安心・安全なまちづくり |
| 中項目 | 1-1 | 人権の尊重 |
| 小項目 | 1-1-1 | 人権・男女共同参画・平和 |

② 現況と課題

施策の小項目を取り組むにあたって、踏まえておかなければならない現況と課題を箇条書きに示しています。

③ 施策の方針

現況と課題を受けて、取り組むべき施策の方向性を示しています。

④ 施策の内容

施策の内容の項目(施策の細項目)とその取組(施策の細々項目)を示しています。

例：施策の細項目 1)人権啓発・人権教育の推進

施策の細々項目 ①人権啓発・相談の支援

* 細々項目がない場合もあります。

⑤ 主な指標

施策の細項目または細々項目の取組の進捗を測る代表的な指標を示しています。

最新の実績値と、実績値から見た施策の方向性(「↑」「→」「↓」)を示しています。

* 適当な指標の設定が難しい場合は、指標を設定していません。

* 今後測る新しい指標は実績値がないため、「—」としています。

⑥ 主な実現手段

施策の細項目または細々項目を実現する上での代表的な事業等や関連する計画を示しています。

⑦ 市民としてできること

第5次上尾市総合計画では、「協働」を計画の全体を貫く大きなテーマとし、基本理念の4つの柱の一つとして掲げています。「“ほっと”なまちあげお市民会議」で検討した「自助(自分や家族でできること)」「共助(近隣・地域で助け合って担えること)」のアイデアを記述しています。

* 全ての施策にあるわけではありません。

⑧ 用語

※のついている用語は巻末の参考資料の用語解説に示しています。

1. 支え合う安心・安全なまちづくり

1-1 人権の尊重

1-2 社会保障の充実

1-3 暮らしの安心・安全確保

1. 支え合う安心・安全なまちづくり

1-1 人権の尊重

1-1-1 人権・男女共同参画・平和

現況と課題

- さまざまな人権問題が依然として発生しています。人権意識の啓発をさらに推進するとともに、人権に係る相談支援を行っていく必要があります。☞施策1)①②へ
- 地域における人権教育では、幅広い世代の市民がイベントや研修などに参加できる工夫が必要です。☞施策1)③へ
- 学校教育においては、幼少期から人権を正しく理解し、豊かな人権感覚を身に付け、さまざまな人権問題を自ら解決しようとする児童生徒を育成することが必要です。☞施策1)④へ
- 市民意識調査によると、性別による固定的な役割分担意識を持つ市民はまだ半数以上います。男女共同参画についてさらなる意識啓発が必要です。☞施策2)へ
- 近年、DV※に関する相談件数が増加しており、相談体制の充実や被害者の保護・支援などの取組が求められています。DVは重大な人権侵害であり、引き続き被害者への支援を行うとともに、DVに対する意識啓発活動を進める必要があります。☞施策3)へ
- 戦後70年が経過し、戦争の記憶が風化していくおそれがあります。「上尾市非核平和都市宣言」に基づき、引き続き平和の尊さを啓発していく必要があります。☞施策4)へ

施策の方針

多くの市民が人権に対する理解を深め、身の回りで起きている人権問題に気づき、その発生防止や早期解決するための行動ができる人権意識の醸成を目指します。そのために、地域では人権意識高揚のための核となる人材を育成し、さまざまな立場の人が住みやすい地域コミュニティを形成していくとともに、学校では児童生徒の人権意識を育成し、仲良く楽しい学校生活を送ることができることを目指します。

さらに、性別による固定的な役割分担意識が薄れ、あらゆる場面で男女が自然に参画できるような社会づくりに努めます。また、DVに対する認識が深まり、女性への暴力を許さない意識を向上させるとともに、DV被害者に対する相談等の支援体制の充実を図ります。

非核・平和についても、世代を超えてその大切さを共有していくよう取り組みます。

施策の内容

1)人権啓発・人権教育の推進	① 人権啓発・相談支援の推進 市民に人権問題を正しく理解し、人権意識を高めてもらうため、イベント等の人権啓発事業を実施するとともに、さまざまな人権問題の解決に向け、国・県の機関や人権擁護委員、人権に関する市民団体などと連携して、人権に係る相談支援を推進します。(人権男女共同参画課)
	② 同和行政の推進 同和問題の解決を目指すため、差別意識や偏見を解消するための啓発を継続的に進めるとともに、環境改善の課題に取り組みます。(人権男女共同参画課)
	③ 地域における人権教育の推進 地域で人権意識を高めるための人材を増やすため、人権問題に関心のある市民に対して人権研修を実施するとともに、地域交流の拠点施設である人権教育集会所において人権講座などを行います。(生涯学習課)

施策の内容	
	④ 学校教育における人権教育の推進 思いやりのある児童生徒を育て、学校においていじめや差別をなくすため、教職員を対象とした人権研修会を行うとともに、相談やアンケート等によるいじめを根絶するための取組を行います。(指導課)
2)男女共同参画の推進	性別による固定的な役割分担意識を解消するため、講座の開催や情報誌の発行により、男女共同参画意識の高揚を図ります。(人権男女共同参画課)
3)DV に対する相談体制・意識啓発の充実	DV の被害者を減らすとともに被害から救済するため、女性のための相談等を行うほか、関係機関と連携し、被害者の保護・支援を推進します。また、DV セミナーの実施による意識啓発を行います。(人権男女共同参画課)
4)平和への取組	戦争の悲惨さと平和の大切さを伝えていくため、非核平和パネル展などの啓発活動を行います。(市民協働推進課)

主な指標	取組	指標名	実績値及び実績値から見た指標の方向性		
	1)①		「人権問題を正しく理解できた」と回答した「あげおヒューマンライツミーティング 21」の参加者の割合	—	↗
	1)③		人権教育集会所における研修や講座の参加者数	1,006 人	↗
	1)④		アンケートで把握したいじめの解消率	100%	→
	2)		「男女の固定的役割分担意識に同感しない」と回答した講座等の受講者の割合	—	↗
	4)		「平和の大切さをあらためて実感した」と回答した非核平和パネル展の見学者の割合	—	↗

主な実現手段	
【事務事業など】 ●人権啓発推進事業【1)①②】 ●人権教育推進事業【1)③】 ●人権教育集会所運営事業【1)③】 ●人権教育推進事業【1)④】 ●いじめ根絶対策事業【1)④】 ●男女共同参画推進事業【2)】 ●DV 対策支援事業【3)】 ●非核平和事業【4)】	【関連計画】 ●上尾市人権施策推進指針【1)①②】 ●上尾市人権教育推進プラン【1)③④】 ●第 2 次上尾市男女共同参画計画【1)④・2)・3)】

市民としてできること

【自助:自分や家族でできること】

- 家庭で子どもと人権についてのさまざまな問題を話し合い、人権の重要性を認識する。

【共助:近隣・地域で助け合って担えること】

- 地域で人権問題を見て見ぬ振りをしない意識を高める。
- 地域で人権問題を把握し、必要な場合には公的な機関に連絡する。

1. 支え合う安心・安全なまちづくり

1-2 社会保障の充実

1-2-1 生活福祉

現況と課題

- 家族や地域のつながりの希薄化が問題となっており、誰もが地域で安心して生活を送ることができる体制の構築が必要となっています。☞施策1)①へ
- 民生委員・児童委員の役割に期待が高まる一方で、市民の抱える問題は複雑化・多様化しています。民生委員・児童委員が地域福祉活動の中核として活動できる環境づくりが必要です。また、地域福祉活動への市民参加も促進していく必要があります。☞施策1)②へ
- 経済的に困窮する市民に対しては、公共職業安定所や上尾市社会福祉協議会等と連携し、自立を支援していく必要があります。☞施策2)へ

施策の方針

市民が互いに助け合い、地域の絆を大切にし、支え合って安心して生活できる地域福祉体制の構築を図ります。また、さまざまな地域資源を活用して福祉サービスが適切に利用できるよう努めます。

相談支援・就労支援により、経済的に困窮する市民の早期の自立を図るとともに、生活保護受給者のうち就労できる人についても、就労支援により生活保護からの早期の自立を図ります。

施策の内容

1) 地域福祉を推進するための体制づくり	① 地域福祉体制の構築 市民が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの適切な利用の推進や地域福祉を推進する事業への支援、地域福祉活動への住民参加の促進により、地域福祉体制の構築を図ります。（福祉総務課）
	② 地域福祉活動の推進 高齢者や障害のある人、子育て中の人々が地域で安心して暮らせるよう、ニーズに応じた支援を行う地域福祉活動を推進します。また、民生委員・児童委員が地域福祉活動の中核として活動できるよう、研修や環境整備を行います。（福祉総務課）
2) 経済的に困窮する市民への自立支援	① 生活困窮者への自立支援 生活保護に至る前の段階で自立を促すため、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することが困難な状況に陥るおそれのある市民に対し、自立相談や就労支援等を行います。（生活支援課）
	② 生活保護受給者への自立支援 生活保護受給者が自立するため、生活支援、就労支援等を行い、生活保護からの自立を支援します。（生活支援課）

主な指標	取組	指標名	実績値及び実績値から見た指標の方向性	
	2)②	自立した生活保護受給世帯の数	57 世帯	↗

主な実現手段

【事務事業など】 <ul style="list-style-type: none">●地域福祉推進事業【(1)①】●社会福祉事業寄附金管理事業【(1)①】●民生委員・児童委員活動推進事業【(1)②】●生活困窮者自立支援事業【(2)①】●生活保護世帯扶助事業【(2)②】●被保護者の就労支援(就労支援プログラム)【(2)②】	【関連計画】 <ul style="list-style-type: none">●上尾市地域福祉計画【(1)①②】●第6期上尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画【(1)②】●上尾市子ども・子育て支援事業計画【(1)②】●第4期上尾市障害福祉計画【(1)②】
--	---

市民としてできること

【自助:自分や家族でできること】

- 生活困窮者や生活保護について正しい情報・認識を持つ。

【共助:近隣・地域で助け合って担えること】

- 生活困窮者に対して公助(市の相談制度等)を適切に利用するよう働きかける。

1. 支え合う安心・安全なまちづくり

1-2 社会保障の充実

1-2-2 高齢者福祉

現況と課題

- 今後、高齢者が増えることによる介護需要の増加とそれに伴う介護者の不足が見込まれる中、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム※の構築が重要となっています。☞施策1)①へ
- 市内でも特に高齢化が進んでいるUR都市機構の団地については、UR都市機構や自治会等と連携し、高齢者が引き続き安心して暮らし続けることができる新たなまちづくりを検討する必要があります。☞施策1)①へ
- 高齢者のライフスタイルの多様化により、いきいきクラブ※の会員数や、高齢者が集う老人だんらんの家※の利用者数は減少傾向にあります。高齢者の活動の場として、引き続き支援していく必要があります。☞施策1)②へ
- 国は、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、さまざまな施策を進めており、本市も認知症の高齢者が安心して暮らし続けられる環境を整備していく必要があります。☞施策1)③へ
- 「団塊の世代」が全員75歳以上となる2025年には後期高齢者の急速な増加が見込まれる中、高齢者が地域で安心して暮らし続けるために、介護保険サービスの充実が課題となっています。☞施策2)①へ
- 高齢者が地域で健康に暮らし続けていくためには、介護予防の事業や活動を推進し、介護を必要としない元気な高齢者を増やしていく必要があります。☞施策2)②へ

施策の方針

高齢者が地域で安心して暮らし続けられるよう、介護保険サービスの充実を図るとともに、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの体制づくりを推進します。また、各地域における相談や見守り体制、生活支援サービスの充実を図ります。

認知症に対する地域住民の理解が進み、認知症の高齢者等が安心して暮らし続けられる環境を整備します。さらに、高齢者の社会参加を推進し、高齢者が積極的に地域活動やボランティア活動へ参加し、住民主体の介護予防活動・サロン活動が各地域で開催されるような取組を推進します。

施策の内容

1) 高齢者福祉の充実	① 地域包括ケア体制の整備 高齢者が地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケア体制の整備を図り、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを推進します。（福祉総務課・高齢介護課）
	② 社会参加の推進 高齢者が地域で生き生きと暮らし続けられるよう、高齢者の活動の場であるいきいきクラブや、老人だんらんの家への支援を行います。（高齢介護課）
	③ 認知症施策の推進 認知症の高齢者が安心して暮らし続けられる環境を整備するため、認知症サポーター※養成講座等の啓発活動を行い、地域住民の認知症への理解を促すとともに、家族への介護支援を行います。（高齢介護課）

施策の内容	
2)介護保険事業の推進	① 介護保険サービスの充実 介護を受ける高齢者が地域で安心して暮らし続けられるよう、介護施設を計画的に整備するとともに、在宅介護を推進し、介護保険サービスの充実を図ります。(高齢介護課)
	② 介護予防事業の推進 高齢者が地域で健康に暮らし続けていくため、介護予防教室やアッピー元気体操などの介護予防事業を推進します。(高齢介護課)

主な指標	取組	指標名	実績値及び実績値から見た指標の方向性	
	1)①	地域包括ケアシステムのサービスを利用した人の数	—	↗
	1)②	いきいきクラブの会員数 「老人だんらんの家」の利用者数	4,997人 143,299人	↗
	1)③	認知症サポーター養成講座の修了者数	5,995人	↗
	2)①	介護保険施設等の整備床数	1,904床	↗
	2)②	アッピー元気体操の参加者数	2,300人	↗

主な実現手段	
【事務事業など】 ●地域包括ケアシステム推進事業【1)①】 ●配食サービス事業【1)①】 ●いきいきクラブ・いきいきクラブ連合会活動費補助事業【1)②】 ●老人だんらんの家運営費補助事業【1)②】 ●認知症地域支援推進員の設置【1)③】 ●家族介護支援事業【1)③】 ●介護保険給付事業【2)①】 ●介護施設整備費等補助事業【2)①】 ●地域介護予防活動支援事業【2)②】 ●通所型介護予防事業【2)②】	【関連計画】 ●第6期上尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画【1)①②③・2)①②】

市民としてできること

【自助:自分や家族でできること】

- 高齢者が抱える問題や介護についての認識を深める。
- アッピー元気体操などの介護予防事業や健康イベントに積極的に参加する。

【共助:近隣・地域で助け合って担えること】

- 支援が必要な高齢者に対して、公助を適切に利用するよう働きかける。
- 地域で高齢者の問題を共有し、市と連携する。

1. 支え合う安心・安全なまちづくり

1-2 社会保障の充実

1-2-3 障害者福祉

現況と課題

- 障害者福祉の第一歩は障害について正しく理解することであり、障害への認識を市民に深めてもらう必要があります。☞施策1)①へ
- 障害者に関する相談は、ケースにより対応が異なることから、きめ細やかな相談支援体制が必要です。☞施策1)②へ
- 障害者が地域で生活するための支援に対するニーズは幅が広いから、個々のニーズに応じたサービスを適切に提供する必要があります。☞施策1)③へ
- 障害者の就労支援は、就職後も本人と家族、就職先の企業に対し、継続して就労できるような支援が必要です。また、障害者の就労施設の製品販売等に対する支援も必要です。☞施策1)④へ
- 障害児の療育支援※は、個別の発達訓練・相談や療育訓練による対応が必要です。しかし、療育訓練は、利用を希望する児童が多いから、通所して訓練を受ける時間などが十分とはいえない状況です。☞施策2)へ

施策の方針

すべての市民が障害に対する理解を深め、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生するまちづくりを目指します。

また、障害者に対する相談や支援サービスを充実させ、安心して生活できる環境の整備を推進するとともに、障害者とその家族の社会参加の促進を図ります。

施策の内容

1)障害者の地域生活支援の充実	① 相互理解の推進 障害について市民に正しい認識を持ってもらうため、研修や講習会を実施するとともに、障害者との交流を目的としたふれあい広場※や、障がい者手づくり市などのイベントを開催します。(障害福祉課)
	② 相談支援体制の充実 障害者とその家族が抱える問題を解決するため、障害者生活支援センターや身体障害者・知的障害者相談員等により、生活に必要な情報提供・相談支援を行います。(障害福祉課)
	③ 地域生活の支援 障害者とその家族の生活の質を確保するため、障害者及びその家族に対し、障害の特性やニーズに応じた自立支援給付・医療費の助成等を行います。(障害福祉課)
	④ 就労の支援 障害者の社会的自立を促進するため、障害者就労支援センターで就労を希望する障害者の就業面や生活面の相談支援を行うとともに、障害者就労施設の製品販売等に対して支援を行います。(障害福祉課)
2)障害児の療育支援の充実	障害児の地域生活を支援するため、発達支援相談センター※での専門員からの個別の発達訓練・相談や、つくし学園での療育訓練を行います。(発達支援相談センター)

主な指標	取組	指標名	実績値及び実績値から見た目指す方向性	
	1)①	「障害について正しい知識を持つことができた」と回答した研修・講習の受講者の割合	—	↗
	1)④	就労支援により就職できた障害者の数	232人	↗
	2)	つくし学園利用者の満足度	—	↗

主な実現手段

【事務事業など】 ●ふれあい広場・障がい者手づくり市などイベントの開催【(1)①】 ●理解促進事業としての研修・講習会の実施【(1)①】 ●障害者相談支援事業【(1)②】 ●障害者自立支援等給付事業【(1)③】 ●重度心身障害者医療費支給事業【(1)③】 ●障害者就労支援センター運営事業【(1)④】 ●障害者施設製品販売促進事業【(1)④】 ●発達支援相談センターの発達訓練・相談事業【(2)】 ●つくし学園管理運営事業【(2)】	【関連計画】 ●上尾市障害者支援計画【(1)①②③④・(2)】 ●第4期上尾市障害福祉計画【(1)①②③④・(2)】 ●上尾市子ども・子育て支援事業計画【(2)】
--	---

市民としてできること

【自助:自分や家族でできること】

- 障害者と交流し、障害及び障害者についての理解を深める。

【共助:近隣・地域で助け合って担えること】

- 障害者も地域のイベント等で協力し合える環境をつくる。

1. 支え合う安心・安全なまちづくり

1-2 社会保障の充実

1-2-4 健康

現況と課題

- 肥満や高血糖が引き起こす生活習慣病は、脳血管疾患や心疾患の増加のリスクがあるため、市民の生活習慣病予防の取組を進める必要があります。☞施策1)①へ
- がんや疾病の予防及び早期発見のため各種検（健）診を実施していますが、一部のがん検診の受診率は県平均を下回っており、受診を促すことが課題となっています。☞施策1)②へ
- 人口10万人当たりの自殺死亡率は県より低いものの、年間の自殺者数は40～50人前後で推移しており、今後減少させていく必要があります。☞施策2)へ
- 近年、乳幼児を中心とした予防接種のワクチンの種類や接種回数は増加していますが、感染症の発生及び蔓延の予防には予防接種が重要です。また、新型インフルエンザ等の新たな感染症が発生した場合には、行動計画等に基づき迅速に行動する必要があります。☞施策3)へ
- 平日夜間・休日急患診療所の患者数は年々増加しており、適正利用の呼びかけや医療体制の充実を図る必要があります。また、災害時の医療体制や、在宅医療・介護の体制を構築していくことも必要です。☞施策4)へ

施策の方針

市民一人一人が自らの心身の健康に関心を持ち、その保持・増進に努めるよう、健康に対する意識の啓発を進めるとともに、疾病の予防・早期発見のため、各種検（健）診を実施します。

予防接種や感染症予防の正しい知識の普及啓発を実施し、感染症の発生を予防するとともに、新型インフルエンザ等の健康危機発生時に備えた体制づくりを推進します。

また、各種団体、企業、行政及び市民の協働による地域保健活動の推進を図ります。

施策の内容

1)健康寿命の延伸	① 生活習慣病予防の推進 市民の生活習慣病を予防するため、特定健診・特定健康指導や後期高齢者健診を行うとともに、健康応援相談や健康・食事・運動に係る講座等により、健康についての意識と体力の向上を図ります。（健康増進課・保険年金課）
	② 疾病の早期発見 市民の疾病の予防及び早期発見のため、胃がん等の各種がん検診や骨粗しょう症等の各種検診、成人歯科等の健康診査を行います。（健康増進課）
2)こころの健康づくりの推進	こころに悩みや病気を持っている市民が安心して生活を送るため、臨床心理士や保健師による「こころの悩み相談」・精神科医による「こころの健康相談」・個別の相談や、家族に対する支援、自殺予防に対する啓発活動を行います。（健康増進課）
3)感染症対策の推進	感染症の発生及び蔓延を予防するため、予防接種の実施や助成を行います。また、新型インフルエンザなどの新たな感染症が発生した場合は、行動計画に基づき迅速に対応します。（健康増進課）
4)地域医療提供体制の確保	市民が病気やけがの度合いに応じた適切な医療を受けられるよう、医師会等と連携して休日・夜間の急患の医療体制、災害時の初動医療体制、在宅医療・介護の連携体制を構築します。（健康増進課）

主な指標	取組	指標名	実績値及び実績値から見た指標の方向性	
	1)①	特定健診受診率	45.5%	↗
	1)②	各種がん検診受診率 (対象者は性別・年齢により異なる)	胃がん 6.7% 肺がん 9.2% 大腸がん 37.4% 子宮がん 17.5% 乳がん 16.6% 前立腺がん 43.7%	↗
	2)	「何か困ったときに相談する人がいる」と回答した人の割合	84.2%	↗
	3)	麻疹風しん予防接種の接種率	1歳児 100.2% 5歳児 91.4%	↗
	4)	平日夜間・休日急患診療所の医師1人当たりの患者数	平日・夜間 5.17人 休日 27.96人	↘

主な実現手段

【事務事業など】 ●健康増進事業【1)①】 ●健康ライフ応援事業【1)①】 ●特定健康診査・特定保健指導事業及び後期高齢者健康診査事業【1)①】 ●各種検（健）診事業【1)②】 ●精神保健事業【2）】 ●予防接種事業【3）】 ●上尾市医師会補助事業【4）】	【関連計画】 ●上尾市健康増進計画【1)①②・2）・3）・4）】 ●上尾市食育推進計画【1)①】 ●第6期上尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画【1)①】 ●上尾市新型インフルエンザ等対策行動計画【3）】 ●上尾市地域防災計画【4）】
--	---

市民としてできること

【自助：自分や家族でできること】

- 継続的な運動などによる健康づくりの習慣を身に付ける。

【共助：近隣・地域で助け合って担えること】

- 散歩パトロールなど、健康増進以外の複数の目的を組み合わせながら継続的に活動する機会を整える。

1. 支え合う安心・安全なまちづくり

1-3 暮らしの安心・安全確保

1-3-1 交通安全

現況と課題

- 交通安全施設の整備は継続的に進めていますが、地域からの要望も多く、さらなる整備を図る必要があります。☞施策1)①へ
- 公安委員会の実施する生活道路・通学路への交通規制は交通事故対策に一定の効果을上げており、今後もその効果を監視していく必要があります。また、交通規制の対象となっていない路線に対する要望や、通学路の危険箇所の改善要望も多く出されており、着実な対応が求められています。☞施策1)②へ
- ここ数年、市内の交通事故件数は5,000件を上回っています。交通安全施設の整備等だけでなく、交通安全団体等と連携しながら市民の交通安全意識を幅広く高めていくことも必要です。☞施策2)へ

施策の方針

道路照明灯や道路反射鏡、区画線標示などの交通安全施設の整備・拡充により、交通事故の減少を図ります。

また、多くの市民が交通安全に対する理解を深め、一人一人が交通安全意識を持って行動するよう、交通安全意識の普及を推進します。

施策の内容

1)交通安全施設等の整備	① 交通安全施設の整備・管理 交通事故が多発する箇所での交通事故を減らすため、道路照明灯や道路反射鏡、区画線標示などの交通安全施設の整備を推進します。(交通防犯課)
	② 生活道路・通学路の安全確保 生活道路・通学路の利用者が安心して通行できるようにするため、生活道路・通学路の速度抑止対策及び注意喚起の路面標示を行うとともに、市PTA連合会からの危険箇所改善要望を踏まえ、通学路の安全対策を行います。(交通防犯課・学校保健課)
2)交通安全意識の普及	交通安全意識を高めるため、交通事故の被害に遭いやすい幼児や児童、高齢者等の交通弱者を対象に交通安全教室を実施するとともに、交通安全団体等との連携により、自転車のマナーも含め、広く交通安全意識の普及・啓発を推進します。(交通防犯課)

主な指標	取組	指標名	実績値及び実績値から見た指標の方向性	
	1)①	市内の交通事故件数	5,020件	↘
	1)②	通学路安全対策事業において改善した箇所数	18か所	↗
	2)	「交通安全意識が高まった」と回答した交通安全教室参加者の割合	—	↗

主な実現手段

【事務事業など】 <ul style="list-style-type: none">●交通安全施設整備・管理事業【(1)①】●ゾーン30整備事業【(1)②】●通学路安全対策事業【(1)②】●交通安全普及推進事業【(2)】	【関連計画】 —
---	--------------------

市民としてできること

【自助:自分や家族でできること】

- 家庭で交通安全に関する教育を充実させる。
- 交通ルールを守り、安全運転を心がける。

【共助:近隣・地域で助け合って担えること】

- 地域で交通パトロール等を実施する。
- 地域で危険箇所の情報を共有する。



交通安全教室の様子



ゾーン30

1. 支え合う安心・安全なまちづくり

1-3 暮らしの安心・安全確保

1-3-2 防災・危機管理

現況と課題

- 大規模災害が発生した場合、県の防災計画では3日間分（市1.5日分、県1.5日分）の食料の備蓄が求められています。また、地域や家庭における備蓄も重要です。（施策1）①へ
- 災害時には市単独での応急対策は難しいと予想されるため、県内外の市町村や民間事業者等と、さまざまな分野での応援協定の締結、締結後の関係強化が必要となっています。（施策1）②へ
- 日頃から災害時の行動と知識を普及させるため、これまでの総合防災訓練等から得られた課題を整理し、女性や災害弱者※の視点も含め、訓練内容の充実を図るとともに、より実践的な訓練とする必要があります。（施策1）③へ
- 防災行政無線の老朽化や住宅の気密性向上に対応した災害時の情報伝達手段の整備や、災害用マンホールトイレ※等防災施設の整備を着実に進めていくことも必要です。（施策1）④へ
- 自主防災組織は、全ての事務区で設立されていますが、組織によって活動の頻度や内容に差異が生じており、活動の充実を図る必要があります。（施策2）へ
- 旧耐震基準の建築物の所有者・居住者には高齢者が多いため、費用や手間を考えた場合、耐震化改修に消極的な人が多く、働きかけを続けていくことが必要となっています。（施策3）へ

施策の方針

災害時における防災体制（防災備品の備蓄、避難所班の運営体制等）及び防災行政無線を含めた災害時の情報伝達手段や、災害用マンホールトイレ等の防災施設の整備を推進します。

また、市民一人一人の防災意識を高め、自主防災組織の活動の活性化を図ります。

市内の建築物の新しい耐震基準への適合化や、倒壊により緊急輸送道路を塞ぐ可能性のある建築物の耐震化を進めます。

施策の内容

1) 防災体制の整備	① 防災備蓄の充実 大規模災害発生直後においても安心できる市民生活を確保するため、上尾市地域防災計画で想定する避難者数分の非常用食料・生活必需品や職員が使用する防災装備、資機材などを避難所等に備えます。また、地域や家庭での備蓄についても推奨していきます。（危機管理防災課）
	② 災害時の相互応援の充実 災害時に適切な応急措置を実施するため、さまざまな分野で災害時応援協定を締結するとともに、締結後の関係強化を図ります。（危機管理防災課）
	③ 総合防災訓練等の充実 職員の防災行動力の検証と、市と関係機関との連携強化、そして市民の防災行動力の向上や防災知識の普及を図るため、地域住民や自主防災組織、関係機関等と総合防災訓練や避難所開設・運営訓練等を実施します。また、訓練内容の充実を図るため、参加者の意見を反映させた、より実践的な訓練を実施します。（危機管理防災課）

施策の内容	
	④ 情報伝達手段・防災施設の整備 市民に的確な災害情報を提供し、適切な避難行動等が迅速に行えるよう、防災行政無線等の情報伝達手段を維持・整備します。また、災害時の市民生活を支えるため、災害用マンホールトイレの設置等、防災施設の整備を進めます。（危機管理防災課・下水道施設課）
2)市民の防災力の向上	災害時に市民が助け合い、共助に基づいて行動ができるよう、自主防災組織の育成・支援を行うとともに、先進事例の情報提供等により、活動内容の向上を図ります。また、地域の防災リーダーとなる「防災士※」の育成支援や活動支援を行います。（危機管理防災課）
3) 既存建築物耐震化の促進	大地震の際に建築物の倒壊を防止するため、昭和56年以前に建築された旧耐震基準による建築物の耐震診断や耐震改修を希望する市民等に対して助成等を行い、市内既存建築物の耐震化を進めます。（建築安全課）

主な指標	取組	指標名	実績値及び実績値から見た指標の方向性	
	1)①		避難所等に備蓄している避難者用食料の充足率	100%
1)②		災害時応援協定の締結数	49件	↗
1)③		「防災意識が高まった」と回答した総合防災訓練参加者の割合	—	↗
1)④		災害用マンホールトイレの設置箇所数	14か所	↗
2)		自主防災連合会12団体のうち「防災士」がいる連合会の数	9団体	↗
3)		市内既存建築物の耐震化率	住宅76.8% 民間特定建築物86.6%	↗

主な実現手段	
【事務事業など】 ●防災備蓄事業【1)①】 ●各種協定締結に係る事務【1)②】 ●総合防災訓練実施事業【1)③】 ●防災行政無線デジタル化事業【1)④】 ●公共下水道管渠整備事業【1)④】 ●自主防災組織育成支援事業【2)】 ●既存建築物耐震化促進事業【3)】	【関連計画】 ●上尾市地域防災計画【1)①②③④・2)・3)】 ●上尾市国民保護計画【1)④】 ●上尾市建築物耐震改修促進計画【3)】

市民としてできること

【自助:自分や家族でできること】

- 避難場所や避難経路などを自ら調べておく。
- 防災の備えを継続的に行うよう努める。
- 地区の防災訓練などに積極的に参加する。
- 家族で避難場所や連絡手段を決めておく。

【共助:近隣・地域で助け合って担えること】

- 地区の防災訓練を、例えば看護学校など他の機関と一緒にするなど、幅広い連携・協力体制を整える。
- 高齢者、障害者、妊産婦などの災害弱者に関する情報を可能な範囲で広く共有する。

1. 支え合う安心・安全なまちづくり

1-3 暮らしの安心・安全確保

1-3-3 消防

現況と課題

- 消防庁が定める「消防力の整備指針」を踏まえ、消防拠点・装備等の必要な整備については計画的に継続していく必要があります。また、消防に係る住民サービスの向上、人員配置の効率化と充実、消防体制の基盤強化のため、伊奈町との消防広域化を検討する必要があります。☞施策1)①へ
- 震災時には水道の送配水施設が機能しないことも想定され、水道に頼る消火栓だけではなく、防火水槽の設置や河川等からの取水装備の配備を計画的に進めることが必要です。☞施策1)②へ
- 消防団は人員不足が生じており、女性消防団員の確保や、能力や事情に応じ特定の活動のみに従事する機能別消防団員※の制度導入に向けた検討が必要となっています。☞施策2)①へ
- 火災・救急の出動要請件数が年々増加する一方で、道路状況等により現場への到着時間が伸びていることから、到着時間の短縮に向けた業務の円滑化が必要となっています。☞施策2)②へ
- 年々増加する救急需要に 대응していくには、市民の救急車の適正利用や、救急業務の見直しが必要となっています。☞施策2)③へ
- 防火意識が不十分な市民や事業者に対する継続的な防火指導等により、火災が起こりにくいまちづくりを進めていくことが必要となっています。☞施策3)へ

施策の方針

消防活動の拠点である消防署や車両・資器材の整備・確保により、災害への万全な備えを図ります。また、災害時・救急時における市や関係機関・団体のスムーズな連携と迅速な対応により、市民の生命や財産を守ります。

市民や市内事業者が火災の発生を自ら防ぐため、火災予防対策を積極的に行うよう、防火指導を推進します。また、「自分の命は自分で守る」、「地域のくらしは地域で守る」ため、消防団を中心とした地域防災力の強化を図ります。

施策の内容

1) 消防施設・装備等の整備	① 消防拠点・装備等の整備 災害時等における活動を円滑に行うため、施設や車両、資器材の計画的な整備を図ります。（消防総務課）
	② 消防水利の整備 消火活動を迅速かつ効率的に行う環境を整備するため、消火栓や防火水槽の適正な配置と維持管理を図ります。（警防課）
2) 消防・救急体制の強化	① 消防団の活性化 消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るため、消防団への入団を促進するPR活動を行うとともに、消防団員の消防学校への研修派遣や、運営についての支援を行います。また、機能別消防団員制度の導入を検討します。（消防総務課）

施策の内容	
	<p>② 通信指令業務の円滑化 火災・救急現場へ迅速に出動させるため、消防緊急通信指令システムの24時間管理体制を維持して安定稼働を確保するとともに、覚知から出動指令までの時間短縮に努めます。(指令課)</p> <p>③ 増加する救急需要への対応 真に救急を必要とする市民の要請に応えるため、救急車の適正利用を呼びかけるとともに、出動体制を見直すなど救急業務を工夫します。(警防課)</p>
3)火災予防対策の推進	市内における火災の発生を防止するため、市民に住宅用火災警報器の設置を促すとともに、消防法で定められた防火対象物や危険物施設の立入検査を実施し、不備のある事業所に対し改善を指導します。(予防課)

主な指標	取組	指標名	実績値及び実績値から見た指標の方向性	
	1)①	消防施設・装備等の整備計画の進捗率	90.7%	↗
1)②	消防水利の充足率	88.34%	→	
2)①	消防団員一人に対する市民の数	1,629人	↘	
2)②	覚知から出動指令までの平均時間	2分15秒	↘	
2)③	覚知から現場到着までの平均時間	8分31秒	↘	
3)	防火対象物の重大な法令違反率	9.4%	↘	

主な実現手段	
<p>【事務事業など】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●消防施設管理事業【(1)①】 ●消防水利整備事業【(1)②】 ●消防団運営事業【(2)①】 ●消防救急無線デジタル化事業【(2)②】 ●救急隊員教育訓練事業【(2)③】 ●火災予防審査・指導事業【(3)】 ●火災予防啓発事業【(3)】 	<p>【関連計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●消防力の整備指針(消防庁)【(1)①】 ●消防水利の基準(消防庁)【(1)②】

市民としてできること

【自助:自分や家族でできること】

- 消防団や自警消防団の役割をよく理解する。

【共助:近隣・地域で助け合って担えること】

- 消防団・自警消防団・地域が必要な部分で連携を深める。

1. 支え合う安心・安全なまちづくり

1-3 暮らしの安心・安全確保

1-3-4 防犯

現況と課題

- 市内の刑法犯認知件数※は、平成 16 年の 5,833 件をピークに年々減少し、ここ数年は 2,000 件台後半で推移していますが、振り込め詐欺の被害件数が県内で上位にあるなど、市民の防犯意識の向上による犯罪被害の防止が重要です。また、ほぼ全ての事務区で設立されている自主防犯ボランティア団体※による、地域での防犯活動を支援していく必要があります。☞施策 1)へ
- さらに近年では、適切な管理が行われていない空家等が地域住民の生活環境へ深刻な影響を与えるケースが発生しており、対応が必要です。☞施策 2)へ

施策の方針

多くの市民が防犯に対する理解を深め、防犯意識を持って行動するよう、啓発を図っていくとともに、自主防犯ボランティアによる地域の防犯活動を支援することにより、市内の犯罪被害の減少を図ります。また、組織を立ち上げ、計画を策定して空家等対策に取り組みます。

施策の内容

1)防犯活動の推進	市民の防犯意識を高めるため、講演会や街頭キャンペーン等の啓発活動を行うとともに、地域の防犯活動を行う自主防犯ボランティアの活動を支援します。(交通防犯課)
2)空家等対策の推進	適切な管理が行われていない空家等によって、市民生活に影響を及ぼさないよう、「空家等対策の推進に関する特別措置法※」に基づいて空家等対策計画を策定し、特定空家※等の所有者に対し指導・改善を図ります。(交通防犯課)

主な指標	取組	指標名	実績値及び実績値から見た指標の方向性	
	1)	「防犯意識が高まった」と回答した講演会受講者等の割合		—

主な実現手段

【事務事業など】 ●防犯活動推進事業【1】 ●空家等対策協議会に係る事務【2】	【関連計画】 —
---	-------------

市民としてできること

【自助：自分や家族でできること】

- 地域であいさつ運動ができる雰囲気をつくる。
- 空家に関する情報を市や地域に提供する。

【共助：近隣・地域で助け合って担えること】

- 子ども 110 番の家などを子どもに教える。
- 地域の空家に関する情報を市に提供する。

1. 支え合う安心・安全なまちづくり

1-3 暮らしの安心・安全確保

1-3-5 消費生活

現況と課題

- 消費生活に係る相談は年間で平均 1,500 件あることから、相談体制の充実を図るとともに、消費者保護の観点から消費生活センターの認知度の向上と利用の促進が必要となっています。
☞施策1)へ
- 悪質商法、契約トラブル、くらしに関するさまざまな情報の提供や、関係機関、消費者団体との連携による意識啓発により、市民の消費者意識を高めていく必要があります。☞施策2)へ

施策の方針

消費者の権利を守るため、市民からの消費生活相談・苦情に対応し、トラブルの未然防止と早期解決を図ります。また、消費者意識の向上や消費者被害の防止活動を行っている市民の活動を支援します。関係機関や消費者団体と連携して啓発活動・消費者教育を行うことにより、消費者被害の防止を図ります。また、市民が「自立した消費者※」となるため、消費者教育を学校や家庭、地域等のさまざまな場所で推進します。

施策の内容

1)相談体制の充実	市民の消費生活トラブルの未然防止と解決を図るため、専門知識を有する相談員による相談体制の充実を図ります。(消費生活センター)
2)情報提供・意識啓発の推進	市民の消費者意識の向上を図るため、広報誌等による情報提供や、関係機関や消費団体と連携して消費者の自立を支援する講座等による意識啓発を推進します。(消費生活センター)

主な指標	取組	指標名	実績値及び実績値から見た指標の方向性	
	1)	消費生活相談をした市民のうち、市の消費生活センターを利用した割合		82.6%
2)	「消費者としての意識が高まった」と回答した講座等の受講者の割合		—	↗

主な実現手段

【事務事業など】 ●消費生活相談事業【1】 ●消費者意識啓発事業【2】 ●消費者教育推進事業【2】	【関連計画】 —
---	--------------------

市民としてできること

【自助:自分や家族でできること】

- 日頃から消費者としての意識を高め、情報を収集する。

【共助:近隣・地域で助け合って担えること】

- 詐欺や消費者トラブルがあった場合には、注意喚起のため地域で情報共有を行う。

2. 未来につなぐ環境づくり

2-1 持続可能な循環型社会の形成

2-2 良好な水循環・水環境の形成

2. 未来につなぐ環境づくり

2-1 持続可能な循環型社会の形成

2-1-1 環境保全

現況と課題

- 環境意識を高める環境啓発イベントを行っていますが、働く世代や子育て世代の参加者を増やすことが課題となっています。☞施策1)①△
- 市も一事業者として環境負荷軽減のための環境配慮活動※に取り組む必要があります。☞施策1)②△
- 地球温暖化の原因となるCO₂等の排出量を削減するには、引き続き市民や事業者とともに省エネルギーに取り組む必要があります。☞施策2)①△
- これまでは主にCO₂等の排出量を削減する緩和策※が先行していましたが、地球温暖化が進みつつある中、温暖化に対処する適応策※にも取り組んでいく必要があります。☞施策2)②△
- 環境保全活動に取り組む市民が限られ、高齢化が進んでいます。参加のしやすさや魅力ある環境教育プログラム等を考え、活動に参加する市民の幅を広げることが必要です。☞施策3)①△
- 環境保全には市民・事業者・行政が連携した幅広い取組が必要であり、行政には市民や事業者との連携を促進するコーディネート力を高めることが求められます。☞施策3)②△

施策の方針

市民一人一人が地球温暖化問題の重要性を認識して環境意識を高め、日常生活において省エネルギーの取組や再生可能エネルギー※の導入等温室効果ガス※の排出量削減に努めます。また、熱中症対策や雨水再利用等、地球温暖化への適応策について、市民の理解を深めます。

さらに、地域の子どもから大人までが一緒になって楽しみながら、さまざまな動植物が生息する里山などの自然環境の保護・再生や、都市部の緑・河川の保全を推進します。

施策の内容

1) 環境配慮活動の促進	① 環境配慮意識の啓発 市民が日常生活において環境に配慮した活動を主体的に取り組むよう、引き続き環境意識の向上を目的とした学習会や観察会などを行うとともに、イベントをより参加しやすいものに工夫します。(環境政策課)
	② 市の率先的な環境配慮活動 環境都市実現のため、市が率先して環境に配慮した活動を行うとともに、公共施設における環境配慮型設備の導入や太陽光等新エネルギーのさらなる活用を進めます。(環境政策課)
2) 地球温暖化対策の促進	① 省エネルギー対策の促進 市民や事業者による環境負荷を低減するため、市民が省エネ設備等を導入する際の補助や、事業者に対する国や県等の補助制度についての情報提供を積極的に行います。(環境政策課)
	② 地球温暖化適応策の推進 地球温暖化による気候変動がもたらすさまざまな影響から市民生活の安全を守るため、全庁的な連携による治水・豪雨対策や、熱中症予防の啓発などの地球温暖化適応策に取り組みます。(環境政策課)

施策の内容	
3)自然環境の保全・活用	① 自然環境に関する意識の向上 市民一人一人が自然環境や多様な生物への関心を高めるため、子どもから大人まで参加できる自然観察会等環境教育や体験学習の充実を図ります。 (環境政策課)
	② 自然環境の保全活動の促進 残された貴重な自然環境を保存するため、市民の環境学習等の場として活用しながら、保護活動を行う環境保全団体と連携して、多様な生物の生息・生育環境の保全に取り組みます。(環境政策課)

主な指標	取組	指標名	実績値及び実績値から見た指標の方向性	
	1)①	環境イベントに参加した子育て世代の割合	17.7%	↗
	1)②	市の公共施設及び事務事業からの温室効果ガス排出量	18,798 t-CO ₂	↘
	2)①	市内のCO ₂ 排出量	1,038 千 t-CO ₂	↘
	2)②	クールシェア※実施箇所数	11 箇所	↗
	3)①②	環境教育・学習等に初めて参加した人の割合	54.8%	↗

主な実現手段	
【事務事業など】 ●環境推進・啓発事業【1)①・3)①②】 ●地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進【1)②】 ●省エネ対策推進事業【2)①】 ●地球温暖化適応策に関する情報発信【2)②】 ●環境保護団体育成事業【3)①②】	【関連計画】 ●第2次上尾市環境基本計画【1)①②・2)①②・3)①②】 ●第2次上尾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）【1)②】

市民としてできること

【自助:自分や家族でできること】

- 地球温暖化問題に関する意識を高める。
- 日々の生活において、CO₂の排出量を抑制する取組を実践する。
- 身近な環境保全活動を実践する。

【共助:近隣・地域で助け合って担えること】

- 地域でCO₂排出量の削減に楽しく取り組める仕組みを構築する。
- 地域で太陽光発電システムを設置した再生可能エネルギーの創出や、緑化を行う。
- 学校教育と環境保全活動の連携を検討する。
- 地域で環境保全活動に楽しく取り組める仕組みを構築する。
- 地域で環境保全活動の情報提供の場所を充実させる。

2. 未来につなぐ環境づくり

2-1 持続可能な循環型社会の形成

2-1-2 廃棄物・リサイクル

現況と課題

- ごみの分別に関する啓発活動を行っていますが、依然として家庭ごみへの雑がみの混入が見受けられるなど、家庭ごみの分別・減量が課題となっています。☞施策1)①へ
- 事業者からのごみには産業廃棄物の混入が見受けられ、確認・指導や啓発により事業系ごみを減量していく必要があります。☞施策1)②へ
- 地域のリサイクル活動団体により、地域での資源回収は進んでいますが、団体の構成員の高齢化や、ごみの分別意識における地域差が課題となっています。☞施策2)①へ
- 小型家電リサイクル法※が施行されていますが、使用済み小型家電の回収量が伸び悩んでおり、その趣旨や回収方法の浸透が必要となっています。☞施策2)②へ
- 安定したごみ処理を継続して行うため、焼却施設の計画的な維持・整備を行う必要があります。また、焼却施設の今後の維持・整備計画は、伊奈町との広域化によるごみ処理体制の調整が必要です。☞施策3)①へ
- ごみを出すことが難しい高齢者や障害者に対し、ニーズにあったごみ収集に取り組んでいますが、今後も需要に対応できる体制づくりが必要です。☞施策3)②へ
- 焼却灰の最終処分量は微減していますが、さらなる減量化により、最終処分場に搬出する焼却灰の量を削減していく必要があります☞施策3)③へ

施策の方針

生産から流通、消費、廃棄に至る全ての過程において、ごみの減量と資源の有効活用が行われるよう、市民や事業者に対して資源を大切にす意識の浸透を図り、持続可能な資源循環型の社会を目指します。

施策の内容

1)ごみの減量・分別の促進	① 家庭ごみの減量・分別の啓発 家庭ごみの減量を図るため、出前講座や環境センターの施設見学会、ちらしの配布等による啓発を行うとともに、家庭用生ごみ処理容器等の購入に対して補助を行います。(環境政策課・西貝塚環境センター)
	② 事業系ごみの排出抑制 事業系ごみの減量を図るため、搬入ごみの検査による産業廃棄物の混入や分別の確認・指導、事業所への啓発を進めます。(西貝塚環境センター)
2)ごみ再資源化の促進	① 地域リサイクルの推進 地域における資源ごみのリサイクルを促進するため、地域でリサイクル活動を行う団体に対して支援を行います。(環境政策課)
	② 小型家電リサイクルの推進 使用済み小型電子機器等の適正な処理と資源の有効利用のため、広報等による啓発を行うとともに、公共施設に回収ボックスを設置して定期的な回収を行います。(西貝塚環境センター)

施策の内容	
3)安定したごみ処理体制の確保	① ごみ処理能力の確保 安定したごみ処理を行うため、ごみ処理施設の計画的な維持・整備に努めて長寿命化※を図るとともに、将来の人口動態やごみ量の変化を踏まえて、今後の維持・整備計画を検討します。(環境政策課)
	② ニーズに即したごみ収集 ごみを出すことが難しい市民を支援するため、粗大ごみの戸別収集や、ごみを集積所まで運ぶことが困難な高齢者や障害者を対象に、戸別収集と安否確認を行う「ふれあい収集」を実施します。(西貝塚環境センター)
	③ 最終処分量の削減 最終処分場に搬出する焼却灰の量を削減するため、ごみの減量化により焼却量を削減するとともに、焼却灰のセメント原料化等の再利用を進めます。(西貝塚環境センター)

主な指標	取組	指標名	実績値及び実績値から見た指標の方向性	
	1)①	家庭からの可燃ごみの搬入量	45,331t	↘
	1)②	事業所からの可燃ごみの搬入量	14,000t	↘
	2)①	地域リサイクル活動による資源回収量の割合	8.3%	↗
	2)②	使用済み小型電子機器等の回収量	39t	↗
	3)②	ふれあい収集の利用者数	228人	↗
	3)③	最終処分場への焼却灰の搬出量	5,593t	↘

主な実現手段	
【事務事業など】 ●ごみ減量対策事業【(1)①・2)①】 ●資源回収業務委託事業【(1)②・3)②】 ●地域リサイクル資源回収事業【2)①】 ●ごみ収集委託事業【(1)②・2)②・3)②】 ●西貝塚環境センター管理運営事業【3)①】 ●最終処分事業【3)③】	【関連計画】 ●第2次上尾市環境基本計画【(1)②・2)②】 ●上尾市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画【(1)①②・2)①②・3)①②③】

市民としてできること

【自助:自分や家族でできること】

- 日々の生活において、ごみを発生させないライフスタイルづくりに取り組む。
- ごみの分別廃棄の徹底等ルールを遵守する。

【共助:近隣・地域で助け合って担えること】

- 重いごみを運ぶのが難しい高齢者への手助け等、地域でごみの適切な廃棄を助け合う。
- 自治会や子ども会等、地域の集まりでリサイクルに関する情報を提供する。
- 楽しくリサイクルに取り組める仕組みを構築する。

2. 未来につなぐ環境づくり

2-1 持続可能な循環型社会の形成

2-1-3 生活環境

現況と課題

- 公害等は各種の測定結果が規制基準値を下回って概ね適切に抑制されていると言えますが、継続した環境調査、監視・指導が必要です。☞施策1)①へ
- 現在、各公共施設や給食の放射線量は基準値を下回り安全が確認されていますが、市民の安心・安全のため、測定・監視の継続が求められています。☞施策1)②へ
- 市は建築物のアスベスト（石綿）対策を推進していますが、アスベストを含む材料が分かりにくく、また見えにくい場合や、建築物の所有者がアスベストの存在を認識していない場合があります。☞施策1)③へ
- 良好な生活環境の維持には、空閑地等の樹木・雑草等の適正な維持管理、新しい外来生物の発生、指定区域内の路上喫煙、合併処理浄化槽※への転換の遅れ等、さまざまな課題があります。☞施策2)①へ
- 人と動物との調和がとれた共生社会の実現が求められています。登録や狂犬病予防接種を受けていない飼い犬が見受けられるほか、猫の鳴き声・ふん等が社会問題化しており、意識啓発や対策が必要です。☞施策2)②へ

施策の方針

典型7公害(水質・大気・土壌・地盤沈下・騒音・振動・悪臭)に関して、各種測定結果が規制基準値を満たすよう監視・指導を推進します。また、放射線やアスベストによる健康被害の防止を図ります。

良好な生活環境維持のため、さまざまな取組を推進するとともに、人と動物との調和がとれた共生社会に向けた取組を推進します。

施策の内容

1)環境汚染等の防止	① 典型7公害等の防止 典型7公害(水質・大気・土壌・地盤沈下・騒音・振動・悪臭)等から、市民の健康及び良好な生活環境を確保するため、定期的な環境調査を行うとともに、工場や事業場等への立入検査や指導を実施します。(生活環境課)
	② 放射線の測定・監視 放射線に対する市民の不安を和らげるため、市内公共施設での空間放射線量の測定や、食材や農作物に対する放射能の測定を行います。(生活環境課)
	③ アスベスト対策の推進 アスベストによる健康被害を防止するため、アスベストを利用している民間建築物の把握と、所有者に対するアスベスト分析調査のための補助を実施します。(建築安全課)
2)快適な生活環境の維持	① 良好な生活環境の維持 市内の良好な生活環境を維持するため、空閑地※等の樹木・雑草等の適正な維持管理の指導、効率的なし尿の収集・運搬・処理、特定外来生物※等の防除、指定区域内の路上喫煙の禁止、合併処理浄化槽への転換の推進等のさまざまな取組を行います。(生活環境課)

施策の内容

② 人と動物との共生社会の実現

人と動物との調和のとれた共生社会を実現するため、専門家や民間団体と協働し、共生に向けたイベントや狂犬病予防の集合注射等を実施します。（生活環境課）

主な指標	取組	指標名	実績値及び実績値から見た指標の方向性	
			実績値	方向性
主な指標	1)①	水質汚濁防止法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく工場・事業場の排水基準の適合率	82.3%	↗
	1)②	放射線量を測定している施設において基準値を超えている施設数	0か所	→
	1)③	アスベスト対策が行われていない民間建築物の認知棟数	16棟	↘
	2)②	狂犬病予防注射の接種率	86.5%	↗

主な実現手段

【事務事業など】

- 環境調査・測定事業【1)①】
- 工場・事業場等への立入調査【1)①】
- 空間放射線量の測定【1)②】
- 食品放射能測定事業【1)②】
- 民間建築物アスベスト対策事業【1)③】
- 建設リサイクル法による届出業務【1)③】
- 生活環境維持管理のための指導【2)①】
- し尿処理体制整備事業【2)①】
- 動物との共生社会推進事業【2)②】
- 狂犬病予防対策事業【2)②】

【関連計画】

- 第2次上尾市環境基本計画【1)①③・2)①】

市民としてできること

【自助：自分や家族でできること】

- 地域への影響を考慮して、空き地や私有林を適切に管理する。
- 喫煙マナーを遵守する。

【共助：近隣・地域で助け合って担えること】

- 地域で空き地や私有林の管理状況に注意する。
- 地域で喫煙マナーに関するポスターの作成や吸い殻を拾う活動を行う。

2. 未来につなぐ環境づくり

2-2 良好な水循環・水環境の形成

2-2-1 上水道

現況と課題

- 本市の上水道は昭和 39 年に給水を開始して以来 50 年以上にわたり、安定的に給水を行ってきました。今後も安心・安全な水を供給し続けることが重要です。☞施策 1)へ
- 上水道は市民生活に欠くことができない最も重要なライフラインであり、地震や災害など非常時においても必要最小限の水を供給できるよう、耐震化を含めた管路や施設の更新を進める必要があります。☞施策 2)へ
- 節水意識の定着や節水機器の普及、人口減少や高齢化などにより給水量は減少傾向にあり、今後は料金収入の減少も見込まれ、経営環境は厳しくなっていくことから、より一層の効率的な事業運営に努め、今後高まる施設の更新需要の財源確保が必要となっています。☞施策 3)へ

施策の方針

平成 25 年に国が策定した「新水道ビジョン」では、「時代や環境の変化に的確に対応しつつ、水質基準に適合した水が、必要な量、いつでも、どこでも、誰でも、合理的な対価をもって、持続的に受け取ることが可能な水道」を「水道の理想像」として掲げています。本市では、市民に安心・安全な水を安定的に供給できるよう、水質の維持向上に努め、耐震化を含めた管路や施設の更新をさらに進め、効率的な事業運営による健全な経営環境を継続し、「水道の理想」を目指します。

施策の内容

1) 安全な水道水の供給	市民へ安心・安全な水を供給するため、原水・浄水・配水の各段階において水質管理の徹底を図り、水道法に定められている水質基準に適合した水の供給を継続します。(水道施設課)
2) 強靱な水道の構築	地震や災害などの非常時においても必要最小限の水を供給し続けられるよう、管路の更新事業を継続し、配水池や浄水施設などについても耐震化を含めた更新を進めます。(水道施設課)
3) 持続可能な水道サービスの運営	健全で安定した経営環境の持続のため、国の「新水道ビジョン」に基づき、従来の「上尾市地域水道ビジョン」を見直して計画的かつ効率的な事業運営に努めます。(経営総務課・業務課・水道施設課)

主な指標	取組	指標名	実績値及び実績値から見た指標の方向性	
			実績値	方向性
	1)	水道水の水質基準の不適合率	0%	→
	2)	水道管路の耐震化率	23.5%	↗
	3)	水道事業会計の営業収支比率※	115.6%	→

主な実現手段

【事務事業など】

- 水質管理事業【1】
- 浄水施設整備事業【2】
- 配水管布設工事業【2】
- 水道検針事業【3】
- 上・下水道料金徴収事業【3】

【関連計画】

- (仮)上尾市水道事業ビジョン【1・2・3】
- (仮)上尾市水道施設整備計画【2】



浄水場



水道管路交換工事の様子

2. 未来につなぐ環境づくり

2-2 良好な水循環・水環境の形成

2-2-2 下水道

現況と課題

- 現在の下水道普及率は79.1%であり、市街化区域※内の未普及地区への汚水整備を進める必要があります。☞施策1)①へ
- 近年、局地的な大雨等の頻発や都市化の進展に伴い、市街地での内水被害のリスクが増大しており、雨水対策としての公共下水道の整備も必要です。☞施策1)②へ
- 下水道管渠の総延長は約696kmに達し、その一部は間もなく耐用年数を迎えることから改築更新が必要となります。ライフサイクルコスト※の最小化と、施設の耐震化・下水道管渠の長寿命化※が求められます。☞施策1)③へ
- 供用開始された公共下水道は、速やかな利用の促進が必要です。☞施策2)へ

施策の方針

多くの市民に衛生的で快適な生活環境を提供するとともに、浸水被害から市民の生命・財産を守るため、公共下水道の整備とその適切な維持管理に努めます。

生活排水の処理は、効率的かつ適正な処理区域の設定のもとに、公共下水道による整備の推進と水洗化の促進を図ります。

施策の内容

1)公共下水道の整備	① 公共下水道（汚水整備）の推進 河川等の水質汚濁の防止するため、公共下水道の汚水整備を推進します。 (下水道施設課)
	② 公共下水道（雨水整備）の推進 市街地の浸水被害を軽減するため、公共下水道の雨水整備を推進します。 (下水道施設課)
	③ 下水道施設の長寿命化・耐震化 地震や災害時でも下水道の機能を維持するとともに、今後も下水道を安定的に利用できるようにするため、計画的な管渠の更新やポンプ場の長寿命化・耐震化を図ります。(下水道施設課)
2)公共下水道の利用促進	供用開始された公共下水道の速やかな利用を促進するため、水洗便所への改造に対する無利子の貸付制度の活用をPRし、水洗化率の向上を目指します。 (業務課)

主な指標	取組	指標名	実績値及び実績値から見た指標の方向性	
			実績値	方向性
	1)①	公共下水道普及率（人口）	79.1%	↗
	1)②	公共下水道雨水整備率（面積）	48.7%	↗
	1)③	公共下水道管渠耐震化率	34.0%	↗
	2)	トイレの水洗化率	96.3%	↗

主な実現手段

【事務事業など】

- 公共下水道管渠整備事業【(1)①②③】
- 下水道施設（管渠）長寿命化事業【(1)③】
- ポンプ場長寿命化計画策定事業【(1)③】
- 水洗便所改造資金貸付制度【(2)】
- 公共下水道への水洗化普及戸別指導【(2)】

【関連計画】

- 上尾市公共下水道全体計画【(1)①②③】
- 上尾市生活排水処理基本計画【(1)①】
- 上尾市都市計画マスタープラン2010【(1)①②③】
- 上尾市公共施設等総合管理計画【(1)③】
- 上尾市公共下水道長寿命化計画【(1)③】



ポンプ場



除塵機

2. 未来につなぐ環境づくり

2-2 良好な水循環・水環境の形成

2-2-3 河川

現況と課題

- 宅地化などにより短時間に雨水が河川に流入し、急激な河川水位の上昇による浸水被害を引き起こしています。河川の治水安全度を向上させるため、計画的な護岸整備等が求められています。(☞施策1)へ
- 市街地の浸水被害を防ぐ都市下水路※は、区画整理など関連事業と調整を図りながら事業を進めていく必要があります。(☞施策2)へ
- 市街地の浸水被害の軽減のためには、河川や都市下水路の整備とともに雨水貯留施設等の設置促進等の雨水保全対策や、雨水排水を計画的に河川等への流出させるための総合的な治水計画の策定が必要です。(☞施策3)

施策の方針

河川や都市下水路の整備により、集中豪雨や都市化の進展に伴う浸水被害を軽減し、市民生活の安心・安全の確保を図ります。また、雨水の流出抑制のためのさまざまな方策を通じ、雨水排水を計画的に河川等へ流出させ、水害に対する安全性を高めていきます。

また、一級河川については、国や県に対してその整備を要望していきます。

施策の内容

1)河川の整備	河川の治水機能を高め、流域の浸水被害を軽減するため、準用河川等の護岸整備を推進します。(河川課)
2)都市下水路の整備	市街地の浸水被害を防ぐため、都市下水路(浅間川)の改修事業を推進します。(河川課)
3)雨水の保全対策	市街地の雨水の大量流出による河川の氾濫を防ぐため、雨水貯留施設、浸透施設等の設置を促進します。また、総合的な治水計画を策定します。(河川課)

主な指標	取組	指標名	実績値及び実績値から見た指標の方向性	
	1)	準用河川の整備率	73.5%	↗
2)	都市下水路(浅間川)の整備率	8.5%	↗	
3)	雨水タンク※の設置数	132基	↗	

主な実現手段

【事務事業など】 ●準用河川改修事業【1】 ●都市下水路整備・管理事業【2】 ●雨水貯留施設設置等補助事業【3】 ●開発行為における雨水排水流出抑制の指導【3】	【関連計画】 ●上尾市都市計画マスタープラン2010【1）・2）・3】
---	---

市民としてできること

【自助：自分や家族でできること】

- 市の補助制度などを活用し、雨水タンクの設置に取り組む。

【共助：近隣・地域で助け合って担えること】

- 地域で日頃から側溝の掃除を行い、効果をPRして参加者のやる気を高める。
- 地域で身近な洪水危険箇所等を示したハザードマップを作成する。



都市下水道工事の様子



雨水タンク

3. 快適な都市空間づくり

3-1 都市基盤の整備

3-2 交通環境の充実

3. 快適な都市空間づくり

3-1 都市基盤の整備

3-1-1 土地利用

現況と課題

- 市では、市街地が無計画・無秩序に郊外に広がることを防ぐとともに、市街地を計画的に開発して効率的な土地利用を行うため、昭和40年から土地区画整理事業※を推進しています。事業は長期間にわたるため、現行の事業も施行期間内の完了を図る必要があります。☞施策1)へ
- 市街地においては、社会環境や、地域の街づくりの計画の内容等を踏まえ、用途地域※を見直すことが必要です。また、ゆとりある住宅地の提供を検討することも必要です。☞施策2)①へ
- 上尾道路が圏央道に接続することに伴い、本市の産業立地上の優位性がますます高まることが期待され、上尾道路沿道の適切な土地利用の検討が必要となっています。☞施策2)②へ
- 都市計画と異なる土地利用の例も見られ、市街化調整区域※の農地や自然環境を保全するためには、市が秩序ある土地利用を主導していくことが必要です。☞施策2)③へ
- 都市計画で定められた土地利用を実現するためには、建築物の建築等を用途地域に沿って適切に誘導することが必要です。☞施策2)④へ

施策の方針

地域の実情や社会環境の変化を踏まえた適正な土地利用の見直しを進めるとともに、市街化区域※においては魅力ある市街地の形成、郊外においては適正な土地利用を図ります。
また、中心市街地においては、人が集い、魅力ある街づくりを推進します。

施策の内容

1)市街地整備事業の推進	市街地を計画的に開発して効率的な土地利用を図り、良好な宅地を提供するため、事業主体である土地区画整理組合への支援を行い、施行中の事業の早期完了を図ります。(市街地整備課)
2)土地利用の集約化・適正化	① 用途地域等の見直し 時代の要請を踏まえた市街化区域の秩序ある土地利用を図るため、市の基準に基づき、必要に応じて用途地域の見直しを実施します。(都市計画課)
	② 上尾道路沿道の適切な土地利用の検討 地域の産業振興に向けた企業立地を推進するため、農業との調和を図りつつ、上尾道路沿道の土地利用を検討します。(都市計画課)
	③ 市街化調整区域の土地利用規制 市街化調整区域の農地や自然環境を保全するため、市の基準に基づき、土地利用の規制を行います。(開発指導課)
	④ 土地利用に沿った建築の誘導 都市計画で定められた土地利用を図るため、建築物の建築内容や用途の変更が土地利用の制限に適合するよう建築確認・指導等を行います。(建築安全課)

主な指標	取組	指標名	実績値及び実績値から見た指標の方向性	
	1)	施行中の区画整理事業の平均進捗率	71.58%	↗
	2)④	建築物の完了検査率	99.65%	↗

主な実現手段

【事務事業など】

- 小泉土地区画整理事業【(1)】
- 上平第三特定土地区画整理事業【(1)】
- 大谷北部第二土地区画整理事業【(1)】
- 大谷北部第四土地区画整理事業【(1)】
- 用途地域の変更【(2)①②】
- 開発許可基準等の運用【(2)③】
- 建築基準法に基づく建築確認・検査制度【(2)④】

【関連計画】

- 上尾市都市計画マスタープラン2010【(1)・2)①②】
- 埼玉県建築行政マネジメント計画【(2)④】

市民としてできること

【自助:自分や家族でできること】

- 自分の地域に地区計画※や建築協定※等があった場合、その趣旨や制度を理解する。
- 日頃から自分のまち(地区)をどのようにしたいのか考える。

【共助:近隣・地域で助け合って担えること】

- 地域でどのようなまちにしたいのか考える機会を持つ。

3. 快適な都市空間づくり

3-1 都市基盤の整備

3-1-2 住環境

現況と課題

- 都市基盤が未整備のままとなっている地区のほか、すでに土地区画整理事業※が完了した地区においても、社会情勢の変化に対応した良好な住環境の形成には、地区住民による街づくり活動の実施が重要です。上尾市街づくり推進条例※の理念に基づき、住民主体の取組を支援していく必要があります。☞施策1)①へ
- 建築協定※等の締結は地区住民の主体的な取組が必要のため、地区全体の意思統一が図られるよう支援していく必要があります。☞施策1)②へ
- 建築物については、適法適切な建築・維持管理を促していくことが必要です。☞施策2)へ

施策の方針

地区の住環境の維持・向上を図るため、住民が主体となって、より良い住環境を目指した地区独自のルールを取り決める地区計画※や建築協定などの策定を支援します。

施策の内容

1)市民参加の街づくり	① 住民主体の街づくり活動の支援 地区内の住民等にとって良好な住環境を形成するため、上尾市街づくり推進条例に基づき、自発的・主体的に地域の街づくりを進めようとする団体等に対して支援を行います。（都市計画課）
	② 建築協定締結の支援 地区内の住民等にとって良好な景観を形成するため、建築協定等の締結による良好な住環境の保全を図ろうとする地域に対して支援を行います。（建築安全課）
2)建築物の適正な維持・管理	建築物の適法な建築と建築後の適切な維持管理を促すため、建築主等に対し、指導・啓発を行います。（建築安全課）

主な指標	取組	指標名	実績値及び実績値から見た指標の方向性	
	1)①	地区計画策定地区数	2 地区	↗
	1)②	建築協定締結地区数	10 地区	↗
	2)	建築物等の定期報告率	92.8%	↗

主な実現手段

【事務事業など】 ●地区計画の変更【1)①】 ●建築協定締結の支援【1)②】 ●建築基準法に基づく定期報告制度【2】	【関連計画】 ●上尾市都市計画マスタープラン2010【1)①②】 ●埼玉県建築行政マネジメント計画【2】
--	---



街づくり協定による街並み



建築協定による街並み

3. 快適な都市空間づくり

3-2 交通環境の充実

3-2-1 交通

現況と課題

- 市では市内循環バス“ぐるっとくん”や上尾市運行バスを運行して、公共交通が十分ではない地域の解消を図ってきました。市内循環バス“ぐるっとくん”については、利用者の利便性の向上と効率的・効果的な運行を目的として、平成27年度に路線の見直し・再編を行いました。今後はその効果を注視していく必要があります。☞施策1)①へ
- 本市は多くの市民が鉄道を利用しており、鉄道を利用する市民の一層の利便性向上を図ることが必要です。☞施策1)②へ
- 「自転車のまちあげお」として、安心・安全に自転車を利用できる環境の整備や、自転車の安全利用についての啓発が必要です。☞施策2)①へ
- 安心・安全に自転車を利用できる環境の整備として、放置自転車への対策や自転車駐車場の整備などに取り組むことも必要です。☞施策2)②へ

施策の方針

市内循環バス“ぐるっとくん”や上尾市運行バスの運行により、市内の交通不便地域の解消を図ります。

また、鉄道を利用する市民の利便性の向上を図るとともに、市民が気軽に自転車を利用しやすいまちづくりを進めていきます。

施策の内容

1)公共交通体系の充実	① バス路線網の維持 民間の路線バスがカバーしない地域を解消するため、利用者の利便性向上を図りながら、市内循環バス“ぐるっとくん”や上尾市運行バスの効率的・効果的な運行に努めます。(交通防犯課)
	② 鉄道サービスの利便性向上 鉄道を利用する市民の利便性を高めるため、JR東日本や埼玉新都市交通に対し、引き続き利便性や快適性の向上を要望していきます。(交通防犯課)
2)「自転車のまちづくり」の推進	① 「自転車のまちあげお」の実現 誰もが気軽に自転車を利用できる環境を整えるため、自転車啓発のイベントを行うほか、道路への自転車レーンの整備を進めます。(都市計画課)
	② 自転車駐車場の整備 安心・安全に自転車を利用できるよう、放置自転車対策や自転車駐車場の整備を行います。(交通防犯課)

主な指標	取組	指標名	実績値及び実績値から見た指標の方向性	
	1)①	市内循環バス“ぐるっとくん”の利用者数	456,655人	↗
	1)②	鉄道事業者への要望に対し改善が図られた数	—	↗
	2)①	整備した自転車レーンの長さ	2.5km	↗
	2)②	駅前放置自転車の撤去台数	1,021台	↘

主な実現手段

【事務事業など】

- バス輸送充実事業【(1)①】
- 鉄道輸送力増強推進事業【(1)②】
- 自転車のまちづくり推進事業【(2)①】
- 放置自転車対策事業【(2)②】

【関連計画】

- 上尾市地域公共交通網形成計画【(1)①】
- 上尾市都市計画マスタープラン2010【(2)①②】
- 上尾市自転車のまちづくり基本計画【(2)①②】

市民としてできること

【自助:自分や家族でできること】

- 市内循環バス“ぐるっとくん”を日常生活で積極的に利用する。
- 自転車マナーを学び、実践する。

【共助:近隣・地域で助け合って担えること】

- 地域で安全運転や自転車の放置など、自転車マナーの向上に向けた啓発活動を行う。



市内循環バス“ぐるっとくん”



整備された自転車レーン

3. 快適な都市空間づくり

3-2 交通環境の充実

3-2-2 道路

現況と課題

- 国道・県道の早期完成のためには、地元との協議により理解を得ること及び関係機関への働きかけが必要です。☞施策1)へ
- 都市計画道路※については、土地区画整理事業※などの進捗に合わせて計画的に整備することや、事業費の確保・整備手法の検討が重要な課題です。☞施策2)へ
- 各地区から要望のある生活道路については、緊急性・重要性を考慮しながら整備を進める必要があります。☞施策3)へ
- 快適な道路環境を維持していくには、街路樹の適正な管理や違法占有物の撤去が必要です。☞施策4)へ

施策の方針

地域交通の利便性向上のため、上尾道路や第二産業道路をはじめとする国道・県道の整備促進を図ります。また、市道の整備により、市民の利便性と道路の安全性の向上を図るとともに、街路樹の適正な管理や違法占有物の撤去により、適切な道路の維持を図ります。

施策の内容

1) 国・県道の整備促進	市民の移動をより便利にし、物流や人の流れをスムーズにする国道と県道の早期完成のため、地元住民との調整を図りつつ、国・県に整備を促します。 (道路課)
2) 都市計画道路の整備	交通渋滞を解消し、機能的な都市活動を支えるため、都市計画道路の計画的かつ効率的な整備に努めます。(都市計画課・道路課・市街地整備課)
3) 生活道路の整備	市民が安全かつ快適に生活道路を利用できるようにするため、道路拡幅による狭隘道路の解消や、新設・既設の道路整備を図ります。(道路課)
4) 快適な道路環境の維持・管理	市民が安全かつ快適に道路を利用できるようにするため、道路占用等の適正な許可や違法占有物の撤去、街路樹の適正な管理を行います。(道路課)

主な指標	取組	指標名	実績値及び実績値から見た指標の方向性	
			実績値	方向性
	1)	国・県道の整備率	80.3%	↗
	2)	都市計画道路の整備率	62.85%	↗
	3)	拡幅整備した市道の延長数	1,474m	↗
	4)	違反屋外広告物看板の撤去枚数	9,909 枚	↘

主な実現手段

【事務事業など】

- 上尾道路建設促進事業【(1)】
- 第二産業道路建設促進事業【(1)】
- 都市計画道路整備事業【(2)】
- 道路改良事業【(3)】
- 違反屋外広告物撤去事業【(4)】
- 街路管理事業【(4)】

【関連計画】

- 上尾市都市計画マスタープラン 2010【(1)・(2)・(3)・(4)】

市民としてできること

【自助:自分や家族でできること】

—

【共助:近隣・地域で助け合って担えること】

- 地域で歩道の段差など身近な小さな意見を集約し、街づくりに生かす。



整備が進む上尾道路



拡幅された道路

4. 美しく心豊かなまちづくり

4-1 緑の保全・創出

4-2 地域文化の継承と創造

4-3 生涯学習・スポーツの振興

4. 美しく心豊かなまちづくり

4-1 緑の保全・創出

4-1-1 みどり

現況と課題

- 市では緑地率 29%を維持することを目指していますが、生産緑地※の解除や空閑地※の減少等により緑地は失われつつあります。そのため、「身近な緑」「地区の拠点となる緑」の整備を進めて、緑地率の維持に努める必要があります。☞施策1)2)へ
- 緑地が失われつつある中で、新たな緑地の創出が必要です。そのため、事業者に対し開発により失われた緑を補う新たな緑の創出を働きかけていく必要があります。☞施策3)へ
- 身近な緑を守り育てていくためには、緑の大切さや必要性に対する意識の啓発とともに、地域の協力を得ることが必要です。☞施策4)へ

施策の方針

都市の美しさを象徴する緑の保全・創出に向けて、公園・緑地等の整備や協働による維持管理を行います。

施策の内容

1)身近な緑づくり	身近な緑の保全・創出を図るため、街区公園※や近隣公園※などの身近な公園の整備・管理を進めるとともに、新たな「ふれあいの森※」や保存樹林・保存樹木※の指定・整備・管理等を行います。(みどり公園課)
2)地区の拠点となる緑づくり	地区の緑の保全・創出を図るため、スポーツや地域のコミュニティ活動の場等、多面的な機能を持つ地区公園※や総合公園等の整備・管理を進めます。(みどり公園課)
3)その他の緑づくり	新たな緑を創出するため、市の基準に基づき、開発行為に対して緑地の設置を指導するとともに、公共事業や開発等で創出された緑の維持管理を行います。(みどり公園課)
4)緑を守り育てる仕組みづくり	地域で身近な緑を守り育てる仕組みをつくるため、事務区やボランティア団体と公園管理協定※を締結します。(みどり公園課)

主な指標	取組	指標名	実績値及び実績値から見た指標の方向性	
	1)	「ふれあいの森」の面積	7.1ha	↗
	2)	都市公園の面積	88ha	↗
	3)	開発指導により創出された緑地の面積	0.42ha	↗
	4)	公園管理協定の公園数	62公園	↗

主な実現手段

【事務事業など】

- 街区公園整備事業【1】
- 都市公園等管理運営事業【1】
- ふれあいの森整備事業【1】
- 丸山公園整備事業【2】
- (仮)戸崎東部公園整備事業【2】
- 緑地帯管理事業【3】
- 地域公園管理推進事業【4】

【関連計画】

- 上尾市緑の基本計画【1) 2) 3) 4)】
- 上尾市都市計画マスタープラン 2010【1) 2) 3) 4)】

市民としてできること

【自助: 自分や家族でできること】

- 自宅など身近な緑の保全に取り組む。

【共助: 近隣・地域で助け合って担えること】

- 地域で緑を保全する活動を行う。



ふれあいの森



上平公園

4. 美しく心豊かなまちづくり

4-2 地域文化の継承と創造

4-2-1 文化・芸術

現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民が広く文化・芸術に親しむには、行政と民間が連携して文化・芸術の機会を提供する必要があります。☞施策1)へ ● 多くの市民・団体が文化・芸術活動に取り組んでいますが、日頃の活動の成果を発表できる機会を継続的に確保する必要があります。☞施策2)①へ ● 地元芸術家に活動の機会を提供することにより、その育成につなげるとともに、市民が気軽に文化・芸術に触れる機会をつくる必要があります。☞施策2)②へ
--------------	---

施策の方針

文化・芸術活動を行う市民が自主的かつ積極的に取り組み、成果を発表するとともに、それぞれの市民が望む文化・芸術を享受できるよう、親しむ機会及び成果発表の機会の提供、活動に対する支援を行います。

施策の内容

1)文化芸術振興施策の活性化	市民が広く文化・芸術に親しむ機会をつくるため、市民ニーズを踏まえた文化芸術振興の方針を検討するとともに、行政と民間との連携による文化芸術振興の取組を行います。(生涯学習課)
2)文化・芸術活動の支援	<p>① 市民の文化・芸術活動の支援 文化・芸術活動を行う人や団体が積極的に活動し、成果を発表できるようにするため、市内の文化団体を支援するとともに、上尾市美術展覧会や市民音楽祭等、活動成果の発表の機会を提供します。(生涯学習課)</p> <p>② 地元芸術家の育成・支援 地元芸術家の交流・活動の機会を増やし、市民に気軽に文化・芸術に触れてもらうため、芸術家をネットワーク化し、地元芸術家によるクラシックコンサートなどの開催、小学校での出張コンサートをを行います。(生涯学習課)</p>

主な指標	取組	指標名	実績値及び実績値から見た指標の方向性	
	1)	文化・芸術に親しむ市民の割合	—	↗
	2)①	上尾市美術展覧会への出品点数	499点	→
	2)②	小学校への出張コンサートの開催数	1回	↗

主な実現手段

【事務事業など】

- 文化芸術振興の基本方針の検討【1】
- 民間を活用した新たな文化・芸術事業の開催【1】
- 文化芸術振興事業【2①】
- 美術展覧会事業【2①】
- 市民音楽祭事業【2①】
- 音楽家芸術活動支援事業【2②】
- あげおクラシックコンサートの開催【2②】
- アウトリーチコンサート※の開催【2②】
- 「あげお音楽家ネット※」の整備【2②】

【関連計画】

- 上尾市教育振興基本計画【1）・2①】

市民としてできること

【自助：自分や家族でできること】

- 市民が自ら文化・芸術に触れる活動を行う。特に、子どもの頃から、生活の中で文化・芸術に触れる機会をつくる。

【共助：近隣・地域で助け合って担えること】

- 地元の芸術家の活動を支援する。
- 地域で子どもが芸術に触れる機会をつくる。



上尾市美術展覧会



「あげおクラシックコンサート」
アウトリーチコンサート

4. 美しく心豊かなまちづくり

4-2 地域文化の継承と創造

4-2-2 文化財

現況と課題

- 現存する文化財を後世に継承していくには、指定文化財※や登録文化財※として保存・管理していく必要があります。☞施策1)①へ
- 無形民俗文化財※の中には、保持団体の会員数の減少や保持者の高齢化により継承が難しくなっているものもあり、継承に向けた支援が必要となっています。☞施策1)②へ
- 収集した歴史資料を保存していくには、未整理資料の速やかな目録作成が必要です。☞施策1)③へ
- 市の文化財や歴史資料等を保護していくには、普及啓発や情報提供により、その価値を多くの人へ周知していく必要があります。☞施策2)へ

施策の方針

市の歴史、文化等の理解に不可欠な文化財や歴史資料の適切な保存・継承を進めます。また、市民が文化財や歴史資料に親しみ、その価値への理解を深められるよう、普及啓発や情報提供を行います。

施策の内容

1)文化財・歴史資料の保存・継承	① 文化財の指定・登録 市内に現存する文化財を後世に継承していくため、現状を調査・記録して内容を把握し、特に重要なものを指定文化財、保存及び活用のための措置が特に必要と認められるものを登録文化財として保存・管理を行います。（生涯学習課）
	② 無形民俗文化財の継承支援 市の貴重な無形の文化遺産である無形民俗文化財を後世に継承していくため、調査・記録して内容を把握し、指定文化財や登録文化財として保存を行うとともに、保持者・保持団体の活動を支援します。（生涯学習課）
	③ 歴史資料の収集・整理 市に関係する歴史資料を後世に継承していくため、古文書や歴史的公文書等の資料の収集・調査・保存を行います。（生涯学習課）
2)文化財・歴史資料の活用	市民をはじめ多くの人々が市の歴史や文化等の価値を認識し、保護する意識を育むとともに、郷土への関心を高めるため、講座や展示、刊行物の発行や市ホームページの充実を図るなど、文化財や歴史資料の情報提供を行います。（生涯学習課）

主な指標	取組	指標名	実績値及び実績値から見た指標の方向性	
	1)①	指定・登録文化財件数	122件	↗
	1)②	活動している無形民俗文化財の保持団体数	40団体	→
	1)③	整理された歴史資料の目録点数	15点	↗
	2)	あげお歴史セミナー等の参加者数	1,356人	↗

主な実現手段

【事務事業など】

- 埋蔵文化財調査事業【(1)①】
- 文化財調査・保存事業【(1)①②】
- 文化財保護啓発事業【(1)②・2】
- 歴史資料調査事業【(1)③・2】

【関連計画】

- 上尾市教育振興基本計画【(1)①②③・2】

市民としてできること

【自助:自分や家族でできること】

- 家庭で地域の文化財をめぐるなど、文化財に触れる機会をつくる。
- 無形民俗文化財について関心を持ち、できる範囲で参加・協力する。

【共助:近隣・地域で助け合って担えること】

- 学校・地域活動と連携し文化財に触れる機会づくりに携わる。
- 地域で子どもに保存団体の伝統技術を教える。



市指定無形民俗文化財「武州平方箕輪囃子」



市指定文化財「坂上遺跡方形周溝墓出土品」
鉄剣（左） 管玉・ガラス玉（右）

4. 美しく心豊かなまちづくり

4-3 生涯学習・スポーツの振興

4-3-1 生涯学習

現況と課題

- 学習意欲を持つ市民に、生涯にわたる学習の必要性や重要性を認識し、興味・関心を高めようには、生涯学習に関する情報の収集と積極的な提供が重要です。☞施策1)へ
- 生涯学習活動を始める主なきっかけとなる公民館講座は、対象者に応じて分類・体系化することで、多様な学習機会の提供を図ることが必要です。☞施策2)①へ
- 高度化・専門化した学習機会の提供には、教育機関・民間企業等との連携・協働が必要です。☞施策2)②へ
- 生涯学習を通じて市民の地域課題への関心を高めることが必要です。☞施策2)③へ
- 生涯学習の一層の振興には、生涯学習活動を担う社会教育関係団体を支援するとともに、生涯学習に関する施策の検討や推進する体制の整備を行うことも必要です。☞施策3)へ
- 生涯学習の成果を生かす「まなびすと指導者バンク※」の利用件数が少ないため、指導内容の充実を図るなど支援を工夫することが必要です。☞施策4)へ
- 誰もが図書館を身近に利用できるような施設や運営体制の整備が必要です。☞施策5)①へ
- 資料・サービス等、市民の多様化した図書館ニーズへの対応が必要です。☞施策5)②へ

施策の方針

市民が生涯にわたり、あらゆる機会・場所で学習することができ、その成果を適切に生かせるよう、生涯学習情報の提供、生涯学習活動の機会の提供、生涯学習推進の体制づくり、生涯学習活動の成果の活用を推進していきます。

また、誰もが身近に利用できるよう、知の拠点である図書館の資料・サービスの充実を図ります。

施策の内容

1)生涯学習情報の収集・提供	より多くの市民に、生涯学習の必要性や事業への理解を深め、興味を持ってもらうため、生涯学習に関する情報収集・提供を行います。(生涯学習課)
2)生涯学習活動の機会の提供	① きっかけをつかむ学びの提供 生涯学習活動に対して一人一人が興味・関心・生きがいを見出し、能力向上を図ることができるよう、公民館で体系的に講座を実施し、学習活動のきっかけとなる多様な学習機会を提供します。(生涯学習課)
	② 連携・協働した学びの提供 多様化する生涯学習へのニーズに応えるため、教育機関・民間企業等と連携・協働して、より高度化・専門化した学習機会を提供します。(生涯学習課)
	③ 地域に向き合う学びの提供 市民の地域課題への関心を高めるため、社会問題や地域に関する学習機会を提供します。(生涯学習課)
3)生涯学習推進の体制づくり	審議会等を通じて市民のニーズや意見を反映させ、市民生活に密着した生涯学習を推進する体制をつくります。また、市民が継続して学習を行うことができる活動拠点を整備・提供します。(生涯学習課)
4)生涯学習活動の成果の活用	市民が生涯学習活動を通して生きがいを見出せる機会を充実させるため、学習成果の発表機会を設け、成果を生かせる環境を整備します。(生涯学習課)

施策の内容	
5) 図書館サービスの充実	① 図書館施設の整備・充実 誰もが図書館を身近に、また快適に利用できるようにするため、老朽化・狭隘化した本館を新築移転するとともに、分館を含めた図書館施設網の見直しを行います。また、利用しやすい図書館を実現するため、運営体制の整備を行います。(図書館)
	② 資料・対象者別サービス等の充実 利用者の多種多様なニーズに応えるため、図書館資料の質・量の充実、高齢者や利用に支障のある人へのサービスや、読み聞かせなど子どもの読書活動の支援の充実に努め、家庭・地域・学校とのさらなる連携を図ります。(図書館)

主な指標	取組	指標名	実績値及び実績値から見た指標の方向性	
	2)①	公民館で生涯学習活動を行った人の数	9,805 人	↗
	2)②	教育機関・民間企業等と連携・協働して実施した講座数	10 講座	↗
	2)③	家庭教育推進事業の参加者数	404 人	↗
	3)	学校施設（特別教室）開放事業の利用件数	896 件	↗
	4)	まなびすと指導者バンク登録者数	129 人	↗
	5)①	図書館の利用者数	423,459 人	↗
	5)②	図書館資料の予約・リクエスト件数	209,223 件	↗

主な実現手段	
【事務事業など】 ●広報誌、ホームページ等での情報発信【1】 ●公民館講座事業【2)①】 ●大学等との連携による生涯学習推進事業【2)②】 ●家庭教育推進事業【2)③】 ●社会教育団体等補助事業【3】 ●生涯学習指導者活動推進事業【4】 ●新図書館複合施設整備事業【5)①】 ●図書館資料整備事業【5)②】	【関連計画】 ●上尾市生涯学習振興基本計画【1）・2)①②③・3）・4)】 ●上尾市図書館サービス計画【5)①②】 ●上尾市子どもの読書活動推進計画【5)②】

市民としてできること

【自助：自分や家族でできること】 ■自ら積極的に生涯学習の活動に参加する。	【共助：近隣・地域で助け合って担えること】 ■生涯学習のグループに参加するだけでなく、運営を分担する。
---	---

4. 美しく心豊かなまちづくり

4-3 生涯学習・スポーツの振興

4-3-2 スポーツ・レクリエーション

現況と課題

- 市民が広くスポーツに親しむためには、身近にスポーツ・レクリエーション活動ができるスポーツ施設の整備・改修等が必要です。☞施策1)へ
- 余暇の増大等による生活スタイルの変化や、健康・体力作りへの関心、多様なスポーツイベントへの参加ニーズに対応してスポーツ・レクリエーション事業の充実が必要です。☞施策2)①へ
- 運動をする子どもとしない子どもの二極化の進行や、少子化に伴う運動部活動数の減少等により、児童生徒の運動の習慣化が重要な課題となっています。そのため、学校教育だけでなく社会体育の面からも、子どもたちにスポーツに親しむ機会を提供することが必要です。☞施策2)②へ
- スポーツ・レクリエーション活動が安全で楽しく行われるためには、スポーツ指導者が不可欠であり、その育成と資質向上が重要です。☞施策3)へ
- 地域に根差した生涯スポーツの推進のためには、スポーツ団体との連携・協力が不可欠であり、その育成・支援を行っていく必要があります。☞施策4)へ

施策の方針

上尾市スポーツ都市宣言を踏まえ、市民がスポーツを通じて自身の健康・体力向上やそれぞれの夢の実現を目指す、健康で活力に満ちたスポーツ活動の推進を図ります。また、見る人への感動だけでなく、学ぶ感動、支える感動を与える市民スポーツを推進します。

施策の内容

1) スポーツ施設の整備・充実	市民が広くスポーツに親しむ場を提供するため、平方スポーツ広場や平方野球場、学校開放施設、市民体育館等のスポーツ施設の環境整備・充実に努めます。(スポーツ振興課)
2) スポーツ・レクリエーション事業の充実	① スポーツイベントの充実 多種多様なスポーツイベントへの参加要求に対応するため、各種スポーツ・レクリエーション事業の充実を図り、幅広い世代の参加者の拡大に努めます。(スポーツ振興課)
	② 子どものスポーツ機会の充実 児童生徒の体力向上を図り、スポーツに親しむ機会を提供するため、関係機関やスポーツ団体と連携し、子どもたちが学校や身近な環境において日常的に運動を行える事業の充実を図ります。(スポーツ振興課)
3) スポーツ指導者の育成	地域や各種スポーツ団体におけるスポーツ・レクリエーション活動を担う人材を増やすとともに、その質を高めるため、スポーツ推進委員※等と連携してスポーツリーダーとなる人材の育成を進めます。(スポーツ振興課)
4) スポーツ・レクリエーション活動の支援	地域でのスポーツ・レクリエーション活動が盛んに行われるよう、スポーツ団体の育成・支援、それら団体との連携・協力を進めます。(スポーツ振興課)

主な指標	取組	指標名	実績値及び実績値から見た指標の方向性	
	1)	施設の利用者数	889,386 人	↗
	2)①	スポーツ・レクリエーション事業の参加者数	24,869 人	↗
	2)②	スポーツイベントに参加する児童生徒の数	7,282 人	↗
	3)	スポーツ・レクリエーションに関するスキルアップ講座等の受講者数	55 人	↗

主な実現手段

【事務事業など】 ●屋外スポーツ施設管理運営事業【1】 ●スポーツ大会・教室等開催事業【2)①②・3)・4)】 ●子どもの体力向上地域連携事業【2)②】 ●スポーツ活動推進事業【3)】	【関連計画】 ●上尾市スポーツ推進計画【1)・2)①②・3)・4)】
---	--

市民としてできること

【自助:自分や家族でできること】

- 自分に合ったスポーツを見つけ、運動する機会を持つ。

【共助:近隣・地域で助け合って担えること】

- 地域のスポーツ事業に参加するとともに、運営にも参画する。

5. たくましい都市活力づくり

5-1 地域産業の振興

5-2 労働環境の充実

5. たくましい都市活力づくり

5-1 地域産業の振興

5-1-1 農業

現況と課題

- 後継者や新規就農者の確保には、農業経営での安定した収入の確保が必要です。☞施策1)①へ
- 市民が農業に親しむ機会を増やすとともに、農業経営の多角化策として体験農園※の拡大が期待されています。☞施策1)②へ
- 農業者の高齢化や減少により遊休農地が生じており、その有効活用のため、担い手の確保が必要となっています。また、農業振興地域※の農用地区域※で、住宅地と農地が混在する等、農地の荒廃・遊休化・転用が進んでおり、農地の保全と、農地としての有効利用のための効率化・高度化が必要となっています。☞施策2)、4)①へ
- 多くの市民が地元の農産物を知り、消費する地産地消※を拡大する必要があります。☞施策3)へ
- 農業生産には農道、用排水路等のハード面に対する支援も必要です。☞施策4)②へ

施策の方針

農産物の供給・緑豊かな景観の提供・交流の場の創出・地域文化の継承など、多面的な役割を果たす農業を地域の産業として健全に守り育てるため、農地の保全や農業基盤の整備を図るとともに、農業経営の安定化・強化への支援を行います。また、担い手の育成、生産団体の支援などにより、魅力ある将来性の高い農業への道筋を作っていきます。さらに、安心・安全な農作物の提供、地産地消の推進とともに、農業体験や市民農園を通じた市民交流を促進します。

施策の内容

1) 農業経営の向上	① 農業を担う経営者の育成 農業者の経営を安定させるため、上尾市地域農業再生協議会※を通じて、農業経営の向上を目指す農業者の経営改善指導を行います。（農政課）
	② 市民とともに歩む「農」の推進 市民が農業に親しむ機会を増やし、農家の経営の多角化を図るため、体験農園を開園する農家を支援します。（農政課）
2) 遊休農地の有効活用	遊休農地の有効活用により農地を維持するため、農地を借りたい農業者と農地所有者とを結び付ける利用権設定促進事業※を推進します。（農政課）
3) 地産地消の推進	地元の農産物への理解を深め、消費の拡大を図るため、あげおアグリフェスタやあげお朝市の開催、農産物直売所の運営支援などを行います。（農政課）
4) 農業生産基盤の確立	① 農地の確保 食料の安定供給に必要な農地を保全するため、遊休農地（荒廃農地）所有者への適正管理の指導や、利用意向調査を実施します。また、利用意向調査に基づき、農地の貸し手と借り手を結び付ける農地中間管理事業※を推進します。（農政課・農業委員会事務局）
	② 農道・用排水路等の維持管理 より良い耕作環境を守るため、農道、用排水路等の維持管理など、農業基盤の確立に努めます。（農政課）

主な指標	取組	指標名	実績値及び実績値から見た指標の方向性	
	1)①	経営改善計画が認定された農業者の割合	3.3%	↗
	1)②	体験農園の開設数	3園	↗
	2)	利用権が設定された農地の面積	58.8ha	↗
	3)	あげお朝市の年間売上額	153万円	↗
	4)①	自己保全管理※を含めた耕作放棄地解消面積	2.4ha	↗
	4)②	多面的機能支援事業※の対象となっている農地の保全面積	74.1ha	↗

主な実現手段

【事務事業など】 ●経営改善活動支援事業【(1)①・2)】 ●農業後継者育成事業【(1)①】 ●農業体験農園開設事業【(1)②】 ●総合農地パトロールの実施【2)・4)①】 ●「あげお朝市」支援事業【3)】 ●多面的機能支援事業【4)②】	【関連計画】 ●農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想【(1)①・2)】 ●上尾市産業振興ビジョン【(1)②・3)】
--	--

市民としてできること

【自助:自分や家族でできること】

- 地元産の農産物に関心を持ち、積極的に購入する。

【共助:近隣・地域で助け合って担えること】

- 近所で地元産の農産物を紹介し合い、積極的に購入する。



体験農園



あげお朝市

5. たくましい都市活力づくり

5-1 地域産業の振興

5-1-2 商業

現況と課題

- 市内商業の多くを占める中小小売店は、その数や売上額が年々減少しており、経営の安定化が必要です。☞施策1)①へ
- 新たな商業の魅力をつくる一環として、同業種・異業種間の交流※・連携や新たな顧客の獲得によるにぎわいづくり、起業に対する支援が必要です。☞施策1)②へ
- 商店街の活性化を図るためには、地域大型店との連携や商店街が行う環境整備、各種イベントに対する支援が必要です。☞施策2)①へ
- 中心市街地でも空き店舗が増えており、長年の開催で定着したイベントを、にぎわいの創出だけでなく、交流等により魅力ある店舗づくりにつなげていくことが必要です。☞施策2)②へ

施策の方針

魅力と一体感をもった取組を行うことにより、中心市街地のにぎわいの創出を図ります。
 また、地域の商店街や商店が積極的に魅力の向上に努め、地域コミュニティとの連携を支援します。
 さらに、大型店などが地域の一員としての自覚を持ち、地域貢献を行うほか、地域の商店街や商店と連携して、共存共栄に向けた取組を支援します。

施策の内容

1) 商業者への支援	① 中小小売店の支援 市内小売店の多くを占める中小小売店の経営を安定させるため、国や県、商工会議所等と連携し様々な施策の情報提供を行うとともに、個別店舗の支援を目的とした中小企業サポート事業※の充実を図ります。(商工課)
	② 交流・連携の促進 新たな顧客の獲得やにぎわいづくりにつなげるため、同業種・異業種間が交流・連携する場の提供、農商工観ポータルサイト※の運営など、産業振興施策の充実を図ります。(商工課)
2) 商業の活性化	① 商店街の活性化 商店街の活性化を図るため、地域大型店との連携を図るとともに、商店街が主体となって行う街路灯などの環境整備及び共同販売促進などの各種イベントなどを支援します。(商工課)
	② 中心市街地の活性化 人が多く集まる上尾駅周辺(中心市街地)のにぎわいを創出するため、にぎわい創出のためのイベント等を商店街や大型店が一体となって実施するとともに、大型店と地域商店街の連携を促進します。(商工課)

主な指標	取組	指標名	実績値及び実績値から見た指標の方向性	
	1)①	中小企業サポート件数（商業分野）	1件	↗
	1)②	農商工観ポータルサイトの訪問者数	—	↗
	2)①	商店街環境整備事業・商店街活力再生事業の補助件数	11件	→
	2)②	「まちフェス」の参加店舗数・来場者数	29件 15,000人	↗

主な実現手段

【事務事業など】 ●商工会議所等補助事業【(1)①】 ●中小企業サポート事業【(1)①】 ●農商工観ポータルサイト運営事業【(1)②】 ●商店街環境整備事業【(2)①】 ●上尾駅周辺の活性化イベント(まちフェス)【(2)②】	【関連計画】 ●上尾市産業振興ビジョン【(1)①②・(2)①②】
--	--

市民としてできること

【自助：自分や家族でできること】

- 商店街や商店で購入する機会を増やす。

【共助：近隣・地域で助け合って担えること】

- 地域で商店街や個人商店を活用する。



農商工観ポータルサイト（あげポタ）



まちフェスの様子

5. たくましい都市活力づくり

5-1 地域産業の振興

5-1-3 工業

現況と課題

- 本市の工業の多くは二次・三次加工の中小企業が多く、経済変動等の影響を受けやすいため、経営の安定化が重要です。☞施策1)①へ
- 個々の企業の経営基盤を安定させるには、市内外の同業種・異業種間での交流※・連携による技術や製品の開発・PR等が必要です。☞施策1)②へ

施策の方針

地域で伝えられてきたものづくりの技術を磨き上げ、市内の中小企業が高い競争力・収益力を持つことができるよう支援します。また、これまで培われてきたネットワークをもとにした同業種・異業種間交流、産学官連携などによる、共同研究や共同受注などの自主的な取組や、技術開発・販路開拓、人材育成に対する支援を行います。

施策の内容

1)工業者への支援	① 中小企業の支援 市内工場の多くを占める中小企業の経営を安定させるため、国・県・商工会議所・各支援機関等と連携した情報提供や、融資の斡旋、個別企業への中小企業サポート事業※の充実を図ります。（商工課）
	② 企業交流・連携の促進 同業種・異業種間での交流・連携による工業技術の継承や、新製品・新技術の開発等新たな価値の創出のため、市内製品のPR、同業種・異業種間が交流・連携するための場の提供、農商工観ポータルサイト※の運営など、産業振興施策の充実を図ります。（商工課）

主な指標	取組	指標名	実績値及び実績値から見た指標の方向性	
	1)①		中小企業サポート件数（工業分野）	2件
1)②		あげお工業フェアへの出展件数	33件	↗

主な実現手段

【事務事業など】 ●中小企業サポート事業【1)①】 ●あげお工業フェアの開催【1)②】	【関連計画】 ●上尾市産業振興ビジョン【1)①②】
--	-------------------------------------

市民としてできること

【自助：自分や家族でできること】

- 地元の工業に関心を持ち、あげお工業フェア等を通じて理解を深める。

【共助：近隣・地域で助け合って担えること】

—



あげお工業フェア



市内の製造業

5. たくましい都市活力づくり

5-1 地域産業の振興

5-1-4 観光

現況と課題

- 観光情報を集約化し、ニーズに応じたさまざまな媒体や形態で、市内外に本市の魅力を発信していくことが求められています。☞施策 1)ハ
- 上野東京ラインの開通を機に始まった県央地域（上尾市、鴻巣市、北本市、桶川市、伊奈町）等、広域での観光プロモーションを継続していく必要があります。☞施策 2)ハ
- 観光客の誘致に向け、特産品の開発や映画等の撮影場所のPRによる知名度の向上、あげお花火大会等のイベントの充実が必要となっています。☞施策 3)ハ

施策の方針

歴史や自然など、本市独自の地域資源を活かすことにより交流人口を増やし、地域ににぎわいが生まれるような取組を進めます。また、食やイベント、土産などにおいて、本市ならではのものが創られ、産業の振興や上尾のブランド力の向上につながるよう取り組んでいきます。

施策の内容

1)観光情報の充実	観光客を誘致するため、観光協会ホームページや観光マップなどの内容の充実を図ります。（商工課）
2)広域的な観光連携	上野東京ラインの開通を機に観光客を誘致するため、広域での観光ガイドマップ作成や観光キャンペーン等の実施、近隣市町とのホームページの相互リンクを行います。（商工課）
3)観光資源の活用	① 上尾ブランドの開発の促進 本市の認知度を高めるため、既存の農産物や観光協会推奨土産品のPR、市内の農産物等を使用した新たな特産品(上尾ブランド)の開発を推進します。（商工課）
	② あげおフィルムコミッション※の充実 映像文化の創出や地域の活性化を図るため、市内の撮影場所のPR、撮影時の仲介やエキストラ募集等、映画やテレビドラマ等のロケーションの誘致、支援を行います。（商工課）
	③ 祭りやイベントの活性化 観光客誘致のため、上尾夏まつり、あげお花火大会、あげお産業祭等の既存イベントを支援し、その活性化を図ります。（商工課）

主な指標	取組	指標名	実績値及び実績値から見た指標の方向性	
			実績値	方向性
	1)	観光協会ホームページ・農商工観ポータルサイト※のアクセス数及び観光協会のツイッターのフォロワー件数	—	↗
	2)	広域観光キャンペーン及びイベント数	—	↗
	3)①	観光協会推奨土産品認定件数	42件	↗
	3)②	映画等の撮影受付及び撮影実施数	16件	↗
	3)③	上尾夏まつり、あげお花火大会、あげお産業祭の来場者数	344,500人	↗

主な実現手段

【事務事業など】

- 農商工観ポータルサイト運営事業【1】
- 県央地域（上尾、桶川、北本、鴻巣、伊奈）による広域観光の推進【2】
- 観光協会推奨土産品の認定【3①】
- 市内ロケ地の開拓【3②】
- あげお花火大会等への支援【3③】

【関連計画】

- 上尾市産業振興ビジョン【1）・2）・3①②③】

市民としてできること

【自助：自分や家族でできること】

—

【共助：近隣・地域で助け合って担えること】

- 地域で広報やホームページ、チラシ等の各種イベントの情報を紹介し合う。



4市1町観光キャンペーン



上尾夏まつり

5. たくましい都市活力づくり

5-2 労働環境の充実

5-2-1 勤労者・就労支援

現況と課題

- 市内の事業所の94%を占める従業員30人未満の小規模な事業所は、勤労者の福利厚生対策等が十分とは言えないことから、勤労者の就労や生活の安定のため、勤労者福祉の一層の推進が必要です。☞施策1)へ
- 変化する経済環境の中であって、希望しても就労できない市民もいます。就労を希望する市民に対し支援していく必要があります。☞施策2)へ

施策の方針

市内の勤労者が安心して働けるよう、勤労者福祉の向上を進めるとともに、希望する市民が就労できるよう、国や県、近隣市町と連携して支援を行います。

施策の内容

1) 勤労者福祉の向上	勤労者が安心して働ける雇用環境を充実するため、勤労者への住宅資金等の貸付、市内勤労者の福利厚生事業をサポートする市勤労者福祉サービスセンターの運営支援、ワーク・ライフ・バランス※の実現に向けた啓発を行います。(商工課)
2) 就労支援の充実	希望する市民が就労できるよう、国や県の関係機関等と連携して求職・求人を対象とした職業相談、職業紹介、職業訓練等の情報提供やセミナーの開催等、就業支援を行います。また、ニート※やひきこもり※の若者の就労に向けたサポートにも取り組みます。(商工課、子ども・若者相談センター)

主な指標	取組	指標名	実績値及び実績値から見た指標の方向性	
	1)	上尾市勤労者福祉サービスセンターの会員事業所数	732件	↗
2)	就職面接会参加者の就職者数	9人	↗	

主な実現手段

【事務事業など】 ● 勤労者住宅資金貸付事業【1】 ● 勤労者福祉サービスセンター補助事業【1】 ● 個別就職相談の実施【2】 ● 上尾・桶川・伊奈雇用対策協議会による就職面接会の実施【2】	【関連計画】 —
--	--------------------

6. 明日を担う人づくり

6-1 児童福祉の充実

6-2 学校教育の充実

6-3 青少年の育成

6. 明日を担う人づくり

6-1 児童福祉の充実

6-1-1 子育て

現況と課題

- 妊娠や出産・育児に不安を持つ親等のため、健診受診や産後のケア等、出産・育児の不安解消につながる各種支援が必要となっています。(☞施策1)へ
- 保育や放課後の子どもの居場所を希望する保護者が増えており、保護者が安心して子育てができるよう、多様な保育ニーズへの対応や保育内容と環境の整備・充実が必要となっています。施設については公共施設マネジメント※やニーズの動向を踏まえた整備が必要です。(☞施策2)
- 育児で生じる経済的な負担を軽減するための支援が必要になっています。(☞施策3)へ
- 核家族化の進行等により、子育て中の保護者が孤立することで、虐待につながるおそれもあることから、保護者の悩みの軽減、関係機関・団体等と連携した虐待発生の予防や早期発見が必要です。(☞施策4)へ

施策の方針

誰もが安心して妊娠・出産できる環境を整備するとともに、就学前保育や放課後の児童の健全育成を充実させることにより、働いている保護者の子育てや子どもの健やかな成長を支援します。また、子育てに対する保護者の不安の軽減、経済的な負担の軽減や、地域における子育て支援、児童の虐待の防止にも取り組んでいきます。さらに、子育て支援についての情報発信も積極的に行います。

施策の内容

1) 出産・子育て支援の充実	① 母子保健サービスの充実 女性が安心して妊娠・出産することができるよう、必要な情報提供や妊娠中の健康管理を行います。また、乳幼児が健やかに成長・発達するよう、乳幼児健診等の実施や積極的な育児情報の提供等の支援を行います。(健康増進課)
	② 発達支援体制の充実 子どもの発達や行動面に不安や課題を抱える保護者が課題を解決して不安を解消し、子どもの健やかな発達を促すため、親子教室事業※や育児・発達に関する相談の充実を図ります。(発達支援相談センター)
2) 多様な保育サービスの充実	① 就学前保育の充実 保育を必要とする保護者を支援し、就学前の子どもが健やかに成長できるよう、多様な教育・保育や子育てサービスを提供するとともに、私立保育園の運営を支援するなど、保育の内容と環境の整備・充実を図ります。(保育課)
	② 放課後児童健全育成※の充実 就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生の健全な育成を図るため、放課後に施設を利用して適切な遊びや生活の場を与える事業者と連携し、放課後児童クラブの運営の内容と環境の充実を図ります。(青少年課)
3) 子育て家庭の生活の安定	① 経済的負担の軽減支援 子育て家庭の経済的な負担を軽減し、子どもの健やかな成長を支援するため、児童手当の支給や医療費の助成、多子世帯への保育料の軽減等を行います。(子ども支援課・保育課)
	② ひとり親家庭の自立支援 ひとり親家庭が安定した生活を送るため、児童扶養手当の支給や医療費の助成、就業のための教育訓練等への助成を行うとともに、母子・父子自立支援員による相談を行います。(子ども支援課)
	③ 私立幼稚園就園の支援 私立幼稚園に通園させる保護者の経済的負担を軽減するため、就園への補助や保育料等を減免する私立幼稚園への支援を行います。(保育課)

施策の内容	
4) 地域における子育て力の強化	① 地域子育て支援拠点※の強化と連携の推進 子育て家庭の育児不安を解消するため、地域子育て支援拠点やファミリーサポートセンター※の活動の充実、関係機関・地域組織と連携した子育てに関する講座や相談等の充実を図ります。(子ども支援課・子育て支援センター)
	② 子ども・親子の遊び場づくり 子どもたちの健康増進と健全育成を図り、子育て中の親子が集い、遊び等を通じ楽しみながら交流できるよう、児童館の子ども向けの事業や子育て支援のメニューの充実を図ります。(青少年課)
	③ 児童虐待の防止 児童虐待の予防、早期発見、早期対応のため、子ども支援ネットワーク※内の連携強化や、虐待につながるおそれのある家庭への安全確認を行います。(子ども・若者相談センター)

主な指標	取組	指標名	実績値及び実績値から見た指標の方向性	
	1)①	乳幼児健診の受診率	4か月児 96.6% 1歳6か月児 95.9% 3歳児 92.8%	↗
	1)②	親子教室利用者の満足度	4.49	↗
	2)①	保育所の待機児童数	15人	↘
	2)②	放課後児童クラブの待機児童数	0人	→
	3)②	助成を受けて資格取得し、就労した人の割合	90.0%	↗
	3)③	私立幼稚園へ就園している幼児の割合	90.0%	↗
	4)①	地域子育て支援拠点の利用者数	75,119人	↗
	4)②	児童館の利用者数	307,478人	↗
	4)③	虐待からの保護を必要とする児童の数	62人	↘

主な実現手段	
【事務事業など】 ●乳幼児健康診査事業【1)①】 ●親子教室運営事業【1)②】 ●認可保育所運営支援事業【2)①】 ●放課後児童健全育成事業【2)②】 ●児童手当支給事業・こども医療費支給事業【3)①】 ●児童扶養手当支給事業【3)②】 ●私立幼稚園児保護者負担軽減費補助事業【3)③】 ●地域子育て支援拠点運営事業【4)①】 ●児童館管理運営事業【4)②】 ●児童虐待防止事業・養育支援訪問事業【4)③】	【関連計画】 ●上尾市食育推進計画【1)①】 ●上尾市健康増進計画【1)①】 ●上尾市障害者支援計画【1)②】 ●上尾市子ども・子育て支援事業計画【1)①②・2)①②・3)①②③・4)①②③④】

市民としてできること	
【自助: 自分や家族でできること】 ■日頃から声かけや近所づきあいをを行い、育児について相談できる人・場所を持つ。	【共助: 近隣・地域で助け合って担えること】 ■地域で子育てを助け合う場・楽しめる場づくりに取り組む。

6. 明日を担う人づくり

6-2 学校教育の充実

6-2-1 教育環境

現況と課題

- 質の高い学校教育を推進するためには、常に研究・実践を重ねて指導方法の工夫・改善を図り、教職員の資質・指導力の向上により、学校の教育力を高めることが必要です。☞施策1)ハ
- 地域に根差した魅力ある学校づくりのためには、教育目標の実現に向けて経営方針等を明確にすることや、地域の実態を生かし、家庭や地域、関係機関、地域内の学校等と連携・協力を図っていくことが求められています。☞施策2)①ハ
- 少子化や宅地開発等による地理的な状況の変化などにより、学校間の規模に差が生じており、地域の実態に応じた学校規模の適正化を図ることが必要です。☞施策2)②ハ
- 事故や犯罪被害防止のため、登下校時や学校内での児童生徒の安全を確保することが重要です。☞施策3)①ハ
- 学校施設の耐震化は完了しましたが、今後は「上尾市公共施設等総合管理計画」に基づいて維持管理及び保全を行うとともに、非構造部材の耐震化※など、引き続き安心・安全な教育環境を整備していく必要があります。☞施策3)②ハ
- 経済的な理由などにより就（修）学が困難な児童生徒や学生が就（修）学・進学できるよう支援が必要です。☞施策4)ハ

施策の方針

教職員の資質向上を図り、質の高い学校教育の実現に取り組むとともに、地域に根差した魅力ある学校づくりを推進します。また、児童生徒の安全確保や、安心・安全で充実した学校生活が過ごせる環境整備を図ります。さらに、経済的な理由などにより就学が困難な児童生徒に対する支援を行います。

施策の内容

1)教職員の資質・能力の向上	教職員の資質・指導力を高めるため、分野別・年代別研修の充実などを行うとともに、委嘱研究の推進を図ります。（指導課）
2)学校経営の改善・充実	① 魅力ある学校づくりの推進 魅力ある学校をつくるため、学校の経営方針や教育指導の重点・努力事項を明確にするとともに、家庭や地域との連携、幼保小の連携※、中学校区による小中一貫教育※の推進を図ります。（指導課）
	② 通学区域の検討・整備 児童生徒が適切な規模の教育環境で学べるよう、地域の実情を考慮しながら通学区域の変更等を行い、学校規模の適正化を図ります。（学務課）
3)学校安全の推進	① 児童の安全確保 登下校時や校内での児童生徒の安全を確保するため、青色防犯パトロールをはじめとした見守り活動や防犯ブザーの貸与などを行うとともに、児童生徒に対し交通安全・防犯・防災について指導の徹底を図ります。（学校保健課）
	② 安心・安全な学校づくり 児童生徒の安心・安全な教育環境を整備するため、公共施設マネジメント※に基づいて学校施設の維持管理及び保全を行うとともに、非構造部材の耐震化などを進めます。（教育総務課）

施策の内容	
4) 就学支援等の充実	① 進学・修学に対する支援 経済的な理由により修学が困難な生徒や学生が進学・修学できるよう、入学準備金や奨学金の貸付を行います。(教育総務課)
	② 就学に対する援助 経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒が就学できるよう、保護者に対し学用品費などを援助します。(学務課)
	③ 就学に対する支援 日本語の理解が十分でない外国人等の児童生徒に対し、日本語の習得や支援のため、日本語の指導員を配置します。(学務課)

主な指標	取組	指標名	実績値及び実績値から見た指標の方向性	
	1)	分野別・年代別の研修会の開催回数	44回	↗
	2)①	各学校の学校応援団※の合計活動日数	10,931日	↗
	2)②	適正な規模を維持している小・中学校の数	小学校 11校 中学校 4校	↗
	3)①	登下校時の交通事故件数	13件	↘

主な実現手段	
【事務事業など】 ●教職員研修に係る事務【1)】 ●魅力ある学校づくり事業【2)①】 ●通学区検討事業【2)②】 ●児童生徒安全推進事業【3)①】 ●小・中学校管理運営事業【3)②】 ●入学準備金・奨学金貸付事業【4)①】 ●小・中学校就学援助費補助事業【4)②】 ●日本語指導職員派遣事業【4)③】	【関連計画】 ●上尾市教育振興基本計画【1)・2)①②・3)①②・4)①②③】 ●上尾市公共施設等総合管理計画【3)②】

市民としてできること

【自助:自分や家族でできること】

- 保護者や地域住民として、学校の教育活動に積極的に参加する。
- 家庭で通学路の危険箇所や自分の身を守る安全教育について話し合う。

【共助:近隣・地域で助け合って担えること】

- 保護者や地域住民として、学校の活動を支援し、魅力ある学校づくりに参加する。
- 地域における子どもにとって危険な場所の情報を共有する。
- 防犯パトロール等、地域の防犯活動に取り組む。

6. 明日を担う人づくり

6-2 学校教育の充実

6-2-2 教育活動

現況と課題

- 子どもたちを取り巻く社会や環境が変化する中、子どもたち一人一人の「生きる力」を支える確かな学力や、変化に柔軟に対応できる自立する力を育成する必要があります。(☞施策1)へ
- 学力とともに、公共の精神、他者を思いやる気持ちや感謝する心などの豊かな心や、健康の保持・増進や体力向上などによる健やかな体の育成も求められています。(☞施策2)へ
- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るための教育を推進する必要があります。(☞施策3)へ
- 偏った栄養摂取や食生活の乱れ等、子どもたちの健康を取り巻く問題が生じています。食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付け、心身の健康の保持・増進が必要です。(☞施策4)へ

施策の方針

知、徳、体の調和がとれ、夢や目標、志を持って自己実現を目指す、変化の時代をたくましく生き抜く自立した人間を育成する教育を推進するとともに、きめ細やかな指導を行います。また、人と人とのつながりや学校・家庭・地域のつながりの輪を広げ、一体となって、共に生きることの素晴らしさ、尊さを享受し、感動する心を大切に教育を推進していきます。

施策の内容

1) 確かな学力と自立する力の育成	① 「確かな学力」の育成 児童生徒一人一人が確かな学力を身に付けるため、客観的・経年的な学力の把握と指導への活用、学校ごとの学力向上プランの作成・実践を進めます。また、ICTの活用等によるわかりやすい授業や、きめ細かな教育ができるよう、引き続き少人数学級を実施します。(学務課・指導課)
	② 「自立した力」の育成 豊かな国際感覚を身に付け、社会や環境の変化の中で自ら判断し行動できる児童生徒を育成するため、国際理解教育や情報教育、環境教育、わが国の伝統文化に親しむ教育を推進するとともに、適切な進路指導、発達段階に応じたキャリア教育の実施や社会体験活動を行います。(指導課)
2) 豊かな心・健やかな体の育成	① 「豊かな心」の育成 児童生徒に社会性や道徳性を身に付けさせるとともに、他者を思いやる心や感動する心などの豊かな心を育むため、道徳教育や特別活動、読書活動、福祉教育、ボランティア・地域活動等の推進を図ります。また、家庭や地域、関係機関と連携した非行・問題行動の防止に取り組みます。(指導課)
	② 学校教育相談の充実 不登校・いじめ・発達等に課題を抱える児童生徒及び保護者の悩みや心理的負担を軽減するため、専門家による相談、家庭訪問や学校適応教室により、学校への復帰に向けた支援を行います。(教育センター)
	③ 児童生徒の健康保持・増進と体力向上 心身ともに健やかでたくましい児童生徒を育成するため、日常の健康観察、定期健康診断等により児童生徒の健康の保持・増進を図るとともに、体力分析や体育的行事・部活動の充実、体育・部活動支援の充実により児童生徒の体力向上を図ります。(指導課・学校保健課)

施策の内容	
3) 特別支援教育※の推進	障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学べるよう、インクルーシブ教育システム※の理念に基づく教育の推進と学習環境の整備を行います。また、子どもたち一人一人が充実感・達成感を持ち、生きる力を身に付けられるよう、研修の充実による教職員の資質向上、特別支援学級や通常学級への補助員の配置を行います。(学務課・指導課・教育センター)
4) 食育の充実	児童生徒の身体の発達及び「食」に対する正しい知識と理解による望ましい食生活の習慣化のため、品質・安全性を考慮した食材や地場産食材の利用による学校給食の充実、学校ファーム※での農業体験活動や栄養教諭の授業等による食に関する指導の充実を図ります。(学校保健課・中学校給食共同調理場)

主な指標	取組	指標名	実績値及び実績値から見た指標の方向性	
			実績値	方向性
	1)①	大型モニタの活用率	小学校 81.0% 中学校 56.9%	↗
	1)②	中学生海外派遣研修事業応募生徒数 中学生社会体験チャレンジ事業※に参加して「進路意識の向上ができた」と回答した生徒の割合	76人 48.8%	↗
	2)①	アンケートで把握したいじめの解消率 暴力行為の発生件数	100% 0件	→
	2)②	教育相談の終結率	76.4%	↗
	2)③	新体力テストの総合評価で上位3ランク(ABC)の児童生徒の割合	小学校 78.5% 中学校 86.1%	↗
	3)	特別支援教育研修会の開催数	9回	↗
	4)	児童生徒の朝ごはんの摂取率	小学校 95.6% 中学校 91.8%	↗

主な実現手段	
【事務事業など】 ●学力向上支援事業【(1)①】 ●さわやかスクールサポート事業【(1)①・3】 ●中学生海外派遣研修事業【(1)②】 ●学校図書館支援員の配置【(2)①】 ●教育相談事業【(2)②】 ●児童生徒体力向上推進事業【(2)③】 ●特別支援教育推進事業【(3)】 ●栄養教諭、学校栄養職員等の食育授業の実施【(4)】	【関連計画】 ●上尾市教育振興基本計画【(1)①②・2)①②③・3)・4)】 ●上尾市子どもの読書活動推進計画【(2)①】 ●上尾市いじめの防止等のための基本的な方針【(2)①②】 ●上尾市特別支援教育基本方針【(3)】

市民としてできること

【自助:自分や家族でできること】 ■親子のコミュニケーションを図るとともに、社会の規律・規範を子どもに教える。	【共助:近隣・地域で助け合って担えること】 ■地域で子どもの社会体験への参加を支援する。
---	--

6. 明日を担う人づくり

6-3 青少年の育成

6-3-1 青少年

現況と課題

- 地域におけるつながりの希薄化や家庭の教育力の低下が指摘されている中で、地域全体で子どもの育ちを見守り、生きる力を育てていくことが求められています。これまで行政、関係機関・団体、家庭、学校、地域が一体となって青少年の健全育成に努めてきましたが、引き続き関係する青少年育成団体の支援・連携強化等に取り組む必要があります。☞施策1)へ
- 平成26年の埼玉県の刑法犯少年の検挙・補導人員は3,342人で、過去10年間、全国と同様に減少傾向となっています。しかし、刑法犯少年に占める初発型非行(万引き、オートバイ盗、自転車盗及び占有離脱物横領)が6割に達しており、行政、関係機関・団体、家庭、学校、地域の密接な連携による、青少年の非行や、非行につながる不良行為の防止が必要です。☞施策2)へ
- 内閣府の『子供・若者白書』(平成27年版)によると、全国のニート※(若年無業者)の数は56万人、ひきこもり※の数は69.6万人(推計)となっています。ニートやひきこもりの背景は様々であり、本人や家族の悩みの軽減や自立への支援が重要です。☞施策3)へ

施策の方針

「地域の子どもは地域で育てる」という方針のもと、家庭・学校・地域が連携して行う青少年の健全育成の取組の支援、街頭補導活動や少年相談により青少年の非行・不良行為の防止に努めます。また、ニートやひきこもりの子ども・若者やその家族の不安や悩みに対する相談に取り組みます。

施策の内容

1) 育成団体への支援と育成体制の充実	明るく健全な青少年を育成するため、青少年育成連合会をはじめとする青少年育成団体の運営や活動を支援するとともに、同連合会を構成する団体間の連携強化を図ります。(青少年課)
2) 非行防止活動の推進	青少年の非行・不良行為を未然に防ぐため、補導委員による街頭補導活動や、専門の相談員による電話・面接での少年相談を実施します。(青少年課)
3) 子ども・若者の自立支援	ニートやひきこもりの子ども・若者やその家族の悩みを軽減するため、専門家による相談を行うとともに、相談の内容に対応した関係機関への橋渡しを行います。(子ども・若者相談センター)

主な指標	取組	指標名	実績値及び実績値から見た指標の方向性	
	2)	街頭補導活動による補導人数	458人	↘

主な実現手段

【事務事業など】 <ul style="list-style-type: none"> ●青少年育成連合会補助事業【1】 ●青少年育成推進員協議会補助事業【1】 ●子ども会育成連合会補助事業【1】 ●街頭補導活動事業【2】 ●子ども・若者相談事業【3】 	【関連計画】 <ul style="list-style-type: none"> ●上尾市子ども・子育て支援事業計画【1）・2）・3】
--	--

市民としてできること

【自助：自分や家族でできること】

- 家庭で親子のコミュニケーションを充実させる。

【共助：近隣・地域で助け合って担えること】

- 地域におけるパトロールや青少年への声掛け活動に参加する。



青少年健全育成推進大会
（「家庭の日」ポスターコンクール）



青少年育成連合会主催
「ぐるっとくんクリーン作戦」

7. 市民との協働と新たな行政運営

7-1 市民参加と協働の推進

7-2 新たな行財政運営

7. 市民との協働と新たな行政運営

7-1 市民参加と協働の推進

7-1-1 市民活動・コミュニティ支援

現況と課題

- 協働のパートナーである市民活動団体は、新しい参加者が増えない、若手の参加が少ない等の課題を抱えています。市民に気軽に市民活動に参加してもらえるよう、情報提供や相談、交流等の支援を行っていく必要があります。☞施策1)へ
- 地域コミュニティの中核を担っている区会・自治会・町内会※の中には、少子化や価値観の多様化等により加入者が減少している所もありますが、地域活動の基本単位として、その活動を支援する必要があります。☞施策2)へ

施策の方針

多くの市民が、自らが住む地域に関心を持ち、地域でのさまざまな活動に積極的に参加できるよう、市民活動やコミュニティ活動を支援していきます。

また、市民一人一人が主役となって、市や市民活動団体等と連携しながら、地域を取り巻くさまざまな課題に自発的に取り組んでいけるよう、協働のまちづくりに向けた取組を推進します。

施策の内容

1)市民活動への支援と協働の推進	① 市民活動・地域デビューへの支援 市民活動団体や、市民活動に参加する市民を増やすため、市民活動に関する情報の収集や提供、相談、交流等の支援や、団塊の世代やこれから定年を迎えるシニア世代の市民への地域デビューに向けた支援を行います。（市民活動支援センター）
	② 協働のまちづくりの推進 市民活動団体や市民が協働への理解を深めるため、市民活動団体との協働により、さまざまな分野で協働のまちづくりの規範となる事業を実施します。（市民活動支援センター）
2)コミュニティ活動への支援	区会・自治会・町内会等の地域の諸活動の担い手としての役割を維持するため、事務区を通じその活動を支援します。（市民協働推進課）

主な指標	取組	指標名	実績値及び実績値から見た指標の方向性	
	1)①		地域デビュー支援事業※に参加し、地域デビューした人の数	10人
1)②		協働のまちづくり推進事業※への応募件数	7件	↗
2)		「地域でのつながりを実感している」と回答した市民の割合	60.4%	↗

主な実現手段

【事務事業など】 ●市民活動支援センター管理運営事業【1)①】 ●地域デビュー支援事業【1)①】 ●協働のまちづくり推進事業【1)②】 ●地域活動推進事業【2)】	【関連計画】 ●第2次上尾市市民活動推進計画【1)①②】
--	--

市民としてできること

【自助:自分や家族でできること】

- 自分たちが住んでいる地域をより良くするため、市民活動や地域活動を通してまち（地区）をどのようにしたいのか考える。
- 関心のある市民活動や地域活動の情報を探し、入手する。

【共助:近隣・地域で助け合って担えること】

- 地域でまちづくりにどのように協力できるか考え、話し合う。
- 自助・共助・公助を意識し、地域でできることはなるべく地域で行うようにする。
- 地域に埋もれていた人材を市民活動や地域活動に参加してもらうような環境づくりを行う。



地域デビュー支援イベントの様子



協働のまちづくり推進事業の様子

7. 市民との協働と新たな行政運営

7-1 市民参加と協働の推進

7-1-2 交流

現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 国籍や民族等の異なる市民が、互いの文化や習慣を理解し合い、共に暮らしていける地域づくりや、外国人市民への日常生活上の相談・情報提供等の支援が求められています。(☞施策1)へ ● 東日本大震災の復興支援をきっかけとして平成 25 年に友好都市協定を締結した福島県本宮市や、長野県上田市等の防災協定等を締結している市町村と、幅広い分野での交流が求められています。(☞施策2)へ ● これからの地域課題の解決のためには、大学等との連携により、その知見を活かしていくことが期待されます。(☞施策3)へ
--------------	--

施策の方針

まちづくりへの意識を高めるきっかけとして相互に多くの刺激を得る「交流」には、多世代間の交流や地域間の交流などがあります。「交流」の重要性を多くの市民に理解・認識してもらうため、国際交流や多文化共生※への支援を行うとともに、他市町村との交流や大学等との連携を推進します。

施策の内容

1)国際交流・多文化共生への支援	① 国際交流への支援 外国人市民との相互理解を深めるため、「あげおワールドフェア」や外国人市民へのさまざまな事業を実施する上尾市国際交流協会の活動を支援します。(市民協働推進課)
	② 多文化共生への支援 外国人市民の生活を支援するため、外国人市民向け相談窓口での相談対応、必要な情報の多言語での提供を進めます。(市民協働推進課)
2)国内交流の推進	友好都市協定を締結している福島県本宮市をはじめ、防災協定等を締結している他の市町村との絆を深めるため、さまざまな分野で交流を推進します。(市民協働推進課)
3)大学等との連携の推進	地域の課題に対応し、活力のある個性豊かな地域社会の形成・発展に寄与するため、聖学院大学等と連携し、地域資源を活用した経済・産業・地域活動の振興、健康・福祉の向上、人材育成、学術及び教育、災害対策等の分野で事業を推進します。(市民協働推進課)

主な指標	取組	指標名	実績値及び実績値から見た指標の方向性		
	1)①		「お互いの文化等についての認識が深まった」と感じている「あげおワールドフェア」の参加者の割合	—	↗
	2)		福島県本宮市との交流活動の事業数	18 件	↗
	3)		聖学院大学等と連携した取組事業数	44 件	↗

主な実現手段

【事務事業など】

- 国際交流協会支援事業【(1)①】
- 外国人市民支援事業【(1)②】
- 本宮市・上尾市友好都市協定に基づくさまざまな交流【(2)】
- 上尾市と聖学院大学との連携に関する包括協定に基づくさまざまな取組【(3)】

【関連計画】

- 上尾市多文化共生推進計画【(1)①②】
- 本宮市・上尾市友好都市協定【(2)】
- 上尾市と聖学院大学との連携に関する包括協定【(3)】



あげおワールドフェア



本宮市との交流事業

7. 市民との協働と新たな行政運営

7-1 市民参加と協働の推進

7-1-3 情報共有

現況と課題

- 市や市政について広く理解と関心を持ってもらうためには、『広報あげお』や市ホームページに加え、時代に合った多様な媒体を活用していく必要があります。☞施策1)へ
- 市民の声を活かし、より良いまちづくりを進めるためには、さまざまな手段で市民ニーズを把握し、市政に反映させる仕組みが必要です。☞施策2)へ
- 協働のまちづくりを進めるためには、個人情報保護に配慮しながら、情報公開により行政と市民が市政に関する情報を共有し、信頼関係を深めていくことが必要です。なお、マイナンバー制度※の開始に伴い、個人情報保護がより一層重要となっています。☞施策3)へ

施策の方針

協働のまちづくりを進めるために必要な行政と市民の市政に関する情報共有に向けて、情報公開について積極的に対応していくとともに、多くの市民が多様な媒体を通じて情報を入手できる仕組みや、市民ニーズを把握してそれを市政に反映する仕組みを構築します。

施策の内容

1) 広報活動の充実	多くの人に市や市政への理解と関心を持ってもらうため、『広報あげお』やホームページの他、速報性の高いソーシャルメディア※等多様な媒体を活用し情報を発信します。(広報広聴課)
2) 広聴※活動の充実	市民ニーズを把握し市政に反映させるため、「市長へのはがき」や市民意識調査、市民コメント制度※等により、市政に関する市民の意見や要望等を把握します。(広報広聴課)
3) 情報公開の推進	協働のまちづくりを進め、公正で開かれた市政を実現するため、個人情報保護に配慮しながら情報公開制度の積極的な運用に努めます。(総務課)

主な指標	取組	指標名	実績値及び実績値から見た指標の方向性	
	1)	上尾市 Web サイトへのアクセス件数	505,837 件	↗
	2)	「市長へのはがき」で「解決」「解決予定」の割合	53.6%	↗
	3)	行政文書公開の未処理件数	0 件	→

主な実現手段

【事務事業など】 ● 広報誌等作製・発行事業【1】 ● 市長へのはがき制度運用事業【2】 ● 情報公開・個人情報保護制度運営事業【3】	【関連計画】 —
---	--------------------

7. 市民との協働と新たな行政運営

7-2 新たな行財政運営

7-2-1 行政経営

現況と課題

- 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努め、最少の経費で最大の効果を挙げることが求められています。一方で、地方分権や県からの権限移譲、市民ニーズに対応していくことも求められています。経営資源が限られる少子高齢化社会にあっては、経営的な視点を持って、これまで以上に効率的・効果的な組織及び行政運営を行うことが必要です。☞施策1)へ
- 少子高齢化など時代の流れに合った市民サービスを提供するため、平成26年度に25年ぶりとなる大規模な組織再編を行いました。引き続き適正な定員管理を行いながら、人材の育成や活用により、市民サービスの提供に努めていく必要があります。☞施策2)へ
- サービスの顧客である市民からの信頼を得るためには、窓口業務の改善や接遇の向上により、常にサービスの品質向上を図る必要があります。☞施策3)へ
- 人口減少が今後加速する中、定住人口を確保して持続可能な自治体とするためには、市のイメージや知名度を高めるシティセールス※を戦略的に推進していく必要があります。☞施策4)へ

施策の方針

限られた経営資源を効率的に活用し、効果的な行政サービスを提供するため、行政改革や行政評価等により、経営的な視点を持って組織及び行政運営の合理化を推進します。また、市民のニーズに応えた質の高いサービスの提供や、行政運営・市民サービスの担い手である職員の育成及び活用により、市民から信頼される行政運営を目指します。さらに、定住人口を確保して持続可能な自治体とするため、シティセールスを推進します。

施策の内容

1) 経営的な行政運営	① 行政改革の推進 組織及び行政運営の合理化に努め、地方自治体の役割である「住民の福祉の増進」を図るため、「第8次上尾市行政改革大綱・実施計画」を策定し、行政改革を推進します。(行政経営課)
	② 行政評価・業務改善の推進 市民サービスを効率的・効果的に提供するため、行政評価制度や職員提案制度により、事務事業や日常の業務の改善・見直しを進めます。(行政経営課)
	③ 情報セキュリティの強化 不正アクセス等による破壊、窃取、改ざんや個人情報の漏えい、ウィルス感染などの脅威から市の情報資産を保護するため、職員研修の実施やセルフチェックの実施等により、情報セキュリティ対策に努めます。(IT推進課)
2) 適正な組織運営	① 適正な定員管理 地方分権や県からの権限移譲、行政サービス需要の動向を踏まえ、引き続き適正な定員管理を行います。(行政経営課)
	② 人材の育成と活用 市民サービスの向上を図るため、人事評価制度の活用や職員研修の充実により職員一人一人の能力と意欲を向上させるなど、人材の育成に努めます。また、職員の効率的かつ効果的な配置と活用を行います。(職員課)

施策の内容	
3)市民サービスの向上	行政サービスに対する市民の満足度を高めるため、ISO9001※の考え方に基づき、窓口業務の改善や接遇の向上により、サービスの質の向上に努めます。 (行政経営課)
4)シティセールスの推進	市のイメージや知名度を高め、市外の人に「訪れたい」「住んでみたい」と感じてもらうとともに、すでに住んでいる市民の郷土愛を醸成するため、市の地理的な優位性や地域資源、自慢できる取組等、市の魅力をさまざまな手段で発信していきます。(広報広聴課)

主な指標	取組	指標名	実績値及び実績値から見た指標の方向性	
	1)①	第8次行政改革の達成率	—	↗
1)③	情報セキュリティ事故の発生件数	0件	→	
2)②	市職員の現在の職務への意欲度合	90%	↗	
3)	窓口サービスに対する市民(利用者)の満足度	各課が定める基準値(90%以上、94%以上、95%以上)	↗	

主な実現手段	
【事務事業など】 ●行政改革推進事業【1)①】 ●行政評価制度・職員提案制度【1)②】 ●情報セキュリティ研修【1)③】 ●定員管理【2)①】 ●人事評価事業【2)②】 ●職員研修事業【2)②】 ●窓口業務の改善・接遇の向上【3)】 ●シティセールス推進事業【4)】	【関連計画】 ●第8次上尾市行政改革大綱・実施計画【1)①②】 ●上尾市情報セキュリティポリシー【1)③】 ●上尾市人材育成基本方針【2)②】 ●上尾市シティセールス戦略【4)】

7. 市民との協働と新たな行政運営

7-2 新たな行財政運営

7-2-2 財政運営

現況と課題

- 人口減少に伴って市税収入が減少する一方で、高齢化の進展による社会保障関係費の増加や公共施設の一斉更新問題への対応等により、今後厳しい財政状況が見込まれる中、これまで以上に健全な財政運営が求められています。☞施策1)ハ
- 歳入の大半を占める市税は、公平な徴収や滞納額の圧縮・削減が求められています。また、人口減少等に伴う市税の減収に対応するため、市税以外の自主財源の検討・確保も必要となっています。☞施策2)ハ

施策の方針

「上尾市財政規律ガイドライン」に基づき、歳入の確保や歳出構造の改革に努め、将来に負担をかけない、安定的で健全な財政基盤の確立を図ります。

施策の内容

1)健全な財政運営	市民サービスを安定的に提供し続けていくため、「上尾市財政規律ガイドライン」に基づき、歳入と歳出が見合った予算を編成し健全な財政運営を図ります。（財政課）
2)歳入の確保	① 市税の確保 歳入を安定的に確保するため、市税の納付方法の多様化・迅速な滞納整理を図り、収納率の向上を目指します。（納税課）
	② 自主財源の確保 市税等以外の歳入の手段を確保するため、市税、使用料・手数料等以外の自主財源の確保を図ります。（行政経営課・財政課）

主な指標	取組	指標名	実績値及び実績値から見た指標の方向性	
	1)	市債残高	837 億円	↘
	2)①	市税の納税率	98.6%	↗
	2)②	市税、使用料・手数料を除く自主財源の総額	26,701 千円	↗

主な実現手段

【事務事業など】 ●予算編成事務【1)】 ●市税等徴収事業【2)①】 ●自動販売機設置場所貸付制度【2)②】 ●有料広告制度【2)②】	【関連計画】 ●上尾市財政規律ガイドライン【1)・2)②】 ●第8次上尾市行政改革大綱・行政改革実施計画【2)①②】
--	---



公共施設に設置された自販機



『広報あげお』への広告掲載



電子モニターへの広告掲載

7. 市民との協働と新たな行政運営

7-2 新たな行財政運営

7-2-3 公共施設

現況と課題

- 昭和 40～50 年代に集中的に整備された市の公共施設やインフラは、老朽化により一斉に寿命を迎えます。今後さらに厳しくなる財政状況にあって、公共施設を適正に維持管理するため、質と量の最適化を図る必要があります。☞施策 1)へ
- 市民活動、市民交流等の場として重要な公共の建築物については、計画的・効率的な維持管理・保全や耐震化が必要です。☞施策 2)へ

施策の方針

市民と公共施設マネジメント※の必要性や方針を共有し、「上尾市公共施設等総合管理計画」を着実に実行して、安心・安全で持続可能な公共施設の維持管理を行うとともに、市民ニーズや社会情勢の変化により必要とされる整備を行います。また、必要な公共建築物については耐震化や計画的な長寿命化を図り、市民が安心して利用できるようにします。

施策の内容

1) 公共施設マネジメント計画の進捗管理	公共施設の安全性を確保し、効率的で持続可能な維持管理を進めるため、「上尾市公共施設等総合管理計画」に基づき、統括的に公共施設の保全・更新・維持管理※等を行います。（施設課）
2) 公共建築物の適正な維持管理	① 公共建築物の計画的保全の実施 安心・安全な公共建築物を長期にわたって維持するため、施設情報を一元化し、適正な維持保全により計画的に修繕・改修等を行うことで長寿命化※を図り、耐用年数まで維持します。（施設課）
	② 公共建築物の耐震化の推進 災害時における公共建築物の倒壊を防ぐため、「上尾市市有建築物耐震化計画」に基づき、公共建築物の耐震診断及び耐震改修を進めます。（建築安全課）

主な指標	取組	指標名	実績値及び実績値から見た指標の方向性	
	1)	公共施設等の個別施設管理基本計画・実施計画の進捗率	—	↗
	2)①	公共建築物の計画保全実施率	—	↗
	2)②	公共建築物の耐震化率	85.8%	↗

主な実現手段

【事務事業など】 ●公共施設マネジメント推進事業【1）・2)①】 ●各市有建築物の耐震改修又は建替え【2)②】	【関連計画】 ●上尾市公共施設等総合管理計画【1）・2)①】 ●上尾市市有建築物耐震化計画【2)②】
--	---

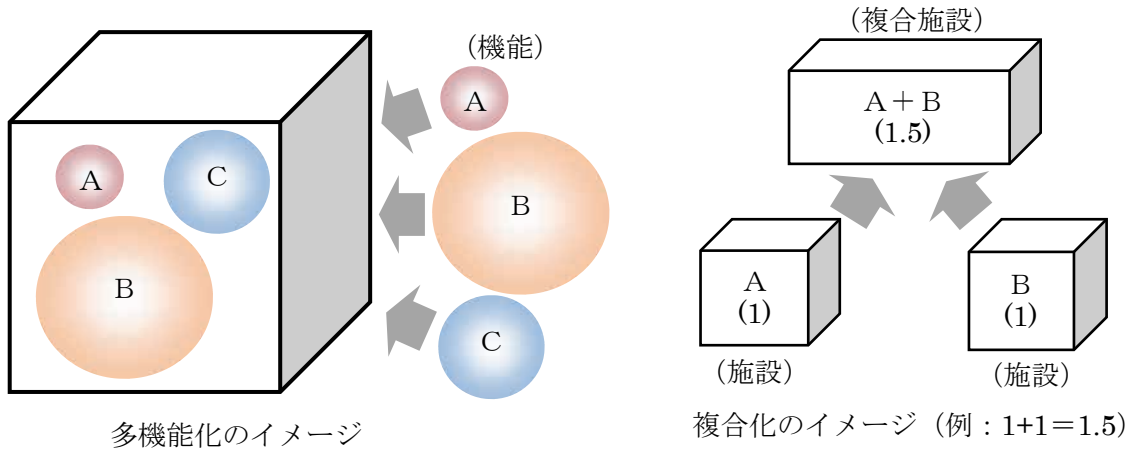
市民としてできること

【自助: 自分や家族でできること】

- 公共施設の老朽化の問題に関心を持ち、公共施設マネジメントに理解を持つ。

【共助: 近隣・地域で助け合って担えること】

—



多機能化・複合化のイメージ



公共建築物の耐震化

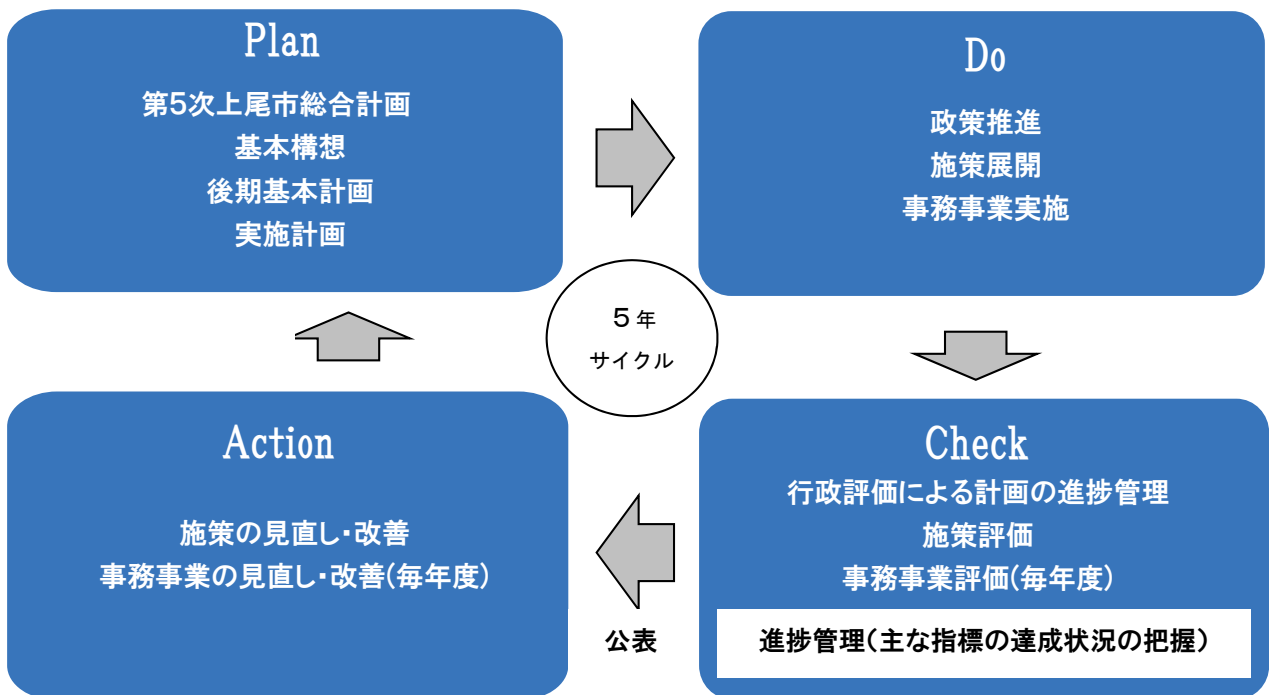
■計画推進に向けて

総合計画の推進に当たっては、市民への説明責任が果たせるよう計画の進捗状況を明らかにしていく必要があります。

本計画では施策の小項目内にその取組の進捗を測る主な指標を設定し、これを基に施策評価を行って進捗管理を行います。

進捗管理に当たっては、継続的な仕組みである計画策定(Plan)→実行(Do)→検証(Check)→改善(Action)のPDCAサイクルを活用します。

PDCA サイクルの総合計画の進捗管理 概念図



基本構想



1. まちづくりの基本理念

本市は、激しい社会経済環境の変化の中にあっても市民・事業者・行政が持続可能な前向きな姿勢を持って行動するものとし、まちづくりの基本理念を、次のように示します。

協働・自立・共生・独創

協働

市民・事業者・行政が力を合わせ、人と人が助け合い、支え合って、より良い地域社会をつくる

自立

市民・事業者・行政が主体性を持って自律的に、責任を持って自らのまちを未来に引き継ぐ

共生

さまざまな人々が交流しながら、環境とのかかわりを大切に、持続可能な循環型社会をつくる

独創

市民・事業者・行政は、歴史や伝統を踏まえ、新たな文化を築き、その個性と魅力を誇りとして、多くの人々をひきつける

2. 将来の目指す姿

(1) 将来都市像

本市は、基本理念のもとで、市が抱える基本的課題を解決し、時代の変化に対応しながら、市民が満足できる都市の姿を形づくっていくこととし、10年後に目指す将来の都市の姿を、次のように示します。

笑顔きらめく“ほっと”なまち あげお

市民一人ひとりが、心の豊かさを感じ、それが笑顔となって表れるまち。安心・安全で快適な環境のもとで、住んでいる人々が“ほっと”できるまち。さまざまなイベントなどにより、上尾市の魅力が発信され、経済活力も高まる活気あふれる“ホット(熱い)”なまち。

(2) 将来人口

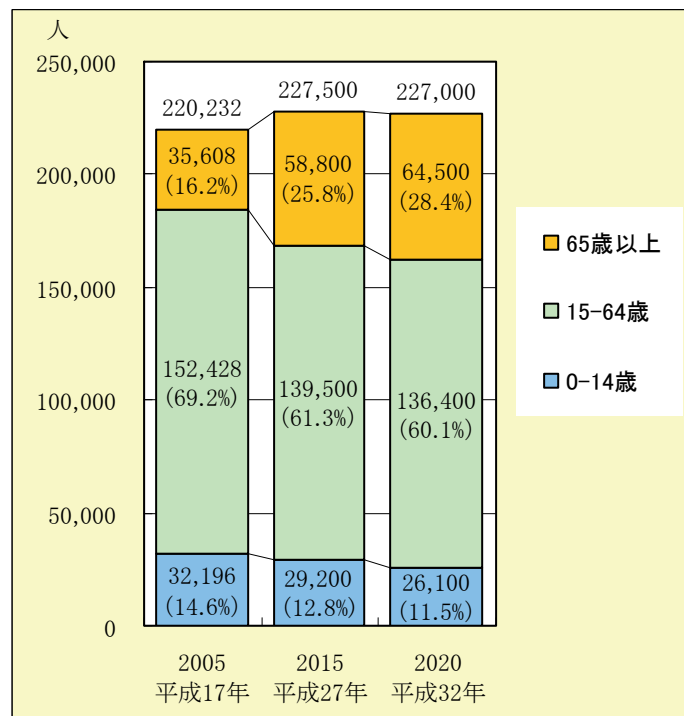
〔人口想定〕

まちづくりの基礎となる人口は、推計データをもとに、今後の施策展開による効果なども考慮したうえで、以下のように想定します。平成 17 年国勢調査による本市の人口は 220,232 人で、なお増加傾向にあります。全国的に人口が減少に転じているのと同様、本市の人口も 2015（平成 27）年前後をピークに減少に転ずることが想定されます。

		人 口
2005（平成 17）年		220,232 人
想 定	2015（平成 27）年	227,500 人
	2020（平成 32）年	227,000 人

〔年齢 3 区分別人口想定〕

年齢 3 区分別人口をみますと、少子高齢化は今後も進み、15 歳未満の総人口に占める割合は、2005（平成 17）年には 14.6%であったものが、2020（平成 32）年には 11.5%にまで減少するとともに、出生児数も年々減少していくことが想定されます。また、65 歳以上の高齢者の総人口に占める割合は、2005（平成 17）年には 16.2%であったものが、2020（平成 32）年には 28.4%にまで増加すると想定されます。



〔世帯数想定〕

世帯数は、以下のように想定します。1 世帯当たりの人員（世帯の規模）は減り続けているため、人口が減少に転ずる中でも、世帯数はしばらく増加が続きます。

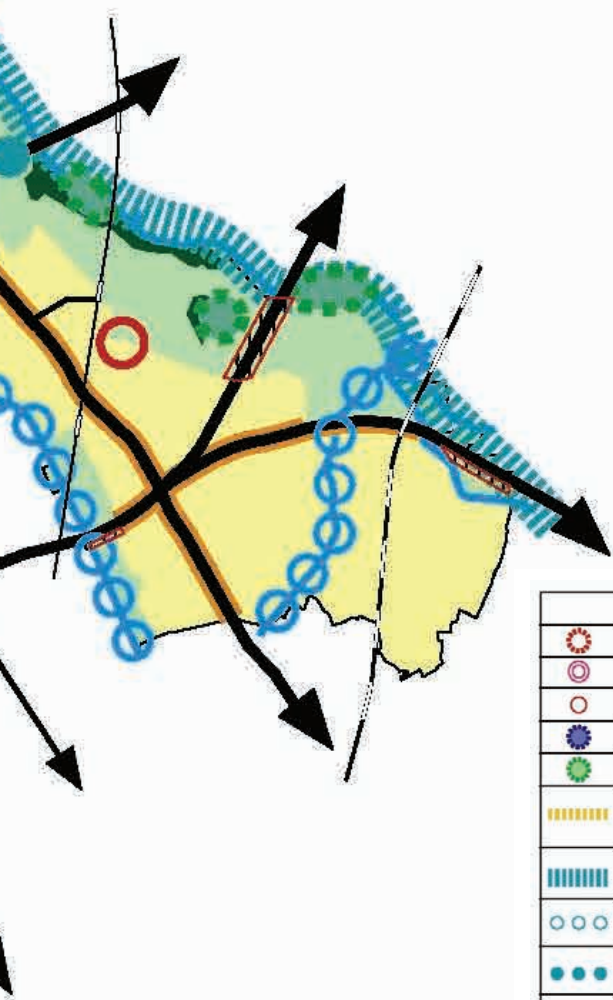
		世帯数	1 世帯当たり人員
2005（平成 17）年		81,947 世帯	2.67 人／世帯
想 定	2015（平成 27）年	94,000 世帯	2.42 人／世帯
	2020（平成 32）年	98,500 世帯	2.30 人／世帯

※人口・世帯数の想定値は 500 人単位で想定したため、1 世帯当たり人員による計算結果とは一致しません。

(3) 土地利用構想



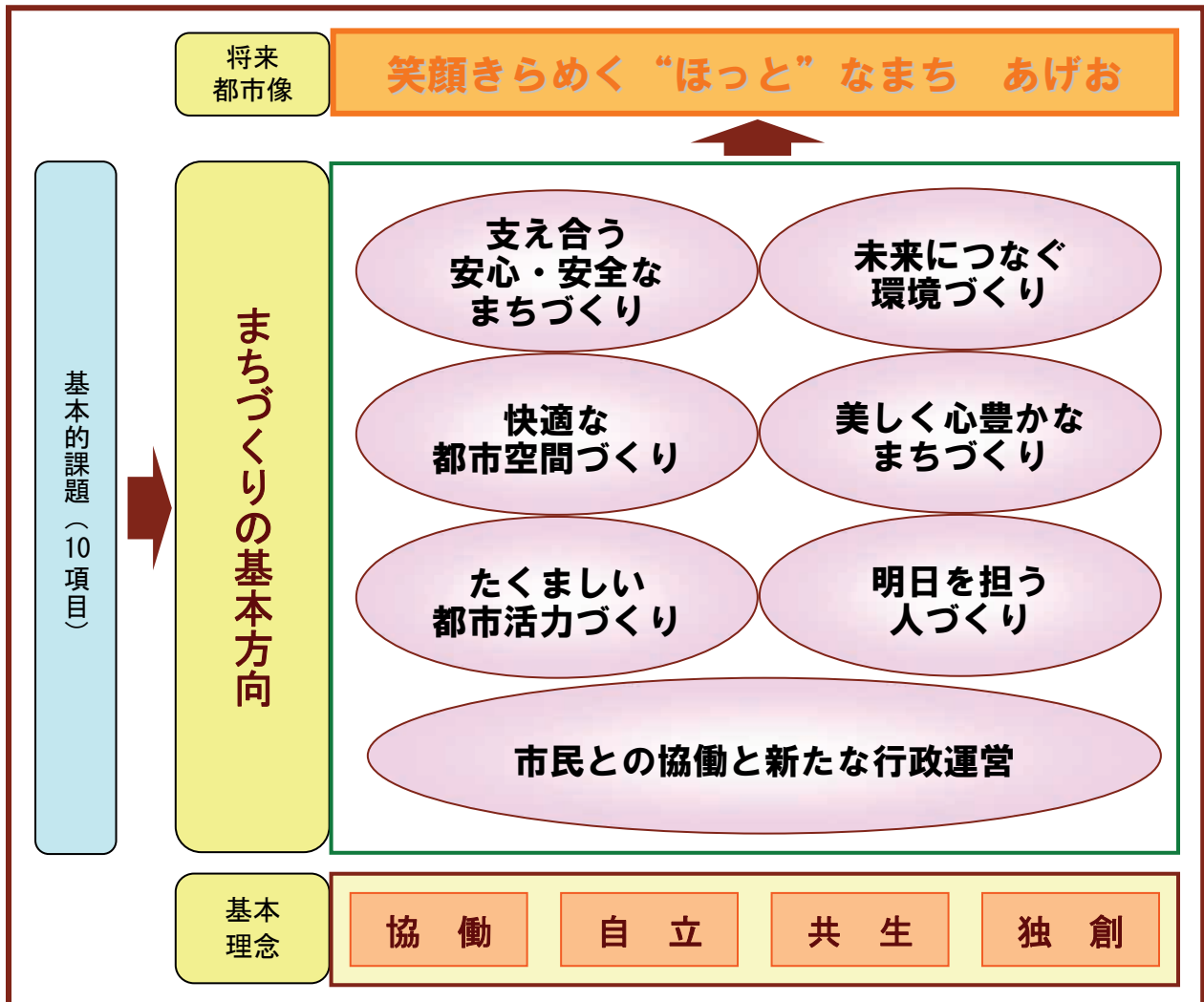
本市の今後の土地利用は、各機能の効率的、集約的な配置により、市街地の拡大をできる限り抑制し、自然や田園環境を保全しながら調和のとれた都市空間の形成を目指します。土地利用構想を以下のように定めます。



凡 例	説 明	
	中央拠点	商業・業務、医療や公共サービスなどの多様な機能が集積された拠点
	北部拠点	身近な商業・公共サービスなどの一定の機能が集積された拠点
	地域拠点	地域における行政サービスや福祉サービス、生涯学習、地域活動などの拠点
	産業拠点	様々な工場が集積する拠点
	緑の拠点	地域の潤いの源となる緑が集積する拠点
	都市と自然の回遊軸	JR上尾駅を中心に、西は上尾丸山公園及び荒川、東は平塚公園及び原市沼川を結び、周辺と一体となった上尾を代表する街路景観を創出し、歩行者や自転車にとって安全で快適な空間のある道路
	水と緑の帯	市の自然環境の根幹をなす、荒川や江川周辺一帯、及び綾瀬川、原市沼川周辺一帯
	水と緑の脈	「水と緑の帯」から市の内部に自然の活力を送る主要な葉脈である鴨川、芝川、浅間川、及び見沼代用水
	緑の脈	緑豊かな生活空間の充実を担う緑の脈としての、県道上尾久喜線、上尾蓮田線、川越上尾線及び市道上尾平方線の沿道
	主要幹線道路	国道や県道など都市間交通を受け持ち、広域的な交通需要に対応するための道路
	幹線道路	主要幹線道路及び主要交通発生源を結ぶ都市の骨格を形成する道路
	住居ゾーン	望ましい市街地の形成を誘導し、水辺や緑を活かした潤いとゆとりを合わせ持った質の高い都市空間
	商業ゾーン	商業・業務や公共サービスなどの多様な機能を集積した賑わいのある複合的な都市空間
	沿道ゾーン	商業・業務・物流機能などの立地を誘導する、国道16号線、17号線及び上尾道路、県道上尾久喜線、原市川越線、第二産業道路等の沿道
	工業ゾーン	周辺環境に配慮された工業地、及び良好な操業環境と住環境の共存を図る都市空間
	田園保全・活用ゾーン	農地や河川、樹林地を含めた豊かな自然環境を保全するとともに、生活環境との調和を図り市街化を抑制すべき区域
	特定流通業務施設ゾーン	開発行為等の許可の基準に関する条例に基づき、市街化調整区域内の主要幹線道路沿道において、特定の流通業務施設の建設を目的とした開発行為が認められる区域

3. まちづくりの基本方向

本市の基本的課題を解決しながら、将来の目指す姿を実現するため、まちづくりの基本理念に沿って進める共通のまちづくりの基本方向を、次のように定めます。



(1) 支え合う安心・安全なまちづくり

地域社会の根幹として、一人ひとりの人権尊重への取り組みを継続的に行いながら、男女共同参画社会の仕組みづくりを着実に進めます。

少子高齢化時代にあっても、一人ひとりが安心して暮らし、活動できる地域社会を市民・事業者・行政と一緒に築きます。高齢者、障害者などへの福祉サービスの充実はもちろん、「自助」を補い地域で支え合える「共助」「公助」の仕組みを、本市の地域性に合わせた形でつくっていきます。同時に、個人の健康管理と地域ぐるみの健康づくりの実践を両立させ、疾病の予防や保健・医療の充実を進めます。

また、市民生活の安全確保のため、交通安全対策のほか、地震や風水害などの自然災害、火災、大規模な事故、犯罪、テロなどの危険に対して、その発生防止や発生時の被害を最小限にとどめるなど、危機管理体制の強化を図り、安心・安全に暮らせるまちづくりを積極的に進めます。

(2) 未来につなぐ環境づくり

身近な環境保全や地域でのリサイクル活動などの積み重ねによって、都市全体の環境負荷の低減に結びつけるとともに、新たなエネルギーの活用を検討しながら、環境と共生した将来に持続可能な資源循環型社会の形成を目指し、地球環境の保護に貢献します。

生活の場から廃棄物を削減し適切に処理する仕組みの強化や、公共下水道整備などによる河川水質の維持改善、上水道の水質確保向上などに取り組みます。

また、環境への意識を一人ひとりが高め、環境に配慮した生活を実践していくことが重要で、そのための環境教育、啓発活動を推進しながら、環境美化活動やごみの減量化などの取り組みを拡大し、良好な都市の環境を未来につなげます。

(3) 快適な都市空間づくり

人口の増加に伴い拡散してきた市街地の拡大を抑制し、豊かな自然環境や農地との調和を追求します。また、都市のゆとりや防災など、さまざまな面を持つ公園機能の充実を図りながら、秩序ある土地利用を誘導します。

市街地では、商工業や住宅、公共施設などの都市機能の集約的な配置を行いながら、特に上尾駅周辺を本市の中心市街地として活性化させるため、駅の再整備を契機とした機能の集約・高度化、人が集まる魅力づくりに計画的に取り組みます。また、市内の各方面を結ぶ道路環境の充実、公共交通機能の強化を図るとともに、比較的平坦である地形を活用した自転車の利用環境向上によるサイクルシティの推進も含めた、人と環境にやさしい快適な都市空間の形成を目指します。さらには、秩序ある市街地形成を図るため、地域独自のルールづくりを、市民・事業者との協力のもとで、積極的に進めます。

(4) 美しく心豊かなまちづくり

都市の美しさを象徴する緑の保全、創出に向けて、協働による緑化推進や公共空間の緑の維持管理などに取り組みます。また自然環境を活かしながら、建築物や道路空間、公共施設におけるデザインの工夫や調和の追求による良好な都市景観の創造に努めます。

一方、都市の内面的な美しさ、豊かさを高めるため、文化財・伝統文化の保全・継承を推進し、文化・芸術や郷土の歴史に触れ、それを活かすことも含めた多様な文化を育てるとともに、いつでもどこでも学べ、市民が自発的かつ主体的に参加できる生涯学習やスポーツ・レクリエーションを進めることで、ふるさととして豊かに楽しく暮らせるまちづくりを進めます。

(5) たくましい都市活力づくり

これまで本市の経済を支えてきた商工業や農業などの産業活動を盛り立て、また、経済変動の波にのみ込まれない強い地域経済力をつけるため、内発的な産業振興、活性化の促進に取り組みます。特に、市内で中小企業が独創的な知恵や力を発揮できる環境づくりや支援により、産業・業種の幅や裾野を広げていくことや、新たな産業用地、基盤の確保充実などを通じて、経済力全体の拡大を目指し、それらによる雇用創出、安定した雇用環境の確保につなげます。

農業では、大都市近郊の地理条件を活かした都市農業の展開を促進し、地産地消や上尾ブランドの創出も含め市民に身近な産業として育成するとともに、商業でも、市民ニーズを吸収できる魅力ある商店づくりなどにより、まちなぎわい・活力を増進します。

これらの産業は、並列的に存在するだけでなく、農商工の連携、企業間の連携などによる融合を促進し、新たな価値を上尾から生み出せる土壌づくりを進めます。

(6) 明日を担う人づくり

次世代を育成するため、安心して子どもを産み育てられる社会づくりや、子どもたちが健全で伸び伸びと育ち個性や能力を高められる環境づくりに力を注ぎます。

子育てにかかる経済的・精神的負担を軽減し、子育てと仕事・社会生活とのバランスが保てるよう、多様なニーズに応える保育の充実、各種相談や支援の体制づくりを進め、出生率の維持向上につなげます。

学校教育においては、教育環境の向上とともに、子どもたちが「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」など、生きる力を身に付け、将来の社会を担う力を養えるよう、工夫を重ねます。また、社会全体で青少年を健全に育成できる環境や仕組みづくりを推進し、地域の子どもの地域で育むことにより、郷土愛に満ちた次世代の人づくりに取り組みます。

(7) 市民との協働と新たな行政運営

各分野にわたるまちづくりを進めるに当たり、その基本として、市民と行政との協働の仕組みを本市の地域性に見合ったものとして確立します。コミュニティの役割を見直し、市民活動団体などの力も育て、さまざまな交流を深めながら、各主体がともに連携し、協力し、補完し合うことにより、協働のまちづくりを定着させます。まちづくりにかかわる各主体が情報を共有し、相互の信頼関係を基に行動できるよう、広報・広聴の充実や行政情報・地域情報システムの活用を進めます。

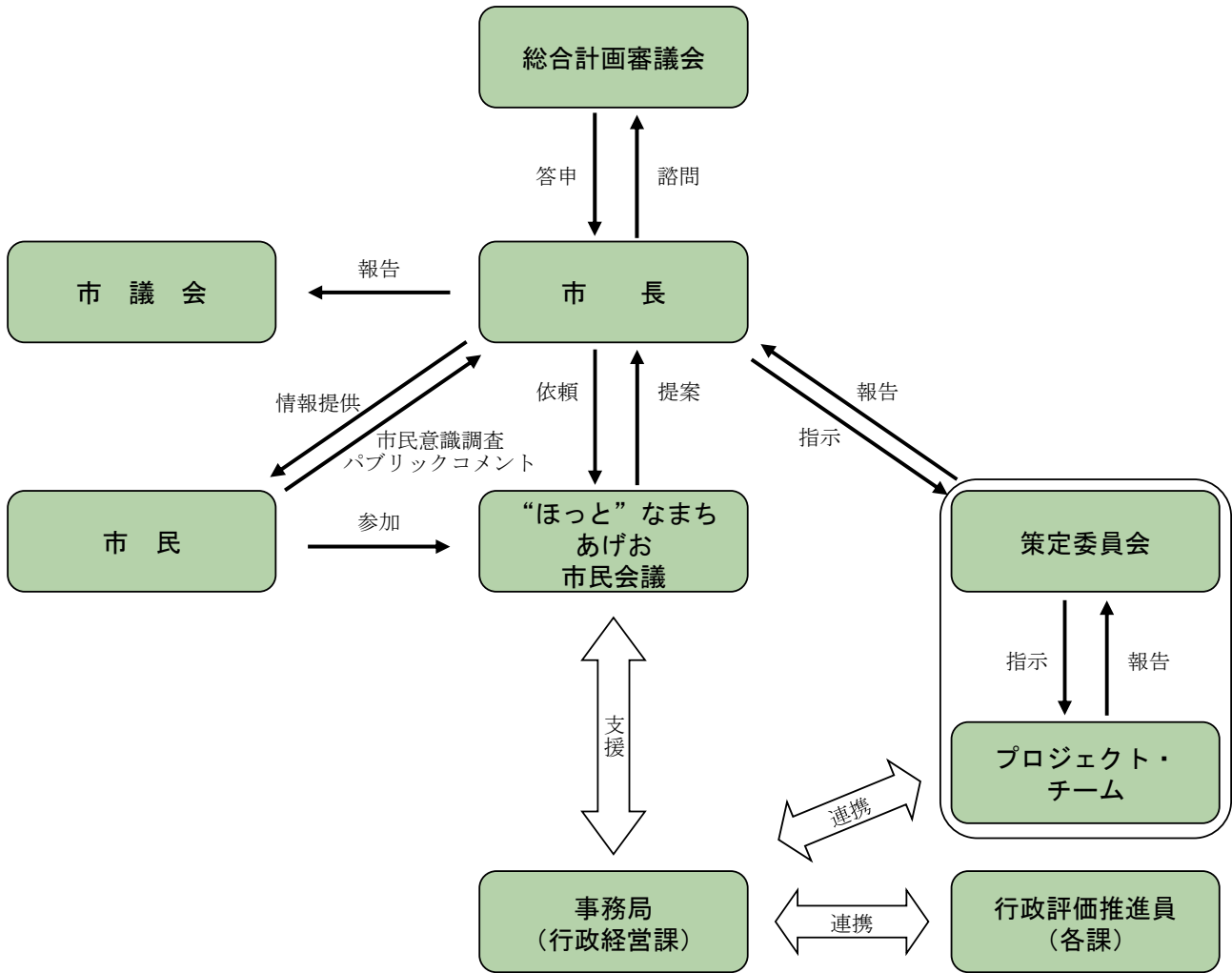
行政においては、財政状況が厳しさを増す中で人口減少時代を迎えるに当たり、地域経営主体としての迅速な政策企画能力と体制、財政力の強化に向け、厳しい自己管理による健全な運営を進めます。また、施策や事業の企画立案及び実施に当たっては、それによる効果、成果を厳しくチェックし、見直し・改善を図ります。

公共施設や都市基盤施設については、老朽化による改修や建て替え、耐震化の対応を包括的かつ長期的な計画に基づき行っていきます。

參考資料



● 策定体制



●上尾市総合計画審議会

○上尾市総合計画審議会条例

昭和44年3月31日

条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、上尾市総合計画を樹立するため、上尾市総合計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、市総合計画の調整その他その実施に関し必要な調査及び審議を行うため、上尾市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 市議会議員 5人以内

(2) 市政の各分野において優れた識見を有する者 10人以内

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、行政経営部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年条例第20号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和47年10月1日から施行する。

附 則(昭和55年条例第13号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和55年7月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 上尾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成26年条例第1号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

■上尾市総合計画審議会委員名簿

敬称略

No.	委員区分			氏名	備考
1	1号	市議会議員	委員	小川 明仁	
2	1号	市議会議員	委員	前島 るり	
3	1号	市議会議員	委員	鈴木 茂	
4	1号	市議会議員	委員	新井 金作	
5	1号	市議会議員	会長	田中 守	平成27年2月18日まで
6	1号	市議会議員	副会長	矢部 勝巳	平成27年2月19日から
7	2号	優れた識見	会長	平 修久	平成27年2月18日まで副会長
8	2号	優れた識見	委員	濱野 秀彦	平成27年6月30日まで
9	2号	優れた識見	委員	大井川 健一	平成27年7月1日から
10	2号	優れた識見	委員	廣田 眞理子	
11	2号	優れた識見	委員	松本 悦子	
12	2号	優れた識見	委員	河野 忠	
13	2号	優れた識見	委員	神田 隆雄	
14	2号	優れた識見	委員	小川 均	
15	2号	優れた識見	委員	前島 百合子	
16	2号	優れた識見	委員	村田 喜代汰	
17	2号	優れた識見	委員	遠山 正博	

(任期：平成26年11月10日～平成28年3月31日)

●上尾市総合計画審議会への諮問及び答申

■諮問

上行第 43 号
平成27年7月1日

上尾市総合計画審議会 会長 様

上尾市長 島 村 穰

第5次上尾市総合計画後期基本計画（案）について（諮問）

このことについて、上尾市総合計画審議会条例（昭和44年条例第14号）第2条の規定により、下記について、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 第5次上尾市総合計画 後期基本計画(案)（平成28年度～平成32年度）

■答申

平成27年11月13日

上尾市長 島 村 穰 様

上尾市総合計画審議会
会長 平 修久

第5次上尾市総合計画後期基本計画（案）について（答申）

平成27年7月1日付け上行第43号により、本審議会に諮問された第5次上尾市総合計画後期基本計画（案）について、慎重に審議した結果、適切であると判断します。

引き続き、上尾市の将来像「笑顔きらめく “ほっと” なまち あげお」の実現を目指して、計画の着実な推進をお願いいたします。

●第5次上尾市総合計画後期基本計画策定委員会

○第5次上尾市総合計画後期基本計画策定委員会設置規程

平成26年5月26日
訓令第15号

(設置)

第1条 第5次上尾市総合計画後期基本計画(次条において「後期総合計画」という。)の策定を計画的かつ円滑に行うため、第5次上尾市総合計画後期基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、第5次上尾市総合計画後期基本計画策定プロジェクト・チーム設置規程(平成26年上尾市訓令第16号)第1条に規定する第5次上尾市総合計画後期基本計画策定プロジェクト・チームの作成した後期総合計画の案を調査審議し、後期総合計画を策定する。

2 前項に定めるもののほか、委員会は、後期総合計画の策定に関する重要事項に関し協議するとともに、その総合的な調整を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員14人をもって組織する。

2 委員長は、副市長の職にある者をもって充てる。

3 副委員長は、行政経営部長の職にある者をもって充てる。

4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員会を組織する者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した副委員長及び委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第6条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の関係職員に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、市長から要求があったとき、又は必要があると認めるときは、委員会における調査審議の状況を市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、行政経営部行政経営課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第3条関係)

教育長 市長政策室長 総務部長 子ども未来部長 健康福祉部長 市民生活部長 環境経済部長 都市整備部長 会計管理者 上下水道部長 消防長 議会事務局 教育委員会事務局 教育総務部長 教育委員会事務局学校教育部長

●第5次上尾市総合計画後期基本計画策定プロジェクト・チーム

○第5次上尾市総合計画後期基本計画策定プロジェクト・チーム設置規程

平成26年5月26日
訓令第16号

(設置)

第1条 第5次上尾市総合計画後期基本計画（以下「後期総合計画」という。）の策定に当たり、その案を作成するため、上尾市組織規則（昭和59年上尾市規則第11号）第6条第1項の規定に基づき、第5次上尾市総合計画後期基本計画策定プロジェクト・チーム（以下「チーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 チームは、後期総合計画の案の作成に関し必要な次に掲げる事務を行う。

- (1) 基本方針の検討に関すること。
- (2) 施策及びその事例の調査研究に関すること。
- (3) 基礎資料の収集に関すること。
- (4) 各部の所管事項に係る連絡調整に関すること。
- (5) その他後期総合計画の策定に関し必要と認めること。

(構成)

第3条 チームは、リーダー1人、サブ・リーダー2人及びメンバー13人をもって構成する。

(職務従事の形態)

第4条 リーダー、サブ・リーダー及びメンバーは、現所属のまま、必要の都度チームの事務に従事するものとする。

(策定委員会への報告)

第5条 チームは、後期総合計画の案を作成したときは、その内容を第5次上尾市総合計画後期基本計画策定委員会設置規程（平成26年上尾市訓令第15号）第1条の第5次上尾市総合計画後期基本計画策定委員会（以下この条において「策定委員会」という。）に報告しなければならない。

2 チームは、策定委員会の要求があったとき、又は必要があると認めるときは、後期総合計画の案の作成に関しその進捗状況を策定委員会に報告するものとする。

3 前2項の規定による報告の結果に基づき、策定委員会がチームに対し後期総合計画の案の内容に関し指示を行ったときは、チームは、当該指示に関する事項について調査検討を行い、その結果を再度策定委員会に報告しなければならない。

(関係機関等との協議)

第6条 チームは、その業務の遂行に当たり、関係者及び関係機関と協議することができる。

(協力要請)

第7条 チームは、その業務の遂行上必要があるときは、関係機関に対し、資料の提出その他必要な協力を要請することができる。

(庶務)

第8条 チームの庶務は、行政経営部行政経営課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、リーダーが定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

■第5次上尾市総合計画後期基本計画策定プロジェクト・チーム名簿

NO	部	課名	職名	氏名	備考
1	市長政策室	広報広聴課	主任	池田 誠宏	
2	行政経営部	施設課	主幹	中釜 勝己	リーダー
3	子ども未来部	子ども支援課	主事	眞野 浩彰	
4	健康福祉部	高齢介護課	主事	遠藤 和秀	
5	健康福祉部	健康増進課	主査	池田 直隆	
6	市民生活部	市民協働推進課	主任	河原塚 智美	
7	市民生活部	消費生活センター	主任	桑名 孝徳	
8	市民生活部	保険年金課	主査	佐藤 正美	
9	市民生活部	保険年金課	主任	大野 貴弘	
10	環境経済部	生活環境課	主任	関端 裕教	
11	環境経済部	商工課	主査	大上 晴子	サブ・リーダー
12	都市整備部	都市計画課	主任	下寄 拓	
13	都市整備部	河川課	主任	遠山 貴洋	
14	消防本部	消防総務課	主査	加藤 光	サブ・リーダー
15	教育総務部	生涯学習課	主任	白石 裕一	
16	監査委員事務局		主査	中澤 真治	

(機構順)

● “ほっと” なまちあげお市民会議

○ “ほっと” なまちあげお市民会議委員設置要綱

平成26年5月26日
市長決裁

(設置)

第1条 第5次上尾市総合計画後期基本計画（以下「後期総合計画」という。）の策定に関し、市民の意見、要望等を取り入れ、それらを後期総合計画に反映させるため、“ほっと” なまちあげお市民会議委員（以下「委員」という。）を置く。

(職務)

第2条 委員は、後期総合計画について、総合的な観点から意見を述べ、提案を行うほか、後期総合計画の策定に関し必要と認める職務を行うものとする。

(定数)

第3条 委員の定数は、30人以内とする。

(委嘱)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市内の公共的団体に属する者で、当該公共的団体の推薦するもの
- (2) 市政の各分野において豊富な活動経験を有する者
- (3) 市政について関心を有する者で、公募により選考されたもの

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

■ “ほっと” なまちあげお市民会議委員名簿

No.	氏名	区分	No.	氏名	区分
1	柿崎 聖美	公共的団体の推薦するもの	16	島田 佳之	豊富な活動経験を有する者
2	今川 修一	〃	17	深山 礼子	〃
3	千葉 ふみ子	〃	18	佐藤 充宏	〃
4	増田 功夫	〃	19	岡部 千里	〃
5	柳 あけみ	〃	20	岡田 良一	〃
6	高山 奈穂美	〃	21	三角 幸生	公 募
7	尾上 道雄	〃	22	前山 研一郎	〃
8	大木 規誉	〃	23	黒須 勇	〃
9	矢島 通夫	〃	24	清水 さえ子	〃
10	高橋 睦代	〃	25	内田 隆志	〃
11	鈴木 多美江	豊富な活動経験を有する者	26	濁川 厚子	〃
12	石川 泰正	〃	27	中川 徳也	〃
13	竹村 絵里	〃	28	瀬野尾 俊敬	〃
14	鈴木 玲子	〃	29	須賀 聡	〃
15	小川 早枝子	〃	30	池田 佳史	〃

● 策定経過の概要

○ 調査・組織別策定経過

市民意識調査	<p>時 期： 平成25年12月2日～12月16日</p> <p>調査対象：市内在住の18歳以上の市民 3,000人</p> <p>有効回収数：1,553人</p> <p>有効回収率： 51.8%</p>
第5次上尾市総合計画 後期基本計画に係る 基礎調査	<p>時 期： 平成26年5月～平成27年3月</p> <p>方 法：①第5次上尾市総合計画前期基本計画達成度評価シートの作成 ②人口・世帯の動向、将来人口の推計、産業・経済の動向、 公共施設・行財政の動向について分析</p>
“ほっと”なまちあげお 市民会議	<p>構 成： 一般公募及び推薦者30人</p> <p>期 間： 平成26年8月～平成27年1月 計5回開催</p> <p>内 容： 後期基本計画への提案の検討、市長への提言</p>
総合計画策定 プロジェクト・チーム	<p>構 成： 主幹職から主事職16人</p> <p>期 間： 平成26年7月～平成27年5月 計8回開催</p> <p>内 容： 第5次上尾市総合計画後期基本計画策定に関し、必要な事項 の調査・検討</p>
総合計画策定委員会	<p>構 成： 副市長以下、部長など16人</p> <p>期 間： 平成26年11月～平成27年11月 計10回開催</p> <p>内 容： 第5次上尾市総合計画後期基本計画案を調査・検討し、 第5次上尾市総合計画を策定</p>
総合計画審議会	<p>構 成： 市議会議員及び推薦者15人</p> <p>期 間： 平成26年11月～平成27年11月 計7回開催</p> <p>内 容： 第5次上尾市総合計画後期基本計画案について審議 ・平成27年7月1日 (諮問) ・平成27年11月13日(答申)</p>
市民コメント	<p>時 期： 平成27年10月1日～10月21日</p> <p>方 法： 市広報誌や市ホームページを通じて意見を募集 提案件数 2人4件</p>
市議会	平成27年12月定例会に報告

○年度別策定経過

■平成 25 年度

12月	・ 市民意識調査の実施
-----	-------------

■平成 26 年度

5月	・ 第5次上尾市総合計画後期企保計画策定方針を策定 ・ 第5次上尾市総合計画後期基本計画策定委員会を設置 ・ 第5次上尾市総合計画後期基本計画策定プロジェクト・チームを設置
6月	・ 前期基本計画の達成度調査
8月	・ 第1回“ほっと”なまちあげお市民会議（委嘱・「協働」についてグループ討議）
10月	・ 第2回“ほっと”なまちあげお市民会議（「市民としてできること」のグループ討議①）
11月	・ 第3回“ほっと”なまちあげお市民会議（「市民としてできること」のグループ討議②） ・ 第1回総合計画審議会（委嘱・策定スケジュール等の説明） ・ 第4回“ほっと”なまちあげお市民会議（「市長への提言」の作成）
1月	・ 第5回“ほっと”なまちあげお市民会議（「市長への提言」の発表）
2月	・ 第2回総合計画審議会（市民会議の取組結果）

■平成 27 年度

7月	・ 第3回総合計画審議会（諮問・基本計画案の審議） ・ 第4回総合計画審議会（基本計画案の審議）
8月	・ 第5回総合計画審議会（基本計画案の審議）
9月	・ 第6回総合計画審議会（基本計画案の審議）
10月	・ 市民コメントの実施
11月	・ 第7回総合計画審議会（基本計画案の審議・答申について） ・ 総合計画審議会（答申）
12月	・ 上尾市議会12月定例会に報告

● 関連計画の概要

関連計画一覧



関連計画名	掲載ページ	計画開始年度(年)	計画終了年度(年)	計画の概要
上尾市人権施策推進指針	P25	H15 年度		人権が尊重される差別のないまちづくりの実現を目指して、人権の理念と重点的な施策及び全庁的な推進体制を定めた、人権施策に係る本市の基本的な指針です。
上尾市人権教育推進プラン	P25	H18 年度		すべての市民がお互いの人権を尊重しながら、共に生きる社会を実現することを目指すとともに、さまざまな人権課題の解決を図るため、学校、家庭、地域社会を通じて、広く市民に人権教育を推進するために策定したものです。
第2次上尾市男女共同参画計画	P25	H23 年度	H32 年度	男女共同参画社会基本法及び上尾市男女共同参画推進条例に基づき、本市における男女共同参画の推進に向けての基本施策を示したものです。
上尾市地域福祉計画	P27	H19 年度	H28 年度	社会福祉法により、市の地域を基盤に、地域住民の自立した生活を支えることを目的として、社会福祉サービスや地域福祉活動の目標を一体的に定め、その目標を実現するための手法や手順を明らかにする計画です。
第6期上尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	P27 P29 P33	H27 年度	H29 年度	高齢者福祉計画は、老人福祉法の規定に基づき、すべての高齢者を対象とした老人福祉事業全般に関する施策を示すもので、介護保険事業計画は、介護保険法の規定に基づき、給付対象となるサービスの充実と円滑な運営を示すものです。これらの計画は3年ごとに同時に策定しており、第6期上尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画では、団塊の世代が75歳以上となる2025年までに地域包括ケアシステムの構築を目指した計画です。
上尾市子ども・子育て支援事業計画	P27 P31 P91 P96	H27 年度	H31 年度	次世代育成支援対策推進法に基づく「上尾市次世代育成支援行動計画(後期計画)」を引き継ぐとともに、平成24年8月公布の子ども・子育て支援法に基づいて策定した、本市の子ども・子育て支援に係る総合的な計画です。
第4期上尾市障害福祉計画	P27 P31	H27 年度	H29 年度	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する市町村障害福祉計画として、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むため、必要な福祉サービスや相談支援等が計画的に提供できるよう必要量を見込んだものです。
上尾市障害者支援計画	P31 P91	H21 年度	H30 年度	障害者基本法に規定する市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する市町村障害福祉計画に基づき、障害者の自立と社会参加を支援し、障害のある人が社会の一構成員として障害のない人と分け隔てられることなく、地域の中で共に育ち、学び、生活し、働き、活動できるよう各種支援策を位置付けたものです。
上尾市健康増進計画	P33 P91	H22 年度	H31 年度	すべての市民が健やかで心豊かに生活できるよう、市民や各種団体、事業者、行政が連携して地域保健活動を強め、壮年期死亡の減少、健康寿命の延長及び生活の質の向上を図るための各種施策を示した計画です。
上尾市食育推進計画	P33 P91	H26 年度	H31 年度	市民一人一人が「食」に対する意識の向上、健全な食生活を営み、心身の健康増進を図ることを主な目的とした計画です。
上尾市新型インフルエンザ等対策行動計画	P33	H26 年度		国や県のインフルエンザ行動計画との整合性を保ちつつ、本市の新型インフルエンザに対する、基本的な取り組み方や組織体制、情報収集、情報提供などについて定めたものです。

関連計画名	掲載ページ	計画開始年度(年)	計画終了年度(年)	計画の概要
上尾市地域防災計画	P33 P36 P37	H27 年度		災害対策基本法により、市内地域の災害について、国の防災基本計画・埼玉県地域防災計画に基づき、市民の生命、身体及び財産の保護に関する必要事項を定めた計画です。
上尾市国民保護計画	P37	H19 年度		国民保護に関する実施体制、住民避難や救援などに関する事項及び備えておくべき物資や訓練などに関する事項を定めた計画です。
上尾市建築物耐震改修促進計画	P37	H28 年度	H32 年度	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、市民などの生命と財産を守るため、地震による被害の低減を目指し、市内の特色を十分踏まえながら効果的な施策を検討することで、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修などを計画的に促進することなどを盛り込んだ計画です。
第2次上尾市環境基本計画	P45 P47 P49	H28 年度	H32 年度	上尾市環境基本条例に基づき、本市の環境の保全及び創出に関する各種施策を示した計画です。また、本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、「上尾市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を包含した計画として位置付けられます。
第2次上尾市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)	P45	H28 年度	H33 年度	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、上尾市が一事業者として、温室効果ガスの総排出量の削減に向け、地球温暖化対策を推進するための取組を示した計画です。
上尾市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画	P47	H28 年度	H37 年度	廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、本市の一般廃棄物(ごみ)処理の中長期的な計画を定めたものです。
(仮)上尾市水道事業ビジョン	P51	H28 年度	H37 年度	節水機器の普及や人口減少等による料金収入の減少、施設の老朽化による更新需要の増大など、水道を取り巻く厳しい社会情勢に対応し、安心・安全な水を安定的に供給するための、市の水道事業に係る計画です。
(仮)上尾市水道施設整備計画	P51	H28 年度	H37 年度	管路を含む水道施設の統廃合・ダウンサイジング(装置やシステムなどの小型化、軽量化、小規模化)及び災害・事故対策等を検討し、アセットマネジメント(資産管理)の具体化に基づく更新を行うための計画です。
上尾市公共下水道全体計画	P53	H24 年度	H36 年度	荒川左岸南部流域下水道の全体計画が平成 21 年度に見直されたことに伴い、これに整合を図るべく、本市の汚水及び雨水の全体計画を見直し、効率的な下水道事業の進展を図るため策定したものです。
上尾市生活排水処理基本計画	P53	H22 年度	H37 年度	水質の保全、改善及び生活環境の向上を目的として、公共下水道や合併処理浄化槽などの整備を経済的かつ効率的に実施していくための計画です。
上尾市公共下水道長寿命化計画	P53	H27 年度	H31 年度	下水道管路の老朽化に伴う道路陥没等の未然防止及びライフサイクルコストの最小化を図ることを目的として、下水道施設の点検・調査に基づき、長寿命化対策を含めた施設の計画的な改築等に関し内容や時期等を定めたものです。
上尾市都市計画マスタープラン2010	P53 P54 P59 P60 P63 P65 P69	H23 年度	H42 年度	都市計画法に基づき、本市における都市計画の基本方針を定めたものです。将来都市ビジョンを掲げ、土地利用や都市基盤整備等の方針を定めており、都市整備事業の基本となっています。
上尾市地域公共交通網形成計画	P63	H27 年度	H32 年度	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、本市の持続可能な地域公共交通の形成に資する、地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画です。

関連計画名	掲載ページ	計画開始年度(年)	計画終了年度(年)	計画の概要
上尾市自転車のまちづくり基本計画	P63	H26 年度	H35 年度	「自転車のまち“あげお”」の実現を目指し、基本となる3つの目標・ビジョンと重点的に取り組む事業を定めた計画です。
上尾市緑の基本計画	P69	H12 年度	H32 年度	緑地の適正な保全や緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するために、緑地の保全から公園・緑地の整備、その他の公共施設、民有地の緑化の推進まで、市民・事業者・行政が一体となって緑づくりに取り組むために策定した計画です。
上尾市教育振興基本計画	P71 P73 P93 P95	H28 年度	H32 年度	本市の教育の課題を整理し、これを踏まえた上で教育の基本的考え方をまとめ、それに沿った教育振興に係る各種施策を盛り込んだ計画です。学校教育だけでなく、生涯学習からスポーツ振興、図書館サービスも含めた本市の教育に関する総合的な計画です。
上尾市生涯学習振興基本計画	P75	H28 年度	H32 年度	生涯学習を推進するために、効果的・体系的な施策・事業の方向性を示した計画です。
上尾市図書館サービス計画	P75	H28 年度	H32 年度	「くらしに役立ち、市民とともに歩む図書館」として、これからの図書館サービスや運営についての方向を示すための計画です。
上尾市子どもの読書活動推進計画	P75 P95	H28 年度	H32 年度	すべての子どもが、自主的に読書活動を行えるよう環境づくりを進め、学校や地域、図書館などが連携し、社会全体で子どもの読書活動を推進できるように、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき策定する計画です。
上尾市スポーツ推進計画	P77	H26 年度	H32 年度	昭和 51 年の上尾市スポーツ都市宣言を踏まえ、「健康で活力に満ちたスポーツ活動の推進」を基本方針とし、スポーツを通じて自身の体力向上を目指し、また見る人に感動を与えるだけでなく、学ぶ感動、支える感動を与えるための環境づくりを推進するための計画です。
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	P81			市町村が地域において育成すべき農業経営の規模と数の目標を定め、これを目指そうとする農業者を認定し、農用地の利用をはじめ、経営改善に向けた手助けを行うことを目的として策定した基本構想。
上尾市産業振興ビジョン	P81 P83 P84 P87	H26 年度		少子高齢化に伴う人口減少により、労働力人口や税収の減少が予想される中、事業者や行政、産業関連団体、市民が一体となって、本市が持つ既存の資源を十分に活用し、地域産業の活性化を図るとともに、地域内外との連携による新たな資源の創出や地域経済の拡大を図ることが重要であるとして、産業振興における将来像や基本方針、進むべき方向性を示したもの。
上尾市いじめの防止等のための基本的な方針	P95	H25 年度		いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ問題の克服に向け、国・県・市・学校・家庭・地域が連携し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ推進するために策定したものです。
上尾市特別支援教育基本方針	P95	H24 年度		障害の有無に関わらず、すべての児童生徒が共に学ぶ機会を保障し、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築の推進を具現化するために策定したものです。
第2次上尾市市民活動推進計画	P100	H26 年度	H30 年度	市民活動を推進し、市民活動団体と行政との協働を進めるための各種施策を位置付けた計画です。
上尾市多文化共生推進計画	P103	H24 年度	H33 年度	国籍や民族を超えて、同じ地域社会の構成員として協働する地域づくり、そのための環境づくりを推進するための関連施策を示した計画です。

関連計画名	掲載ページ	計画開始年度(年)	計画終了年度(年)	計画の概要
本宮市・上尾市友好都市協定	P103	H25 年度		福島県本宮市への復興支援のみならず、文化・スポーツ・経済など幅広い分野で両市の交流の絆を深め、将来にわたって共に一層の発展を推進していくために締結した協定です。
上尾市と聖学院大学との連携に関する包括協定	P103	H25 年度		市及び大学が相互の密接な協力と連携により、地域の課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成・発展に寄与することを目的として締結した協定です。
第8次上尾市行政改革大綱・実施計画	P106 P107 P108	H28 年度	H32 年度	生産年齢人口の減少に伴う市税収入の減少や公共施設及びインフラの資産更新問題、高齢化の進展に伴う社会保障関係経費の増加が見込まれる中で、持続性のある財政基盤を確立し、質の高い行政サービスを提供していくため、今後5年間の行財政運営の方針や具体的な取組を定めたものです。
上尾市情報セキュリティポリシー	P107	H15 年度		情報セキュリティ(情報漏えいやウイルス感染の防止等)に関する組織の規定であり、セキュリティ対策の基本的な考え方や具体的なルールを網羅的に定めたものです。随時見直しを行い、必要な改正を行います。
上尾市人材育成基本方針	P107	H25 年度	H29 年度	「職員」＝「人材」として捉えながら、「求められる職員像」や「求められる能力」を明確化することで、職員自身の意識改革や意欲の向上を図り、計画的な人材育成や主体的な能力開発を進めるための方針です。
上尾市シティセールス戦略	P107	H27 年度	H32 年度	市民の市に対する誇りと愛着の醸成や定住意向の向上を促すとともに、市外の人からも本市に「住んでみたい」「訪れてみたい」と感じてもらえるよう、戦略的にコントロールされた魅力発信を展開していくための指針・戦略です。
上尾市財政規律ガイドライン	P108	H26 年度		第5次上尾市総合計画と連動し、同計画で定める「財政運営」の進捗を図るべく、予算編成及び予算執行を含めた財政運営全般に関する施策の基本となる事項等を定めるだけでなく、市の各実施計画を策定する上で、財政的な指針としての性格を有する方針です。
上尾市公共施設等総合管理計画	P53 P92 P93 P110	H28 年度	H67 年度	市の保有する公共建築物(ハコモノ)及び都市基盤施設(インフラ)に関するマネジメントの基本方針で、国の「インフラ長寿命化基本計画」における行動計画に位置付けられるものです。
上尾市市有建築物耐震化計画	P110	H28 年度	H32 年度	上尾市建築物耐震改修促進計画で示された目標を確実にするため、市有建築物の耐震診断・耐震改修の計画を定めたものです。

●用語解説

用語	解説	ページ
〔あ〕		
ISO9001	ISOは「International Organization for Standardization(国際標準化機構)の略」で、140以上の国が参加し、国際標準規格を策定している。ISO9001は品質管理・品質保証に関する国際標準規格で、製品流通に対して一定のレベルの品質を確保することを目的としたもの。	P107
アウトリーチコンサート	芸術文化に触れる機会の少ない人たちのところへ芸術家が出向いて行う出張コンサート。本市では子どもたちの文化芸術への関心を高めることを目的に、小学校でクラシックコンサートを行っている。	P71
空家等対策の推進に関する特別措置法	適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする法律。(☞「特定空家」)	P40
あげお音楽家ネット	本市在住又は本市にゆかりのある音楽家たちのネットワーク。市内でより多くの活動ができるよう、上尾の音楽家同士が結び付くことを目的としている。	P71
上尾市地域農業再生協議会	米政策の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物の生産振興や地域農業の振興、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成・確保等に資することを目的として設立された協議会。	P80
上尾市街づくり推進条例	身近な地区の土地利用に関するルール作りや快適な住環境の整備等を、協働により実現するための仕組みを規定する条例。上尾市都市計画マスタープランの方針に沿った街づくりを、市民、事業者及び市の協働により実現することを目的としている。(☞「地区計画」)	P60
あげおフィルムコミッション	市内で撮影するテレビ・映画・CMなどの映像制作に対して支援するとともに、映像文化の創出や新たな観光地の発掘などによる地域の活性化を目指す活動。	P86
いきいきクラブ	かつての「老人クラブ」と同じ内容で、地域を基盤とする高齢者の健康・生きがいづくり、仲間づくりを進める組織のこと。	P28 P29
異業種間交流	個人や事業者が、自らが所属する業種と異なる業種の人と情報交換や業務提携などを行うこと。新たな刺激や発想を得ることで、新たなビジネスチャンスの創出が期待できる。	P82 P84
インクルーシブ教育システム	障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等を行う教育。(☞「特別支援教育」)	P95
雨水タンク	各家庭に設置できる、雨水を貯めるためのタンク。大量の雨水が急激に河川に流入することによって起こる浸水被害を未然に防ぐことができ、貯めた雨水は庭木や道路への散水などに再利用できる。	P54 P55
営業収支比率	通常の事業活動に要する費用を、営業収益でどの程度賄われているかを示す指標。	P50
親子教室事業	発達や行動面に不安や課題のある乳幼児を対象として、集団遊びや個別指導、学習会の実施をしながら、保護者の不安解消や利用児の発達を支援していく事業。	P90
温室効果ガス	地表から宇宙へ放出される赤外線を吸収して熱に変え、地球の気温を上昇させる効果を有する気体の総称。代表的なものに二酸化炭素(CO ₂)、メタン(CH ₄)、一酸化二窒素(N ₂ O)等がある。これらの排出には人間の生活・生産活動が大きく関与している。(☞「(地球温暖化)緩和策」「(地球温暖化)適応策」)	P44 P45
〔か〕		
街区公園	主として街区内に居住する人の利用に供することを目的とする公園で、1か所当たり面積0.25haを標準とする。(☞「近隣公園」「地区公園」)	P68
学校応援団	学校における学習活動、安心・安全確保、環境整備などについてボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。	P93

用語	解説	ページ
学校ファーム	学校単位で農園を設置し、心身ともに発育段階にある児童生徒が農業体験活動を通じて、生命や自然、環境や食物などに対する理解を深めるとともに、情操や生きる力を身に付けることをねらいとした取組。	P95
合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水(台所、風呂、洗濯等に使用した水)を戸別にまとめて処理する浄化槽。従来のし尿のみを処理する単独浄化槽に比べて、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果がある。	P48
環境配慮活動	環境負荷の低減のため、環境に配慮して自発的に行う生活行動、購入行動、交通行動、環境保全活動等のこと。(☞「(地球温暖化)緩和策」「(地球温暖化)適応策」)	P44
(地球温暖化)緩和策	地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を削減して地球温暖化の進行を食い止め、大気中の温室効果ガス濃度を安定させる取組のこと。省エネの取組や再生可能エネルギーの活用、植物によるCO ₂ の吸収源対策などが挙げられる。(☞「温室効果ガス」「再生可能エネルギー」)	P44
機能別消防団員制度	地域の消防力の貴重な担い手である消防団員の減少傾向が続いていることから、多くの人々が消防団活動に参加しやすい環境を整備するために、すべての消防団活動ではなく、特定の役割や活動に限って活躍できる制度。	P38
協働のまちづくり推進事業	市との協働によるまちづくりの規範となる事業を展開する市民活動団体への補助事業。	P100 P101
近隣公園	主として近隣に居住する人の利用に供することを目的とする公園で、1か所当たり面積2haを標準とする。(☞「街区公園」「地区公園」)	P68
空闲地	休耕畑地その他の空き地を市が借り受け、これを効率的に利用することにより、地域環境の保全並びに地域住民の福祉及び体育の向上を目的に活用する用地をいう。	P48 P68
クールシェア	夏の暑い日に一人一台のエアコンの使用をやめ、涼しい場所をみんなでシェアする(分け合う)こと。家族で一つの部屋で過ごすことや、公共施設や商業施設で涼む、あるいは自然の多い涼しいところへ行くといった、夏の節電対策の一つ。	P45
区会・自治会・町内会	一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された自主的な組織。	P100
刑法犯認知件数	刑法犯とは、刑法等の法律に規定されている犯罪(道路上の交通事故に係る犯罪等を除く)で、殺人・強盗・放火・窃盗・詐欺などの犯罪が該当する。認知件数とは、警察において発生を認知した犯罪の件数である(犯罪発生件数ではない)。	P40
建築協定	建築基準法に基づき、一定の地域の土地所有者等の全員合意によって、建物の敷地、構造、用途、形態、又は建築設備などについて協定を締結し、生活環境の維持・向上を図る手法。	P59 P60 P61
公園管理協定	地域に密着し、親しみのある公園環境になるように、地域の人たちに簡易な管理作業を行ってもらうために締結する協定。	P68
公共施設マネジメント	地方公共団体が保有、又は借り上げている公共施設について、行財政運営と連携し、経営的視点で総合的かつ統括的に企画、管理及び利活用する仕組み。(☞「長寿命化」「保全・更新・維持管理」「ライフサイクルコスト」)	P90 P92 P110 P111
広聴	住民の行政に対する意見、要望などを聴くこと。(☞「市民コメント制度」)	P104
小型家電リサイクル法	平成25年4月から施行された、小型家電のリサイクルを促進するために制定された法律。小型家電のリサイクルにより、デジタルカメラやゲーム機などの使用済み小型電子機器に含まれる希少金属(レアメタル)を国内で有効活用できることや、最終処分場の延命化など、さまざまな効果が期待できる。本市でも市内の公共施設に回収ボックスを設置し、小型家電の回収を実施している。	P46
子ども支援ネットワーク	虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や早期対応を図るために、子どもに関わる24団体で構成する要保護児童対策地域協議会。	P91
〔さ〕		
災害弱者	高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語が不自由な外国人といった、災害時に自力で避難することが困難な人。また、災害時の避難所生活等に当たり、大きな支障があり、特段の手助けが必要な人。	P36 P37

用語	解説	ページ
災害用マンホールトイレ	震災による断水で水洗トイレが使用できない場合に備えて、避難場所等に公共下水道と直結した排水管とマンホールを設置し、被災時には、そのマンホールの上に仮設トイレを組立・設置し、公共下水道に汚物を直接流して使用するもの。	P36 P37
再生可能エネルギー	一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇せず自然界に常に存在するエネルギーのこと。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などのエネルギーが挙げられる。	P44 P45
市街化区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。(☞「市街化調整区域」「用途地域」)	P52 P58
市街化調整区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域であり、開発行為は原則として抑制される区域。(☞「市街化区域」「用途地域」)	P58
自己保全管理	現在は耕作を行っていないが、雑草などで荒れることなく直ちに作付けできる状態に管理されている農地をいう。	P81
自主防犯ボランティア団体	防犯活動を行うために地域住民や有志のボランティアが集まった団体のことをいう。	P40
シティセールス	まちの魅力を市内外にアピールし、人や企業に関心を持ってもらうことで、定住や企業誘致を図る取組のこと。	P106 P107
指定文化財	文化財保護法、文化財保護条例などにより規定された文化財。市内にある文化財のうち、市にとって重要なものを市指定文化財として指定している。(☞「登録文化財」「無形民俗文化財」)	P72
市民コメント制度	市の総合的な構想や計画などの策定に当たり、その案を公表し、意見を募集した上で、提出された意見とそれに対する市の考え方を公表するとともに、市民の意見を政策などに反映させる制度。(☞「広聴」)	P104
自立した消費者	自らの利益の擁護及び増進のために自主的かつ合理的に行動し、消費者の権利(安全が確保されること、選択の機会が確保されること、必要な情報が提供されること、消費者教育の機会が確保されること、意見が政策に反映されること、被害の救済がなされること)を実現するように努め、自ら進んで、消費生活に関して必要な知識を修得し、必要な情報を収集するなど、自主的かつ合理的に行動するように努める消費者。	P41
スポーツ推進委員	当該市町村におけるスポーツ推進のため、スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導及び助言を行う非常勤職員。	P76
生産緑地	生産緑地法に基づき、農林業と調和した良好な都市の形成を図ることを目的として、緑地の機能及び多目的保留地機能を有する500㎡以上の市街化区域内農地を保全するため、市が都市計画に定める緑地をいう。	P68
ソーシャルメディア	インターネット上で展開される情報メディアで、個人による情報発信や個人間のコミュニケーション、人の結びつきを利用した情報流通などといった社会的な要素を含んだメディアのこと。	P104

[た]

体験農園	農地を区画貸しする従来の市民農園とは異なり、農家が農業経営の一環として開設する市民農園で、利用者に播種から収穫まで連続した農作業を指導し、体験してもらう新しい農業経営の農園。	P80 P81
多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。	P102 P103
多面的機能支援事業	地域で行う農地や水路、農道などの地域資源の基礎的な保全活動や質的向上を図る活動、施設の長寿命化を図る活動について支援する事業。	P81
地域子育て支援拠点	乳幼児とその保護者を対象に、親子の居場所確保や子育ての支援を行うため、交流の場の提供、子育てに関する相談や援助、情報提供、講習等を行う施設(場所)。	P91
地域デビュー支援事業	団塊の世代やこれから定年退職を迎えるシニア世代の人に地域活動などを始めるきっかけとして地域デビュー支援イベントを実施し、地域デビューを応援するとともに、長年培った知識や技術を生かせる場を提供する事業。	P100 P101
地域包括ケアシステム	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が、日常生活圏域において一体的に提供される体制を指す。	P28 P29

用語	解説	ページ
地区計画	「地区」を一体的な街づくりの区域として設定し、住民の意向に配慮して街づくりの方針や道路・公園等の施設のほか、建築物等に関して必要な事項を定めたもので、地区レベルの街づくりを進めるためのもの。(☞「上尾市街づくり推進条例」)	P59 P60
地区公園	主として徒歩圏内に居住する人の利用に供することを目的とする公園で、1か所当たり面積4haを標準とする。(☞「街区公園」「近隣公園」)	P68
地産地消	地域で生産されたものを、その地域内で消費する取組。	P80
中学校区による小中一貫教育	生徒指導、学習指導等で、小学校・中学校の9年間の目標等を共有し、系統立てた指導を行う取組。(☞「幼保小の連携」)	P92
中学生社会体験チャレンジ事業	中学生が市内等の事業所等において2日間の職場体験活動を行い、勤労観や職業観を育成する取組。	P95
中小企業サポート事業	中小企業支援に対する専門的な知識と経験を有するコーディネーターが市内企業を訪問し、企業が抱える課題について、さまざまな機関と連携しながら、解決に向けたサポートを行う事業。	P82 P83 P84
(施設の)長寿命化	修繕や改修により、施設の使用期間の延伸を図る取組、又はそれによって得られる効果を指す。(☞「公共施設マネジメント」「保全・更新・維持管理」「ライフサイクルコスト」)	P47 P52 P53 P110
DV	ドメスティック・バイオレンスの略。夫婦や恋人など親密な間柄で行われる暴力行為のことで、身体的暴力、心理的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力などを指す。	P24 P25
(地球温暖化)適応策	地球温暖化による気候の変動やそれに伴う気温・海水面の上昇などに対して、人や社会、経済のシステムを調節することで影響を軽減させる取組のこと。浸水対策や熱中症予防などが挙げられる。	P44 P45
登録文化財	文化財保護法、文化財保護条例などにより規定された文化財。市内にある文化財のうち、保存・活用のための措置が特に必要と認められるものを上尾市登録文化財として登録している。(☞「指定文化財」「無形民俗文化財」)	P72
特定空家	そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。(☞「空家等対策の推進に関する特別措置法」)	P40
特定外来生物	外来生物のうち、特に人間の健康や在来種の生態系などに害を及ぼす、またはその可能性があるとする生物のこと。特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき指定される。特定外来生物は、原則として輸入、飼育栽培、移動などが禁止されている。野生化した個体を発見した場合に捕獲して持ち帰るといった行為も禁止されている。国や自治体は必要に応じて野生化した個体の防除を行っている。特定外来生物に指定されている生物の例として、アライグマ、ハイロゴケグモ、カミツキガメ、ブルーギル、セアカゴケグモ、ミズヒマワリ、オオハンゴンソウなどがある。	P48
特別支援教育	障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育。(☞「インクルーシブ教育システム」)	P95
都市計画道路	都市の骨格を形成し、安心して安全な市民生活と機能的な都市活動を確保するため、都市計画法に基づきルートや幅員が決められている道路のこと。	P64 P65
都市下水路	主として市街地における下水(主に雨水)を排除するために地方公共団体が管理している下水道(公共下水道及び流域下水道を除く)で、一定以上の規模で、かつ地方公共団体が指定したもの。	P54 P55
土地区画整理事業	土地区画整合法に基づき、居住環境の向上、宅地の整形化による利用増進などを目的として、土地所有者等から土地の一部を提供してもらい(減歩)、それを道路や公園などの新たな公共施設として活用し、利用価値の高い整然とした市街地を整備する事業。一般公共事業のような用地買収方式ではなく、換地手法をとる。	P58 P59 P60 P64
[な]		
ニート	15歳から34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者のこと。(☞「ひきこもり」)	P88 P96

用語	解説	ページ
認知症サポーター	認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人やその家族に対してできる範囲での手助けをする人。認知症サポーター養成講座を受講するとオレンジリングが交付される。	P28 P29
農業振興地域・農用地区域	農業振興地域とは、優良な農地を確保するために農業振興地域の整備に関する法律に基づいて都道府県が指定した地域。県が指定した農業振興地域内において、市町村が農用地等として利用すべき土地として指定する区域を農用地区域という。	P80
農商工観ポータルサイト	市内の消費と取引の拡大を目的として、農業・商業・工業・観光などの情報を一元化して発信する総合ウェブサイトのこと。登録事業者が情報の掲載や更新を行うことで、自らのPRの場として活用できるとともに、地域コミュニティ団体の活動情報の発信や情報交換の場としても活用できる。	P82 P83 P84 P86 P87
農地中間管理事業	公的機関である農地中間管理機構が地域の出し手から農地を借り受け、公募により受け手を募り、これをまとめた形で貸し出す事業。(☞「利用権設定促進事業」)	P80

〔は〕

発達支援相談センター	本市における児童の発達支援に関する相談や通園サービスを提供するための専門機関。つくし学園と旧乳幼児相談センターが同一組織となり、通園サービス以外にも、発達支援の促進に向け、親子教室事業、発達訓練・相談事業、保育所等訪問支援事業、障害児支援利用計画作成事業等を展開している。(☞「親子教室事業」)	P30 P31
ひきこもり	さまざまな要因の結果として、社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊)を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態のこと。他者と関わらない形での外出をしている場合も含む。(☞「ニート」)	P88 P96
非構造部材の耐震化	地震時における子どもたちの安全確保の観点から、建築非構造部材(天井材、照明器具、窓ガラス、外装材、内装材)に加え、設備機器等を含めた「非構造部材」の耐震化を図るもの。	P92
ファミリーサポートセンター	生後4か月から小学校までの子どもがいる家庭に対し、育児の援助を受けたい人(依頼会員)と育児の援助を行いたい人(提供会員)が会員登録をし、提供会員が依頼会員の子どもの預かる等の相互援助活動を支援している。	P91
ふれあいの森	自然環境の保全を図ることを目的に、市と市民が一体となって緑化を推進するため、保存樹林の中で特に良好なものを特別緑地として指定し、「ふれあいの森」として市民に開放している。(☞「保存樹林・保存樹木」)	P68 P69
ふれあい広場	福祉体験や模擬店などを通して障害者の理解促進を図る交流の場として、毎年10月の第3日曜日に上尾丸山公園で開催するイベント。	P30 P31
放課後児童健全育成	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。	P90 P91
防災士	“自助”“共助”“協働”を原則として、社会のさまざまな場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを、日本防災士機構が認証した人。	P37
(施設の)保全・更新・維持管理	「保全」とは、建築物の完成から解体までの期間、修繕や改修等により性能や機能を良好な状態に保つほか、社会・経済的に必要とされる性能・機能を確保すること。「更新」とは、既存の設備や建築物を新しいものに置き換えること。「維持管理」とは、建築物を供用する際に必要となる保守や点検、清掃その他の措置を指し、広義には「保全」も含む。(☞「公共施設マネジメント」「長寿命化」「ライフサイクルコスト」)	P110
保存樹林・保存樹木	自然環境の保全を図ることを目的に、市と市民が一体となって緑化を推進するため、樹林はその存する土地面積500㎡以上、樹木は樹の高さが10m以上及び幹周1.5m以上を有するものを市が指定する。(☞「ふれあいの森」)	P68

〔ま〕

マイナンバー制度	平成27年10月から日本国内の全住民に通知された一人一人異なる12桁の番号。正式には「社会保障・税番号」といい、社会保障関係の手續や税務関係の手續、災害対策関係の手續で利用される。	P104
まなびすと指導者バンク	市民の生涯学習活動を支援するため、さまざまな技術・経験を持つ指導者を登録し、指導者を必要としている学習者に紹介するシステム。	P74 P75

用語	解説	ページ
無形民俗文化財	文化財保護法で「衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術で、わが国の国民生活の推移の理解のために欠くことのできないもの」と規定されている文化財。(☞「指定文化財」「登録文化財」)	P72 P73
[や]		
幼保小の連携	幼稚園・保育園・保育所から小学校へ教育を系統立てて、滑らかな接続を行う取組。(☞「中学校区による小中一貫教育」)	P92
用途地域	都市計画法に基づく地域地区の一種で、目指すべき市街地像に応じて用途別に分類される12種類の都市計画の総称のことで、用途ごとに建築基準法で建てられる建築物が規定されている。望ましい市街地の形成を誘導するために地域指定する。(☞「市街化区域」「市街化調整区域」)	P58 P59
[ら]		
ライフサイクルコスト	建物のライフサイクルにわたって発生する費用のこと。建設費から光熱水費、点検・保守・清掃費などの維持管理費用、修繕・更新費用、解体処分費や税金・保険費用まで含む。(☞「公共施設マネジメント」「長寿命化」「保全・更新・維持管理」)	P52
療育支援	障害児等を対象に、施設の持つ機能を生かしながら、早期発見、診断、訓練等を行うとともに、対象児の家族に対し、社会資源の活用等、適切な相談支援を行っていくこと。	P30
利用権設定促進事業	農業経営基盤強化促進法に基づき、農地の利用権(賃借権・使用貸借権)を設定するもので、期間満了とともに利用権は解約される。期間満了後は、両者の合意により利用権設定を更新または再設定し、継続して貸借することも可能となっている。(☞「農地中間管理事業」)	P80
老人だんらんの家	自治会、町内会が主体となって、高齢者のために一般家庭の一室、住居など、高齢者がだんらんをするのに適当な場所を確保して提供し、地域の高齢者に生きがいを与え、高齢者福祉の向上に資する施設(場所)のこと。	P28 P29
[わ]		
ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳され、働くすべての人々が「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。	P88

● 指標解説

1 支え合う安心・安全なまちづくり

1-1 人権の尊重

1-1-1 人権・男女共同参画・平和

指標名	実績値	実績値から見た指標の方向性	実績値の年度	指標の説明	累計／単年度
「人権問題を正しく理解できた」と回答した「あげおヒューマンライツミーティング 21」の参加者の割合	—	↗	—	「あげおヒューマンライツミーティング 21」参加者に対するアンケートで、「人権問題を正しく理解できた」と回答した人の割合	単年度
人権教育集会所における研修や講座の参加者数	1,006 人	↗	H26 年度	市の人権教育集会所(2 か所)で実施した研修や講座への参加者数	単年度
アンケートで把握したいじめの解消率	100%	→	H26 年度	毎月実施するアンケートで把握した小・中学校のいじめのうち、解消した割合	単年度
「男女の固定的役割分担意識に同感しない」と回答した講座等の受講者の割合	—	↗	—	男女共同参画に係る講座等の参加者に対するアンケートで、「男女の固定的役割分担意識に同感しない」と回答した人の割合	単年度
「平和の大切さをあらためて実感した」と回答した非核平和パネル展の見学者の割合	—	↗	—	非核平和パネル展を見学した人に対するアンケートで、「平和の大切さをあらためて実感した」と回答した人の割合	単年度

1-2 社会保障の充実

1-2-1 生活福祉

指標名	実績値	実績値から見た指標の方向性	実績値の年度	指標の説明	累計／単年度
自立した生活保護受給世帯の数	57 世帯	↗	H26 年度	就労等により生活保護の受給対象でなくなった世帯の数	単年度

1-2-2 高齢者福祉

指標名	実績値	実績値から見た指標の方向性	実績値の年度	指標の説明	累計／単年度
地域包括ケアシステムのサービスを利用した人の数	—	↗	—	地域包括ケアシステム推進事業を行う団体のサービスを利用した人の数	単年度
いきいきクラブの会員数	4,997 人	↗	H26 年度	いきいきクラブに入会している高齢者の数	単年度
「老人だんらんの家」の利用者数	143,299 人	↗	H26 年度	「老人だんらんの家」の年間利用者数(延べ数)	単年度
認知症サポーター養成講座の修了者数	5,995 人	↗	H26 年度	平成 18 年度から実施している認知症サポーター養成講座を修了した人の数	累計
介護保険施設等の整備床数	1,904 床	↗	H26 年度	介護保険施設(特別養護老人ホーム)、認知症高齢者グループホーム、特定施設の整備床数	累計
アッピー元気体操の参加者数	2,300 人	↗	H26 年度	アッピー元気体操教室に参加した人の数	単年度

1-2-3 障害者福祉

指標名	実績値	実績値から見た指標の方向性	実績値の年度	指標の説明	累計／単年度
「障害について正しい知識を持つことができた」と回答した研修・講習の受講者の割合	—	↗	—	障害や障害者に係る研修・講習の受講者に対するアンケートで、「障害について正しい知識を持つことができた」と回答した人の割合	単年度
就労支援により就職できた障害者の数	232 人	↗	H26 年度	障害者就労支援センターの就労支援により就職できた障害者の数	累計
つくし学園利用者の満足度	—	↗	—	つくし学園を利用した保護者に対するアンケート(5段階評価)における平均満足度	単年度

1-2-4 健康

指標名	実績値	実績値から見た指標の方向性	実績値の年度	指標の説明	累計／単年度
特定健診受診率	45.5%	↗	H26 年度	特定健診対象者のうち、受診した人の割合	単年度
各種がん検診受診率 (対象者は性別・年齢により異なる)	胃がん 6.7% 肺がん 9.2% 大腸がん 37.4% 子宮がん 17.5% 乳がん 16.6% 前立腺がん 43.7%	↗	H26 年度	【胃がん・肺がん・大腸がん】 40 歳以上で、農林水産業従事者以外の就業者と要介護 4・5 の認定者を除いた対象者のうち、受診した人の割合 【子宮がん】 20 歳以上で、農林水産業従事者以外の就業者と要介護 4・5 の認定者を除いた女性のうち、受診(2 年に 1 回)した人の割合 【乳がん】 40 歳以上で、農林水産業従事者以外の就業者と要介護 4・5 の認定者を除いた女性のうち、受診(2 年に 1 回)した人の割合 【前立腺がん】 50 歳以上で、農林水産業従事者以外の就業者と要介護 4・5 の認定者を除いた男性のうち、受診した人の割合	単年度
「何か困ったときに相談する人がいる」と回答した人の割合	84.2%	↗	H26 年度	健康増進計画におけるアンケートで、「何か困ったときに相談する人がいる」と回答した人の割合	5 年に 1 度
麻疹風しん予防接種の接種率	1 歳児 100.2% 5 歳児 91.4%	↗	H26 年度	対象年齢児のうち、麻疹風しんの予防接種を受けた幼児の割合	単年度
平日夜間・休日急患診療所の医師 1 人当たりの患者数	平日・夜間 5.17 人 休日 27.96 人	↘	H26 年度	平日夜間・休日急患診療所の医師 1 人当たりの年間平均患者数	単年度

1-3 暮らしの安心・安全確保

1-3-1 交通安全

指標名	実績値	実績値から見た指標の方向性	実績値の年度	指標の説明	累計／単年度
市内の交通事故件数	5,020 件	↘	H26 (暦年)	1 年間に市内で発生した交通事故件数	単年度
通学路安全対策事業において改善した箇所数	18 か所	↗	H26 年度	市 PTA 連合会からの要望箇所のうち、改善した箇所の数	累計

指標名	実績値	実績値から見た指標の方向性	実績値の年度	指標の説明	累計／単年度
「交通安全意識が高まった」と回答した交通安全教室参加者の割合	—	↗	—	交通安全教室の参加者に対するアンケートで、「交通安全意識が高まった」と回答した人の割合	単年度

1-3-2 防災・危機管理

指標名	実績値	実績値から見た指標の方向性	実績値の年度	指標の説明	累計／単年度
避難所等に備蓄している避難者用食料の充足率	100%	→	H26年度	市防災計画で避難所等に備蓄することとなっている避難者用食料が備蓄されている割合	累計
災害時応援協定の締結数	49件	↗	H26年度	他自治体や企業等と締結した災害時応援協定の数	累計
「防災意識が高まった」と回答した総合防災訓練参加者の割合	—	↗	—	市総合防災訓練の参加者に対するアンケートで、「防災意識が高まった」と回答した人の割合	単年度
災害用マンホールトイレの設置箇所数	14か所	↗	H26年度	市内に設置した災害用マンホールトイレの箇所数	累計
自主防災連合会12団体のうち「防災士」がいる連合会の数	9団体	↗	H26年度	市内に12団体ある自主防災連合会のうち、「防災士」がいる自主防災連合会の数	累計
市内既存建築物の耐震化率	住宅76.8% 民間建築物86.6%	↗	H27年度	市内の既存建築物のうち、昭和56年以前に建築された旧耐震基準の住宅や民間特定建築物の割合	累計

1-3-3 消防

指標名	実績値	実績値から見た指標の方向性	実績値の年度	指標の説明	累計／単年度
消防施設・装備等の整備計画の進捗率	90.7%	↗	H26年度	総務省消防庁の「消防力の整備指針」に定められた基準に対して、整備されている消防施設・整備等の割合	累計
消防水利の充足率	88.34%	→	H26年度	総務省消防庁の「消防水利の基準」に定められた基準に対して、整備されている消防水利の割合	累計
消防団員一人に対する市民の数	1,629人	↘	H26年度	4月1日現在の市民の数／消防団員の数	単年度
覚知から出動指令までの平均時間	2分15秒	↘	H22～26年度の平均	通報を受けてから出動指令を発するまでの平均時間	単年度
覚知から現場到着までの平均時間	8分31秒	↘	H22～26年度の平均	通報を受けてから現場に到着するまでの平均時間	単年度
防火対象物の重大な法令違反率	9.4%	↘	H26年度	防火対象物点検で重大な法令違反に該当した防火対象物の割合	累計

1-3-4 防犯

指標名	実績値	実績値から見た指標の方向性	実績値の年度	指標の説明	累計／単年度
「防犯意識が高まった」と回答した講演会受講者等の割合	—	↗	—	防犯講演会の参加者等に対するアンケートで、「防犯意識が高まった」と回答した人の割合	単年度

1-3-5 消費生活

指標名	実績値	実績値から見た指標の方向性	実績値の年度	指標の説明	累計／単年度
消費生活相談をした市民のうち、市の消費生活センターを利用した割合	82.6%	↗	H26年度	消費生活相談を行った市民のうち、市の消費生活センターを利用した人の割合	単年度
「消費者としての意識が高まった」と回答した講座等の受講者の割合	—	↗	—	消費生活センター主催の講座等の参加者に対するアンケートで、「消費者としての意識が高まった」と回答した人の割合	単年度

2 未来につなぐ環境づくり

2-1 持続可能な循環型社会の形成

2-1-1 環境保全

指標名	実績値	実績値から見た指標の方向性	実績値の年度	指標の説明	累計／単年度
環境イベントに参加した子育て世代の割合	17.7%	↗	H26年度	市主催の環境イベントに参加した子育て世代(20~40歳代)の人の割合	単年度
市の公共施設及び事務事業からの温室効果ガス排出量	18,798 t-CO ₂	↘	H26年度	市の公共施設や事務事業によって排出された温室効果ガスの量	単年度
市内のCO ₂ 排出量	1,038 千 t-CO ₂	↘	H24年度	上尾市から排出されたCO ₂ の量	単年度
クールシェア実施箇所数	11 か所	↗	H27年度	クールシェアに協力している施設等の数	単年度
環境教育・学習等に初めて参加した人の割合	54.8%	↗	H26年度	市主催の環境問題学習会等の参加者のうち、に初めて参加した人の割合	単年度

2-1-2 廃棄物・リサイクル

指標名	実績値	実績値から見た指標の方向性	実績値の年度	指標の説明	累計／単年度
家庭からの可燃ごみの搬入量	45,331t	↘	H26年度	環境センターに搬入された家庭からの可燃ごみの量	単年度
事業所からの可燃ごみの搬入量	14,000t	↘	H26年度	環境センターに搬入された事業所からの可燃ごみの量	単年度
地域リサイクル活動による資源回収量の割合	8.3%	↗	H26年度	ごみ量(家庭系ごみ、事業系ごみ)における地域リサイクル活動によって回収された資源量の割合	単年度
使用済み小型電子機器等の回収量	39t	↗	H26年度	公共施設に設置した回収ボックスにより回収した使用済み小型電子機器等の量	単年度
ふれあい収集の利用者数	228 人	↗	H26年度	環境センターが実施する「ふれあい収集事業」を利用している人の数	単年度
最終処分場への焼却灰の搬出量	5,593t	↘	H26年度	市外の最終処分場に搬出する焼却灰の量	単年度

2-1-3 生活環境

指標名	実績値	実績値から見た指標の方向性	実績値の年度	指標の説明	累計／単年度
水質汚濁防止法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく工場・事業場の排水基準の適合率	82.3%	↗	H26年度	立入検査を行った工場・事業場のうち、水質汚濁防止法及び埼玉県生活環境保全条例の基準に適合している割合	単年度
放射線量を測定している施設において基準値を超えている施設数	0か所	→	H26年度	放射線量測定を行って市ホームページで公表している施設のうち、測定値が基準値(0.23μSv/時)を超えている施設の数	単年度
アスベスト対策が行われていない民間建築物の認知棟数	16棟	↘	H26年度	市で認知しているアスベスト対策が行われていない民間建築物の数	累計
狂犬病予防注射の接種率	86.5%	↗	H26年度	登録されている飼い犬のうち、狂犬病予防注射を接種した割合	累計

2-2 良好な水循環・水環境の形成

2-2-1 上水道

指標名	実績値	実績値から見た指標の方向性	実績値の年度	指標の説明	累計／単年度
水道水の水質基準の不適合率	0%	→	H26年度	水道水の水質検査で基準に適合しなかった割合	単年度
水道管路の耐震化率	23.5%	↗	H26年度	水道管路のうち、耐震化が完了した割合	累計
水道事業会計の営業収支比率	115.6%	→	H26年度	(営業収益－受託工事収益)÷(営業費用－受託工事費)×100	単年度

2-2-2 下水道

指標名	実績値	実績値から見た指標の方向性	実績値の年度	指標の説明	累計／単年度
公共下水道普及率(人口)	79.1%	↗	H26年度	行政人口に占める公共下水道が整備された地域の人口の割合	累計
公共下水道雨水整備率(面積)	48.7%	↗	H26年度	市街化区域の面積に占める公共下水道が整備された地域の面積の割合	累計
公共下水道管渠耐震化率	34.0%	↗	H26年度	公共下水道管渠のうち、耐震化が完了した割合	累計
トイレの水洗化率	96.3%	↗	H26年度	公共下水道が整備された地域のうち、水洗トイレを利用している世帯の割合	累計

2-2-3 河川

指標名	実績値	実績値から見た指標の方向性	実績値の年度	指標の説明	累計／単年度
準用河川の整備率	73.5%	↗	H26年度	準用河川のうち、整備されている割合	累計
都市下水路(浅間川)の整備率	8.5%	↗	H26年度	整備中の都市下水路(浅間川)のうち、整備されている割合	累計
雨水タンクの設置数	132基	↗	H26年度	市の補助制度を利用して設置した雨水タンクの数	累計

3 快適な都市空間づくり

3-1 都市基盤の整備

3-1-1 土地利用

指標名	実績値	実績値から見た指標の方向性	実績値の年度	指標の説明	累計／単年度
施行中の区画整理事業の平均進捗率	71.58%	↗	H26年度	現在施行中の4区画整理事業(小泉・上平第三・大谷北部第二・大谷北部第四)の平均進捗率	累計
建築物の完了検査率	99.65%	↗	H27年度	建築の確認申請が行われた建築物のうち、完了検査を受けた割合	単年度

3-1-2 住環境

指標名	実績値	実績値から見た指標の方向性	実績値の年度	指標の説明	累計／単年度
地区計画策定地区数	2地区	↗	H26年度	街づくり推進地区のうち、地区計画を策定している地区の数	累計
建築協定締結地区数	10地区	↗	H26年度	建築協定を締結している地区の数	累計
建築物等の定期報告率	92.8%	↗	H26年度	建築基準法に規定する一定規模の建築物等のうち、定期報告を行っている割合	単年度

3-2 交通環境の充実

3-2-1 交通

指標名	実績値	実績値から見た指標の方向性	実績値の年度	指標の説明	累計／単年度
市内循環バス“ぐるっとくん”の利用者数	456,655人	↗	H26年度	市内循環バス“ぐるっとくん”の年間利用者数	単年度
鉄道事業者への要望に対し改善が図られた数	—	↗	—	鉄道輸送力推進協議会からJR東日本に対して改善を要望した項目のうち、改善が図られた数	累計
整備した自転車レーンの長さ	2.5km	↗	H26年度	市道のうち、自転車レーン(青線)として整備した道路の長さ	累計
駅前放置自転車の撤去台数	1,021台	↘	H26年度	JR上尾駅の駅前に放置された自転車を撤去した台数	単年度

3-2-2 道路

指標名	実績値	実績値から見た指標の方向性	実績値の年度	指標の説明	累計／単年度
国・県道の整備率	80.3%	↗	H26年度	国道(上尾道路)及び県道(第二産業道路)のうち、整備されている割合	累計
都市計画道路の整備率	62.85%	↗	H26年度	都市計画決定した道路のうち、整備されている割合	累計
拡幅整備した市道の延長数	1,474m	↗	H26年度	市道のうち、拡幅整備されたものの延長数	累計
違反屋外広告物看板の撤去枚数	9,909枚	↘	H26年度	埼玉県屋外広告物条例に違反する屋外広告物・看板を撤去した数	単年度

4 美しく心豊かなまちづくり

4-1 緑の保全・創出

4-1-1 みどり

指標名	実績値	実績値から見た指標の方向性	実績値の年度	指標の説明	累計／単年度
「ふれあいの森」の面積	7.1ha	↗	H26年度	市内の「ふれあいの森」の面積	累計
都市公園の面積	88ha	↗	H26年度	市内の都市公園の面積	累計
開発指導により創出された緑地の面積	0.42ha	↗	H26年度	開発指導により新たに創出された緑地の面積	累計
公園管理協定の公園数	62 公園	↗	H26年度	公園管理協定を締結している都市公園の数	累計

4-2 地域文化の継承と創造

4-2-1 文化・芸術

指標名	実績値	実績値から見た指標の方向性	実績値の年度	指標の説明	累計／単年度
文化・芸術に親しむ市民の割合	—	↗	—	市美術展覧会、市民音楽祭等の参加者に対するアンケートで、「文化・芸術に親しんでいる」と回答した人の割合	単年度
上尾市美術展覧会への出品点数	499 点	→	H26年度	上尾市美術展覧会に出展された作品の数	単年度
小学校への出張コンサートの開催数	1 回	↗	H26年度	地元芸術家による小学校での出張コンサートの開催数	単年度

4-2-2 文化財

指標名	実績値	実績値から見た指標の方向性	実績値の年度	指標の説明	累計／単年度
指定・登録文化財件数	122 件	↗	H26年度	市指定文化財・市登録文化財の件数	累計
活動している無形民俗文化財の保持団体数	40 団体	→	H26年度	現在も活動している無形民俗文化財の保持団体の数	累計
整理された歴史資料の目録点数	15 点	↗	H26年度	整理が完了して刊行された歴史資料目録の点数	累計
あげお歴史セミナー等の参加者数	1,356 人	↗	H26年度	あげお歴史セミナー等の啓発事業への参加者数	単年度

4-3 生涯学習・スポーツの振興

4-3-1 生涯学習

指標名	実績値	実績値から見た指標の方向性	実績値の年度	指標の説明	累計／単年度
公民館で生涯学習活動を行った人の数	9,805 人	↗	H26年度	公民館を利用して生涯学習活動を行った人の数(公民館まつりを除く)	単年度
教育機関・民間企業等と連携・協働して実施した講座数	10 講座	↗	H26年度	大学等の教育機関や、民間企業等との連携・協働により実施した生涯学習講座の数	単年度
家庭教育推進事業の参加者数	404 人	↗	H26年度	家庭教育講演会に参加した人の数	単年度
学校施設(特別教室)開放事業の利用件数	896 件	↗	H26年度	学校施設開放事業による特別教室を利用した件数	単年度
まなびすと指導者バンク登録者数	129 人	↗	H26年度	まなびすと指導者バンクに登録している人の数	累計

指標名	実績値	実績値から見た指標の方向性	実績値の年度	指標の説明	累計／単年度
図書館の利用者数	423,459 人	↗	H26年度	図書館の年間利用者数	単年度
図書館資料の予約・リクエスト件数	209,223 件	↗	H26年度	図書館が所蔵する図書等の資料の予約・リクエストの件数	単年度

4-3-2 スポーツ・レクリエーション

指標名	実績値	実績値から見た指標の方向性	実績値の年度	指標の説明	累計／単年度
施設の利用者数	889,386 人	↗	H26年度	市民体育館、平方スポーツ広場、平方野球場、平塚サッカー場、学校開放(校庭・体育館・武道場)の7施設を利用した人の数	単年度
スポーツ・レクリエーション事業の参加者数	24,869 人	↗	H26年度	いきいきライフ大運動会、あげおシティマラソン、市民体育祭、市民駅伝、ステップアップ講座、長生きスポーツ教室、小学生ドッジボール大会、バレーボール大会、なわとび大会、げんきチャレンジの10事業に参加した人の数	単年度
スポーツイベントに参加する児童生徒の数	7,282 人	↗	H26年度	小学生ドッジボール大会、バレーボール教室、なわとび大会、げんきチャレンジ、あげおシティマラソン、市民駅伝の6事業に参加した児童生徒の数	単年度
スポーツ・レクリエーションに関するスキルアップ講座等の受講者数	55 人	↗	H26年度	スポーツ推進委員研修、ステップアップ講座、AED講習会の3事業に参加した人の数	単年度

5 たくましい都市活力づくり

5-1 地域産業の振興

5-1-1 農業

指標名	実績値	実績値から見た指標の方向性	実績値の年度	指標の説明	累計／単年度
経営改善計画が認定された農業者の割合	3.3%	↗	H26年度	農業者のうち、上尾市地域農業再生協議会で経営改善計画が認定された農業者の割合	累計
体験農園の開設数	3 園	↗	H26年度	開設された体験農園の数	累計
利用権が設定された農地の面積	58.8ha	↗	H26年度	利用権設定促進事業に基づき利用権が設定された農地の面積	累計
あげお朝市の年間売上額	153 万円	↗	H26年度	「あげお朝市」の年間の売上額	単年度
自己保全管理を含めた耕作放棄地解消面積	2.4ha	↗	H26年度	耕作放棄地のうち、自己保全管理を含めて耕作放棄が解消された農地の面積	単年度
多面的機能支援事業の対象となっている農地の保全面積	74.1ha	↗	H26年度	多面的機能支援事業の補助対象となった農地の面積	単年度

5-1-2 商業

指標名	実績値	実績値から見た指標の方向性	実績値の年度	指標の説明	累計／単年度
中小企業サポート件数(商業分野)	1 件	↗	H26年度	商業分野で中小企業サポート制度を利用した件数	単年度

指標名	実績値	実績値から見た指標の方向性	実績値の年度	指標の説明	累計／単年度
農商工観ポータルサイトの訪問者数	—	↗	—	農商工観ポータルサイトにアクセスした件数	単年度
商店街環境整備事業・商店街活力再生事業の補助件数	11 件	→	H26 年度	「商店街環境整備事業」「商店街活力再生事業」の補助を受けた件数	単年度
「まちフェス」の参加店舗数・来場者数	29 件 15,000 人	↗	H26 年度	JR 上尾駅周辺で行う「まちフェス」に参加した店舗の数及び来場した人数	単年度

5-1-3 工業

指標名	実績値	実績値から見た指標の方向性	実績値の年度	指標の説明	累計／単年度
中小企業サポート件数（工業分野）	2 件	↗	H26 年度	工業分野で中小サポート制度を利用した件数	単年度
あげお工業フェアの出展件数	33 件	↗	H26 年度	「あげお工業フェア」に出展した企業・団体の件数	単年度

5-1-4 観光

指標名	実績値	実績値から見た指標の方向性	実績値の年度	指標の説明	累計／単年度
観光協会ホームページ・農商工観ポータルサイトのアクセス数及び観光協会のツイッターのフォロー件数	—	↗	—	市観光協会ホームページ・農商工観ポータルサイトへのアクセス件数と市観光協会のツイッターのフォロー件数の合計	単年度
広域観光キャンペーン及びイベント数	—	↗	—	4 市 1 町による広域観光キャンペーン及びイベントの開催数	単年度
観光協会推奨土産品認定件数	42 件	↗	H26 年度	市観光協会が推奨土産品として認定した土産品の件数	累計
映画等の撮影受付及び撮影実施数	16 件	↗	H26 年度	映画等の撮影受付件数と撮影が行われた件数の合計	単年度
上尾夏まつり、あげお花火大会・あげお産業祭の来場者数	344,500 人	↗	H26 年度	「上尾夏まつり」「あげお花火大会」「あげお産業祭」に来場した人の数	単年度

5-2 労働環境の充実

5-2-1 勤労者・就労支援

指標名	実績値	実績値から見た指標の方向性	実績値の年度	指標の説明	累計／単年度
上尾市勤労者福祉サービスセンターの会員事業所数	732 件	↗	H26 年度	上尾市勤労者サービスセンターの会員となっている事業所の数	単年度
就職面接会参加者の就職者数	9 人	↗	H26 年度	上尾・桶川・伊奈地域雇用対策協議会主催の就職面接会の参加者で、実際に就職した人の数	単年度

6 明日を担う人づくり

6-1 児童福祉の充実

6-1-1 子育て

指標名	実績値	実績値から見た指標の方向性	実績値の年度	指標の説明	累計／単年度
乳幼児健診の受診率	4か月児96.6% 1歳6か月児 95.9% 3歳児 92.8%	↗	H26 年度	対象年齢児のうち、各健診を受診した乳幼児の割合	単年度
親子教室利用者の満足度	4.49	↗	H26 年度	親子教室を利用した保護者に対するアンケート(5段階評価)における平均満足度	単年度
保育所の待機児童数	15人	↘	H27 年度	4月1日現在の保育所の待機児童数	単年度
放課後児童クラブの待機児童数	0人	→	H27 年度	4月1日現在の放課後児童クラブの待機児童数	単年度
助成を受けて資格取得し、就労した人の割合	90.0%	↗	H26 年度	母子家庭等自立支援給付金を受けて資格取得した人のうち、実際に就労した割合	単年度
私立幼稚園へ就園している幼児の割合	90.0%	↗	H26 年度	対象年齢幼児のうち、保育所に入所した幼児を除き、私立幼稚園へ就園している割合	単年度
地域子育て支援拠点の利用者数	75,119人	↗	H26 年度	地域子育て支援拠点(12か所)の年間利用者数	単年度
児童館の利用者数	307,478人	↗	H26 年度	児童館アッピーランド及びこどもの城の年間利用者数	単年度
虐待からの保護を必要とする児童の数	62人	↘	H26 年度	子ども・若者相談センターが把握した虐待からの保護を必要とする児童の数	単年度

6-2 学校教育の充実

6-2-1 教育環境

指標名	実績値	実績値から見た指標の方向性	実績値の年度	指標の説明	累計／単年度
分野別・年代別の研修会の開催数	44回	↗	H26 年度	教育委員会主催の分野別・年代別の教職員研修会の開催数	単年度
各学校の学校応援団の合計活動日数	10,931日	↗	H26 年度	各小・中学校の学校応援団の年間活動日数の合計数	単年度
適正な規模を維持している小・中学校の数	小学校 11校 中学校 4校	↗	H27 年度	文部科学省が示す適正規模(通常学級数12~18)の小・中学校の数	単年度
登下校時の交通事故件数	13件	↘	H26 年度	登下校時に児童生徒が遭った交通事故の件数	単年度

6-2-2 教育活動

指標名	実績値	実績値から見た指標の方向性	実績値の年度	指標の説明	累計／単年度
大型モニタの活用率	小学校 81.0% 中学校 56.9%	↗	H26 年度	小中学校の普通教室に設置した大型モニタを授業等で活用している割合	単年度
中学生海外派遣研修事業応募生徒数 中学生社会体験チャレンジ事業に参加して「進路意識の向上ができた」と回答した生徒の割合	76人 48.8%	↗	H26 年度	中学生海外派遣研修事業に応募した生徒の数 中学生社会体験チャレンジ事業に参加して「進路意識の向上ができた」と回答した生徒の割合	単年度

指標名	実績値	実績値から見た指標の方向性	実績値の年度	指標の説明	累計／単年度
アンケートで把握したいじめの解消率	100%	→	H26年度	毎月実施するアンケートで把握した小・中学校のいじめのうち、解消した割合	単年度
暴力行為の発生件数	0件			小中学生による暴力行為の発生件数	
教育相談の終結率	76.4%	↗	H26年度	教育センターへの教育相談のうち、終結した教育相談の割合	単年度
新体力テストの総合評価で上位3ランク(ABC)の児童生徒の割合	小学校 78.5% 中学校 86.1%	↗	H26年度	新体力テストの総合評価で5ランク中上位3ランクの児童生徒の割合	単年度
特別支援教育研修会の開催数	9回	↗	H26年度	教育委員会主催の特別支援教育に係る研修会の実施回数	単年度
児童生徒の朝ごはんの摂取率	小学校 95.6% 中学校 91.8%	↗	H26年度	毎年実施する調査で「朝ごはんを必ず食べる」と回答した児童生徒の割合	単年度

6-3 青少年の育成

6-3-1 青少年

指標名	実績値	実績値から見た指標の方向性	実績値の年度	指標の説明	累計／単年度
街頭補導活動による補導人数	458人	↘	H26年度	補導委員の街頭補導活動により補導された児童生徒の数	単年度

7 市民との協働と新たな行政運営

7-1 市民参加と協働の推進

7-1-1 市民活動・コミュニティ支援

指標名	実績値	実績値から見た指標の方向性	実績値の年度	指標の説明	累計／単年度
地域デビュー支援事業に参加し、地域デビューした人の数	10人	↗	H26年度	地域デビュー支援事業に参加して実際に地域デビューした人数	単年度
協働のまちづくり推進事業への応募件数	7件	↗	H26年度	協働のまちづくり推進事業へ応募した市民活動団体の数	単年度
「地域でのつながりを実感している」と回答した市民の割合	60.4%	↗	H25年度	市民意識調査で「地域でのつながりを実感している」と回答した市民の割合	5年に1度

7-1-2 交流

指標名	実績値	実績値から見た指標の方向性	実績値の年度	指標の説明	累計／単年度
「お互いの文化等についての認識が深まった」と感じている「あげおワールドフェア」の参加者の割合	—	↗	—	「あげおワールドフェア」の参加者に対するアンケートで、「お互いの文化等についての認識が深まった」と回答した割合	単年度
福島県本宮市との交流活動の事業数	18件	↗	H26年度	福島県本宮市と交流活動を行った事業の数	単年度
聖学院大学等と連携した取組事業数	44件	↗	H26年度	聖学院大学等と連携して取り組んだ事業の数	単年度

7-1-3 情報共有

指標名	実績値	実績値から見た指標の方向性	実績値の年度	指標の説明	累計／単年度
上尾市 Web サイトへのアクセス件数	505,837 件	↗	H26 年度	市ホームページへのアクセス件数	累計
「市長へのはがき」で「解決」「解決予定」の割合	53.6%	↗	H26 年度	「市長へのはがき」の回答対象で、「解決」「解決予定」の割合	単年度
行政文書公開の未処理件数	0 件	→	H26 年度	情報公開申請のあった行政文書で、処理できなかった件数	単年度

7-2 新たな行政運営

7-2-1 行政経営

指標名	実績値	実績値から見た指標の方向性	実績値の年度	指標の説明	累計／単年度
第 8 次行政改革の達成率	—	↗	—	第 8 次上尾市行政改革大綱・実施計画に掲げた項目のうち、達成した項目の割合	累計
情報セキュリティ事故の発生件数	0 件	→	H26 年度	市役所で発生した情報セキュリティ事故の件数	単年度
市職員の現在の職務への意欲度合	90%	↗	H26 年度	自己申告制度で「現在の仕事にやりがいがある」と回答した市職員の割合	単年度
窓口サービスに対する市民(利用者)の満足度	各課が定める基準値 90%以上 94%以上 95%以上	↗	H26 年度	ISO9001 対象課が行う市民(利用者)満足度調査における平均満足度	単年度

7-2-2 財政運営

指標名	実績値	実績値から見た指標の方向性	実績値の年度	指標の説明	累計／単年度
市債残高	837 億円	↘	H26 年度	前年度末時点の市債の残高	累計
市税の納税率	98.6%	↗	H26 年度	前年度決算における市民税・固定資産税・都市計画税の納税率	単年度
市税、使用料・手数料を除く自主財源の総額	26,701 千円	↗	H26 年度	前年度決算における自動販売機設置貸付料、有料広告料の総額	単年度

7-2-3 公共施設

指標名	実績値	実績値から見た指標の方向性	実績値の年度	指標の説明	累計／単年度
公共施設等の個別施設管理基本計画・実施計画の進捗率	—	↗	—	個別施設管理基本計画・実施計画の進捗の割合	累計
公共建築物の計画保全実施率	—	↗	—	個別施設管理基本計画・実施計画に基づき計画保全が行われている公共建築物の割合	累計
公共建築物の耐震化率	85.8%	↗	H26 年度	耐震化が完了している市有建築物の割合	累計

第5次上尾市総合計画後期基本計画

平成28年3月発行

発行：上尾市行政経営部行政経営課

<http://www.city.ageo.lg.jp>

あなたにけんきをおくるまち



上尾市